



宍粟市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

第4期宍粟市地域福祉計画

（再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画）

令和7年3月

宍粟市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルや働き方の変化などを背景に、地域における生活課題が多様化、複雑化しており、従来の制度や分野での体制では対応が困難な事案が増えています。本市におきましても、高齢化率が40%を上回る地域も増えてきており、地域での住民同士の希薄化や地域活動の担い手不足による地域活力の低下を懸念しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその後の物価高騰の影響等により、社会的孤立や孤独が深刻化している地域社会において、住民同士がつながり支え合うことがますます重要になると考えております。

このような状況の中、新たに策定した「第4期宍粟市地域福祉計画」では、第3期計画で掲げた「つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし」の基本理念を尊重しつつ、「誰一人おいてかへんで 宍粟のふくし」という新たな理念のもと、市民の方々が誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安全安心に自分らしく暮らすことができるまちづくりをめざして、担い手を育て、支え合う地域と仕組みづくりを市民や自治会、事業者や団体、及び行政が共に考え、取り組んでいくため、令和7年度から5年間を計画期間とする「第4期宍粟市地域福祉計画」を策定いたしました。

市では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会の実現をめざして、本計画を福祉の各分野における共通事項として位置付け、各計画との連携を図ることにより地域福祉施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた宍粟市地域福祉計画推進会議の委員の皆様をはじめ、「地域福祉計画策定における市民アンケート調査」等にご協力いただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

宍粟市長 福元 囗三

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域共生社会とは	2
4. 計画の位置付け	3
5. 地域福祉計画と「持続可能な開発目標（S D G s）」	4
6. 計画の期間	4
7. 計画の策定方法	5
第2章 宮粟市の現状と課題	6
1. 統計データからみる現状	6
2. アンケート調査結果からみる現状	16
3. 前計画における活動指標に対する評価	58
第3章 計画の基本的な考え方	70
1. 基本理念	70
2. 基本目標	70
3. 施策体系	71
4. 福祉圏域	72
5. 社会福祉協議会との連携	73
第4章 施策の展開	74
1. 基本目標1 地域福祉を進める意識と担い手を育てよう	74
2. 基本目標2 誰一人孤立しない地域をつくろう	78
3. 基本目標3 包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう	82
第5章 計画の推進体制	85
1. 計画の推進体制	85
2. 情報提供・周知	86
3. 計画の評価・検証	86
第6章 地域福祉計画に包含する計画	87
1. 宮粟市再犯防止推進計画	87
2. 宮粟市成年後見制度利用促進基本計画	95
資料編	109
1. 宮粟市地域福祉計画推進会議要綱	109
2. 宮粟市地域福祉計画推進会議委員名簿	111
3. 計画策定の経過	112
4. 用語解説	113

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、高齢福祉や障がい福祉、子育て支援など、各制度の充実が図られる一方で、人口減少や核家族化、未婚化、晚婚化、ライフスタイル、働き方の変化などを背景に、地域福祉を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、8050問題（p.118参照）やダブルケア（p.117参照）、ひきこもり（p.118参照）、ヤングケアラー（p.120参照）など、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい制度の狭間（p.117参照）の課題や複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

こうした問題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができず、生活が追い込まれ、危機的な局面になるまで問題が表面化しないということは少なくありません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、従来の支援のあり方に変容を迫るとともに、社会問題を加速度的に進行させており、急速に変化する社会環境の中で、誰一人として、孤立させないまちづくりが必要となっています。

このような課題に対し、国においては、SDGs（p.4参照）の採択や、令和2年（2020年）6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により社会福祉法を改正しました。改正社会福祉法では、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」（p.116参照））が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備を推進することとされています。

兵庫県では、令和6年3月に「兵庫県地域福祉支援計画（第5期）」を策定し、年齢、性別、障がいの有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残されず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい、地域をともにつくる地域共生社会（p.2参照）をめざす「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご～“誰も取り残されない”地域づくり～」を目標として計画を推進することとされています。

宍粟市（以下、「本市」という。）では、平成31年3月に「第3期宍粟市地域福祉計画（以下、「第3期計画」という。）」を策定し、「つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし」を基本理念とし、地域福祉の取り組みを推進してきました。このような中で、人口減少や少子高齢化による一人暮らし高齢者の増加や災害時における対応等、様々な福祉課題への対応が必要となっており、地域における支え合いは一層重要となっています。また、山崎、一宮、波賀、千種の各地区で地勢や人口・高齢化率等の様相が異なるため、引き続き各市民局・社会福祉協議会と連携し、地域に根ざした取り組みが必要です。

これらの背景をふまえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉のさらなる推進を図るべく、「第4期宍粟市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に、「地域」という言葉がついています。つまり、住民と地域で活動している団体や行政が連携し、様々な課題の解決に向けて取り組むことで、誰もが住み慣れた地域でその人らしい暮らしの中に、幸せを感じることができる地域をみんなでつくっていくことです。

私たちが住む地域には、年齢や性別、障がいの有無、生活の状況等、事情の異なる様々な人々が暮らしており、その中には様々な生活課題を抱え、支援を必要としている人たちもいます。

地域での人間関係が希薄になりがちな現代ではありますが、身近な暮らしの中で起こる困りごとを市民の誰もが「我が事」としてとらえ、考え、多様化・複雑化している課題を「丸ごと」受け止め、地域課題の解決にあたることが大切です。

3. 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、本市に住むすべての人々が支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら、自分らしく活躍することができる社会のことです。

地域では、市民一人ひとりが地域の困りごとや課題を他人事ではなく「我が事」として気づき、とらえることにより、世代や分野を超えて、地域の人やあらゆる地域の資源が「丸ごと」つながり、課題解決や、適切な支援につなげる仕組みをつくるなど、地域全体で支え合う取り組みを行っていくことが大切です。

また、行政は、各分野・機関が連携することで、包括的な支援体制（p.120 参照）を整備し、地域の支え合いを支援していくことが必要となります。

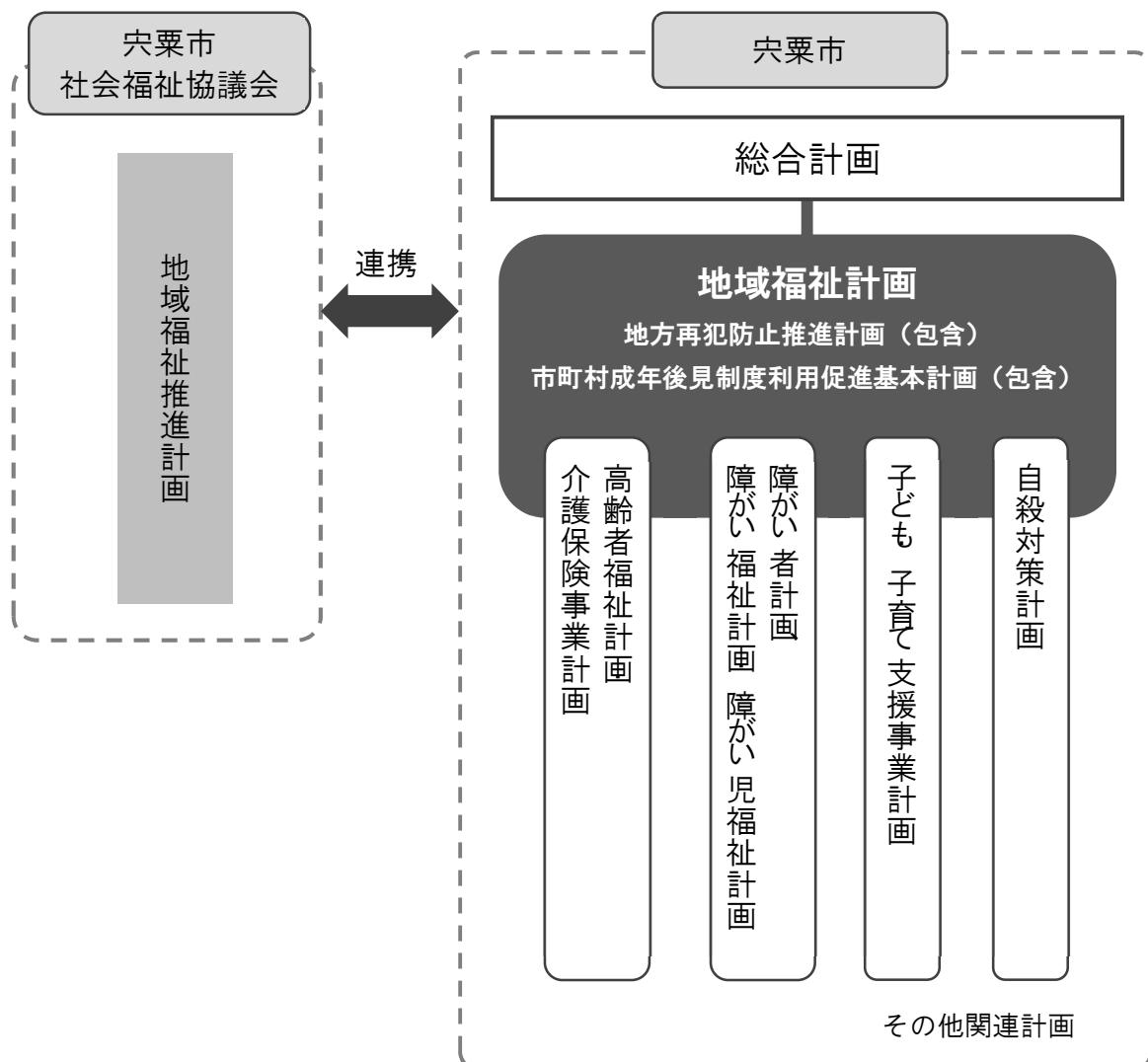
4. 計画の位置付け

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づいた「市町村地域福祉計画」であり、行政計画として地域福祉推進のための理念や方向性を示すものです。

また、本計画は「宍粟市総合計画」を最上位計画として整合を図るとともに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「自殺対策計画」等の各福祉関連計画の上位計画として、各計画との整合性の確保・更なる連携の推進を図ります。なお、本計画には、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けて、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、一体的に策定します。

また、社会福祉協議会が策定している地域住民や地域福祉に関わる住民組織等の具体的な活動内容を定める「地域福祉推進計画」とも整合を図り、計画を推進します。

【宍粟市地域福祉計画と各計画等との関係】



5. 地域福祉計画と「持続可能な開発目標（S D G s）」

平成 27 年度「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標（S D G s）」が採択されました。S D G s（Sustainable Development Goals）では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画の基本施策に S D G s のめざす 17 のゴールを関連づけることにより、S D G s の達成に向けた取り組みを一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げる S D G s の 8 つの目標達成に寄与することが期待されています。

【本計画における取り組みと S D G s の対応】



生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



全ての人が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備



支えあい、助けあいの促進、防災・防犯等の充実を通じた安全で安心して暮らせる地域の実現



全ての人が生涯を通じて質の高い教育を受けられる環境を整備し、生きる力を育む



差別の解消や虐待の防止等を通じた、全ての人への人権の保障



性別等に関わらず、誰もが地域社会に参画できる環境の整備



行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化や福祉関連施策の見直し、関連施策と整合を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第 3 期						
第 4 期（本計画）						
						第 5 期

7. 計画の策定方法

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

宍粟市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。

- 調査地域：宍粟市全域
- 調査対象者：18歳以上の住民2,000人（無作為抽出）
- 調査期間：令和6（2024）年1月10日～2月28日
- 調査方法：調査書を郵送配布し、郵送回収及びWEB回収
- 回収状況：配布数：2,000件、有効回収数：845件（有効回答率：42.3%）

(2) 宍粟市地域福祉計画推進会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「宍粟市地域福祉計画推進会議」を開催し、計画について審議を行いました。

- 第1回会議 令和5年12月25日（月）13:30～15:00
- 第2回会議 令和6年6月20日（木）13:30～15:30
- 第3回会議 令和6年8月20日（火）13:30～15:00
- 第4回会議 令和6年11月7日（木）14:00～16:00
- 第5回会議 調整中

(3) パブリックコメントの実施

計画素案について、広く市民の方々からご意見をいただくため、パブリックコメント（p.118参照）を実施します。

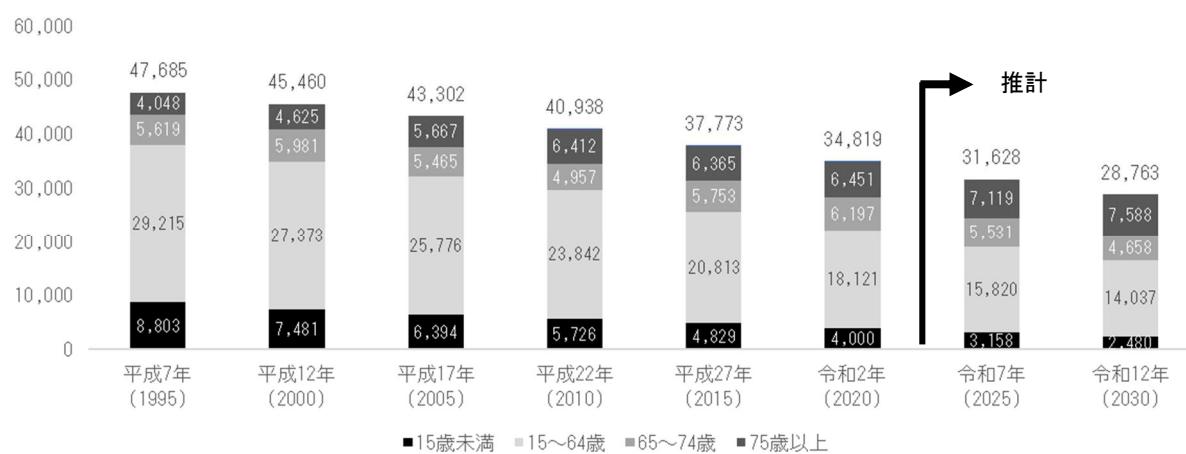
第2章 宮粟市の現状と課題

1. 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯の状況

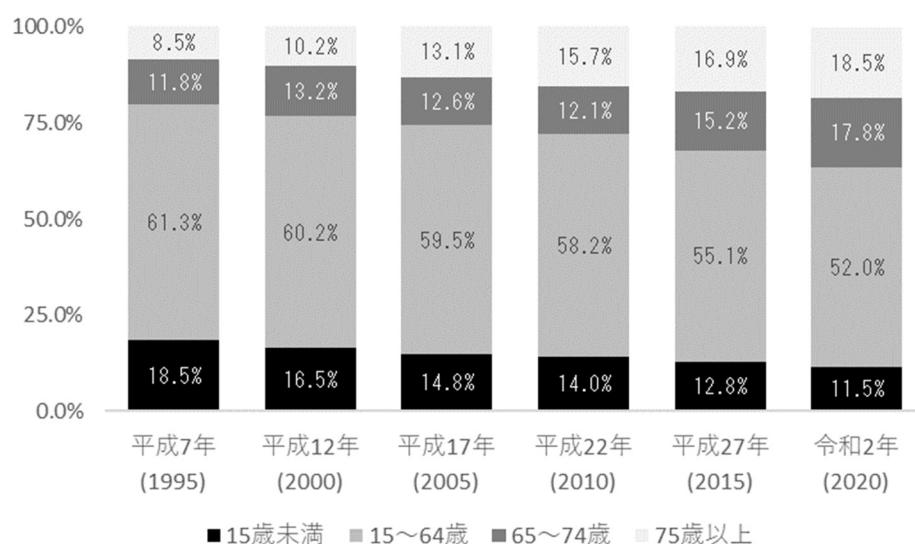
本市の総人口の推移をみると、減少を続けており、令和2年には34,819人と平成7年から12,000人以上の減少となっています。年齢4区分別人口割合の推移をみると、64歳未満の割合が減少し、65歳以上の割合が増加傾向となっています。また、高齢化率は令和2年で36.3%となっており、約3人に1人が高齢者となっています。

■年齢4区分別人口の推移



資料:国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

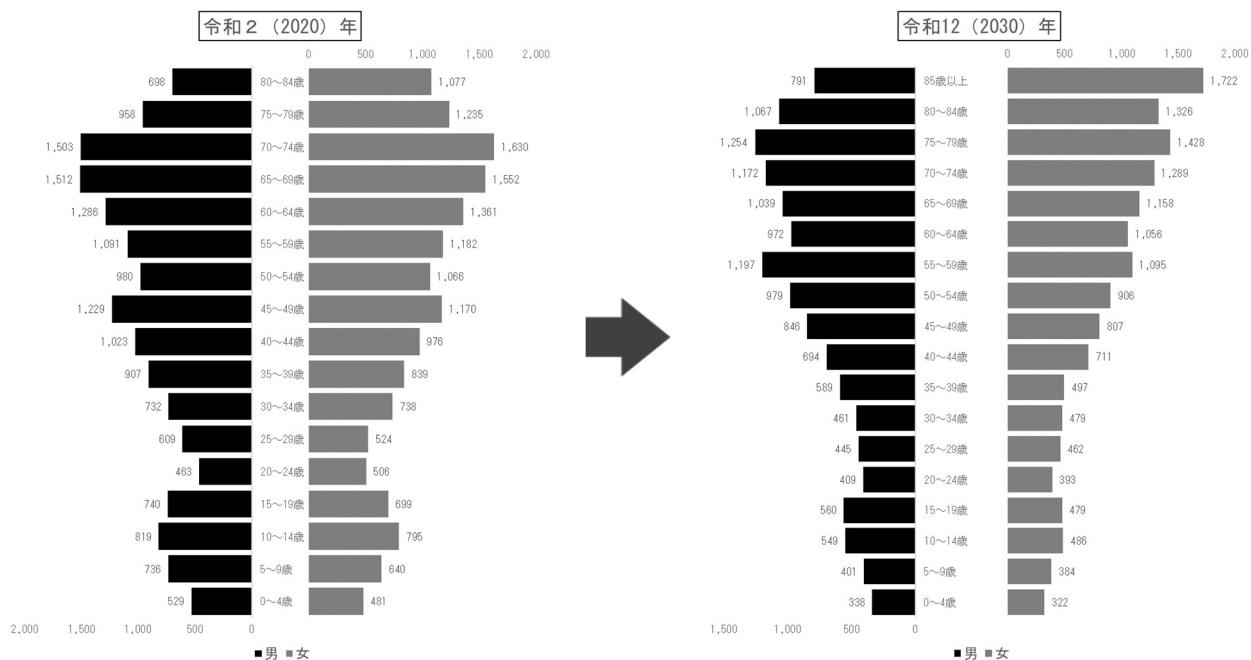
■年齢4区分別人口割合の推移



資料:国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、令和2年では20～24歳が少なく、70～74歳が最も多くなっています。令和12年の推計結果では、各年齢ともに減少が進み、0～4歳が最も少なく、75～79歳が最も多くなっています。

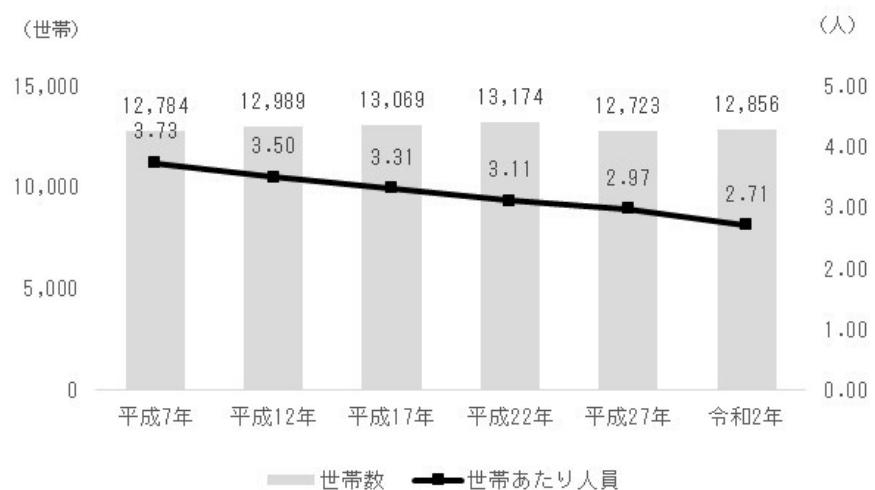
■人口ピラミッドの変遷(実績と推計)



資料:国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

世帯数の推移をみると、平成7年から令和2年にかけて、概ね横ばいとなっており、世帯あたり人員をみると、年々減少しています。

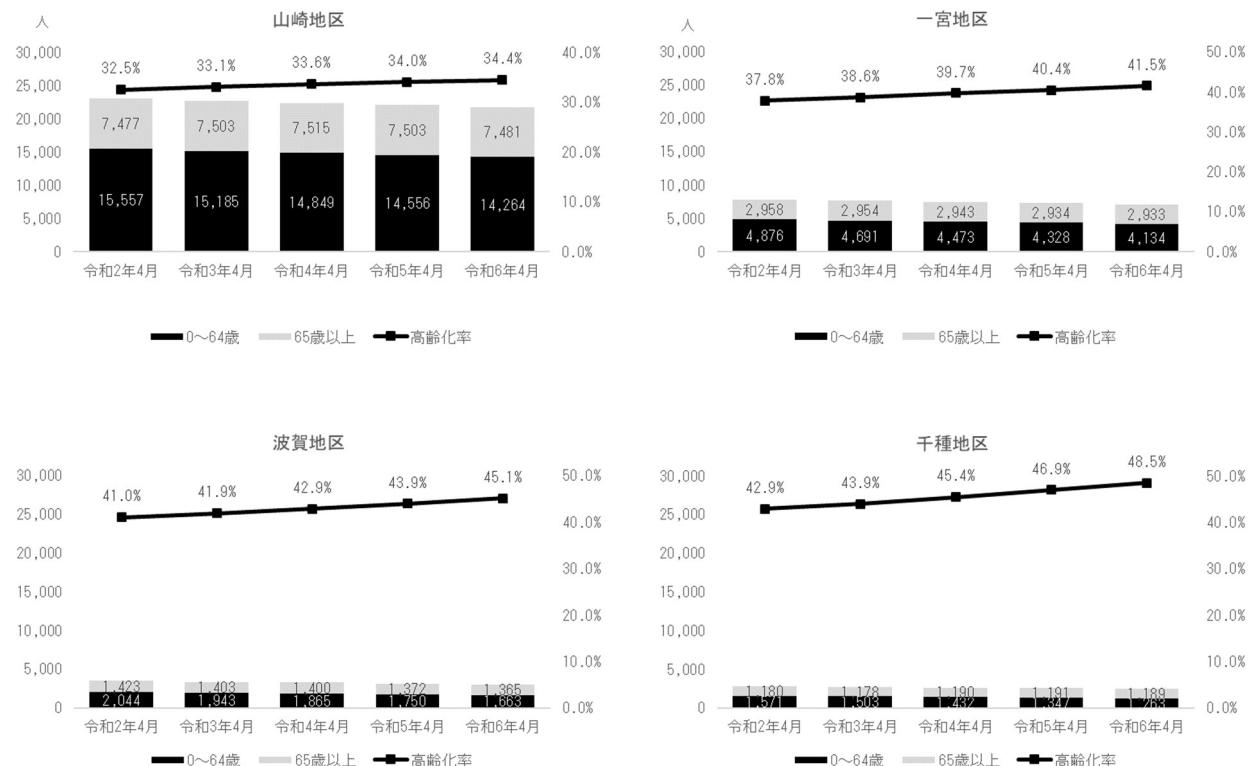
■世帯数の推移



資料:国勢調査

市内の地区別人口の推移をみると、4地区全てで総人口は減少しており、高齢化率は年々高くなっています。山崎地区以外では高齢化率が40%を超えており、千種地区では高齢化率が50%に達しようとしています。人口減少及び高齢化を起因とする諸問題への対策が喫緊の課題となっています。

■地区別人口の推移

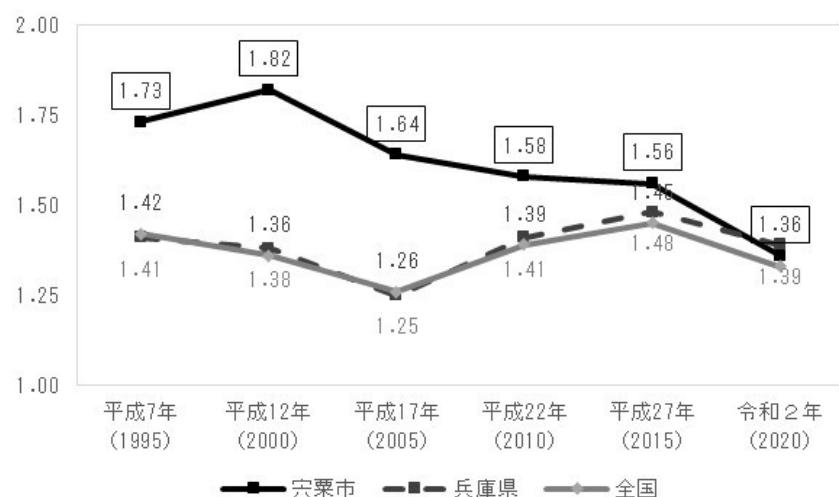


資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の推移をみると、平成7年から平成27年にかけて、全国・兵庫県より高くなっていますが、平成12年から減少を続けており、令和2年は全国を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

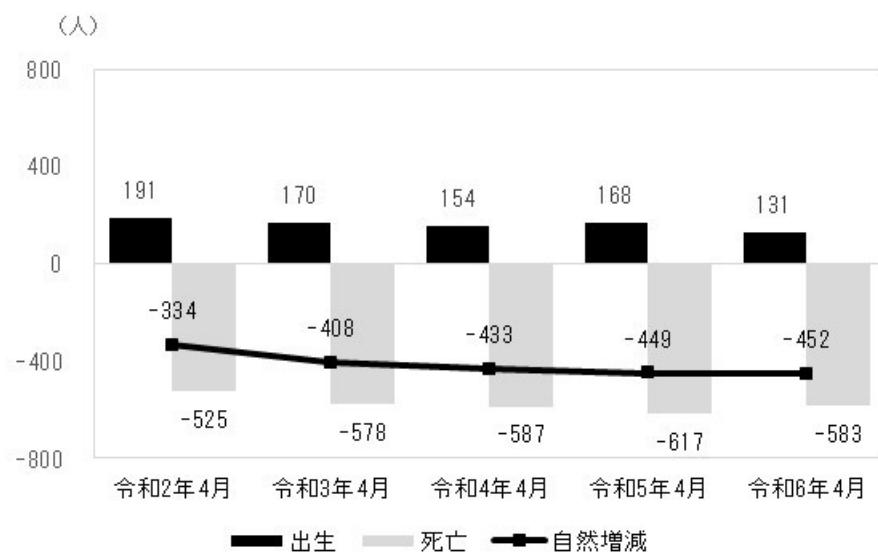


資料:兵庫県保健統計年報

(3) 人口動態の状況

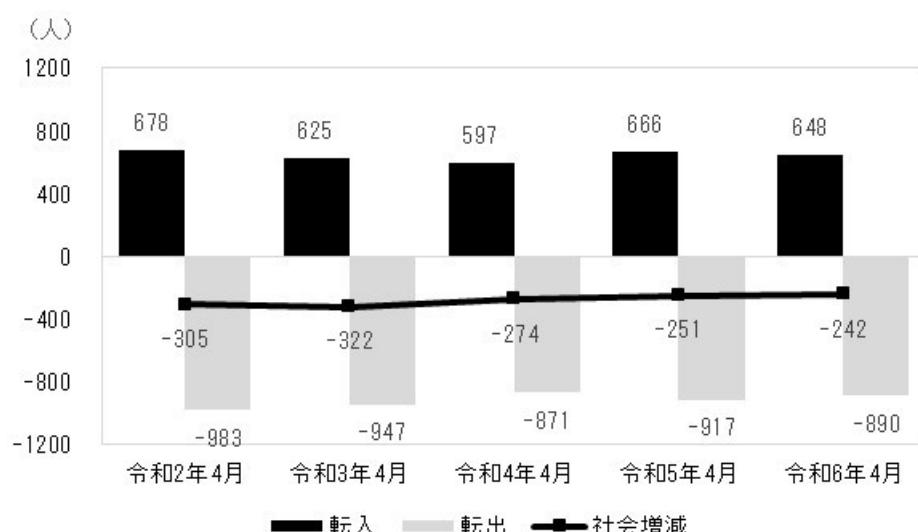
人口動態をみると、令和2年から令和6年にかけて、自然増減は死亡数が出生数を上回る自然減、社会増減は転出数が転入数を上回る転出超過となっています。

■自然動態の推移



資料:住民基本台帳

■社会動態の推移



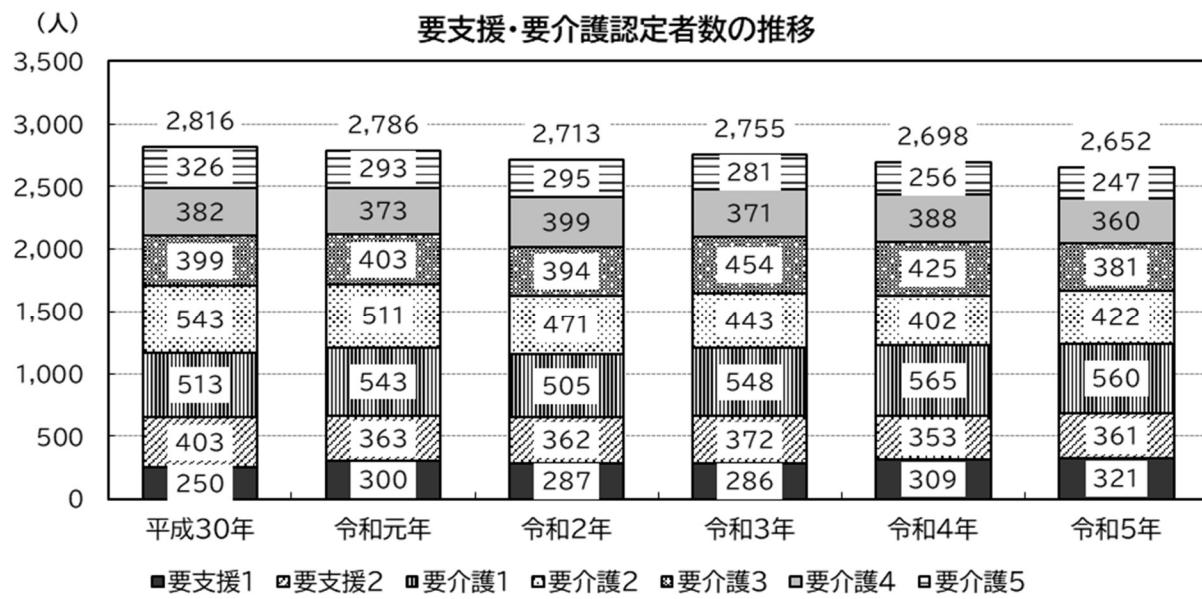
資料:住民基本台帳

(4) 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、概ね減少傾向となっており、平成30年と令和5年を比較すると、要支援1・要介護1を除いて減少しています。

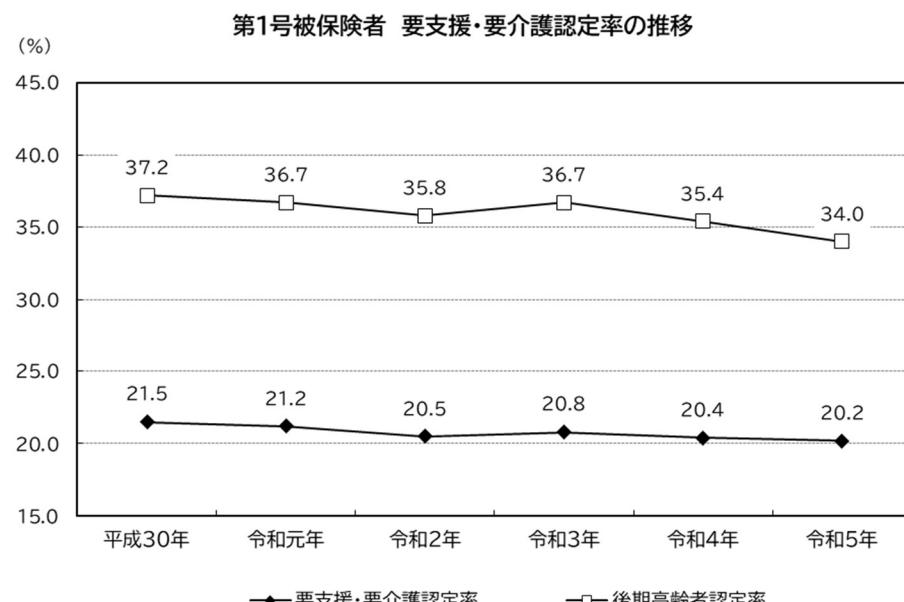
要支援・要介護認定率の推移をみると、宍粟市は概ね微減で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年9月月報)

■要支援・要介護認定率の推移



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年9月月報)

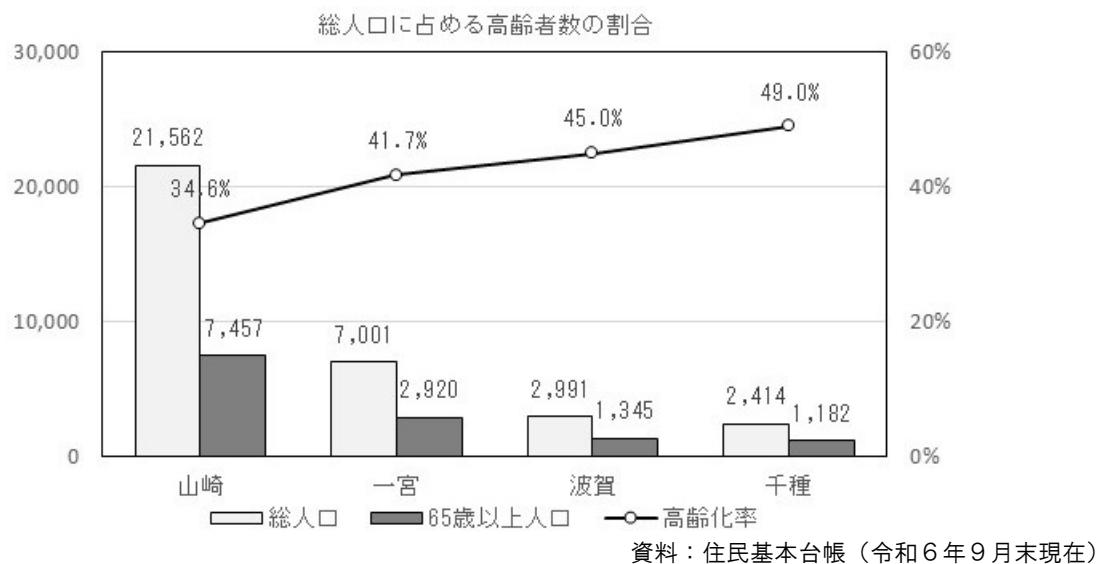
(5) 高齢者の状況

総人口は、山崎圏域が最も多く、千種圏域が最も少なくなっています。高齢化率は、山崎圏域においては3割を超えており、一宮圏域、波賀圏域、千種圏域では4割を超えています。

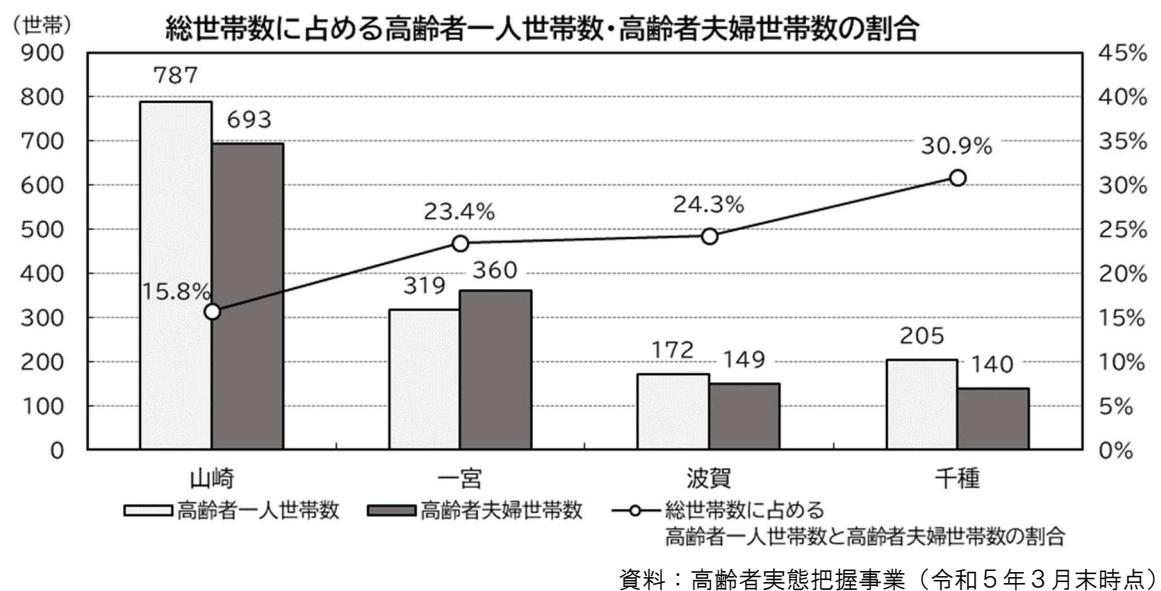
総世帯に占める高齢者一人世帯と高齢者夫婦世帯の割合は山崎圏域を除く各圏域で2割を超え、千種圏域においては、3割を超えています。

一宮圏域を除く各圏域では、高齢者夫婦世帯よりも高齢者一人世帯のほうが多くなっています。

■総人口、高齢化率の状況

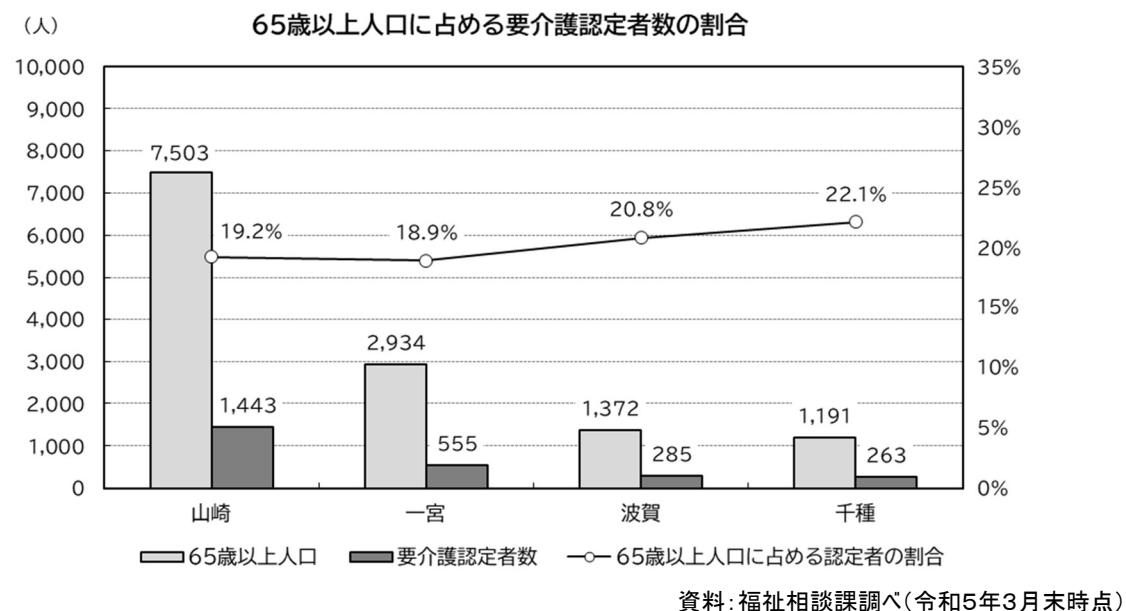


■総人口、高齢化率の状況



■要介護認定者数の状況

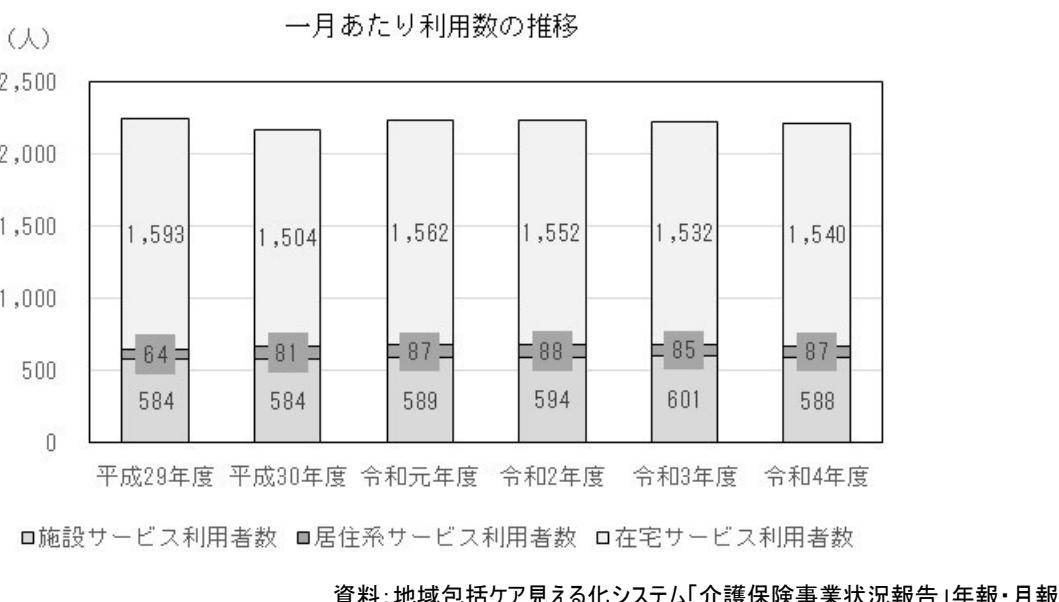
65歳以上人口に占める要介護認定者の割合は、一宮圏域が18.9%と最も低く、千種圏域が22.1%と最も高くなっています。



■介護サービス一月あたりの利用者数の推移

介護サービス一月あたりの利用者数の推移をみると、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスともに増減しながら、概ね横ばいで推移しています。

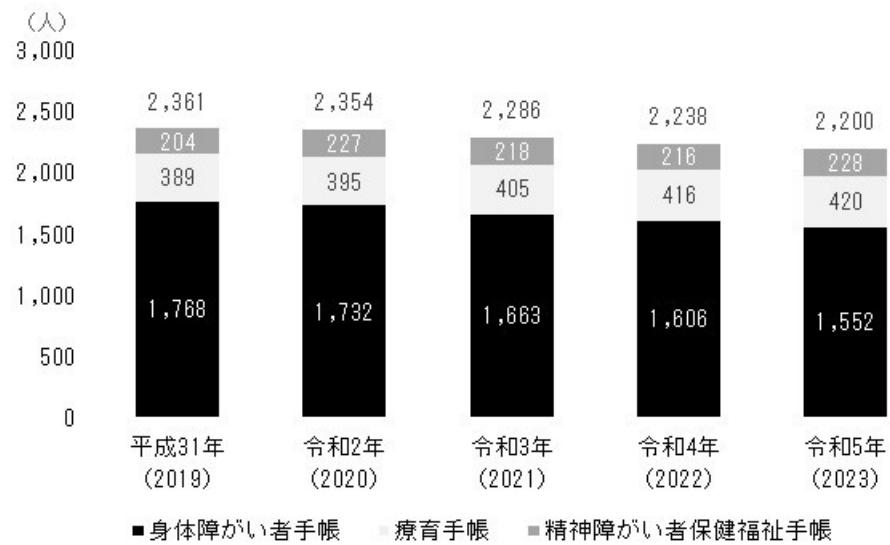
各サービスの利用者数を比べると、各年度ともに在宅サービス利用者が全体の約7割を占めています。



(6) 障がいのある人の状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、総数は年々減少しています。障がい種別でみると、身体障がい者手帳所持者数は減少、療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳は増加しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



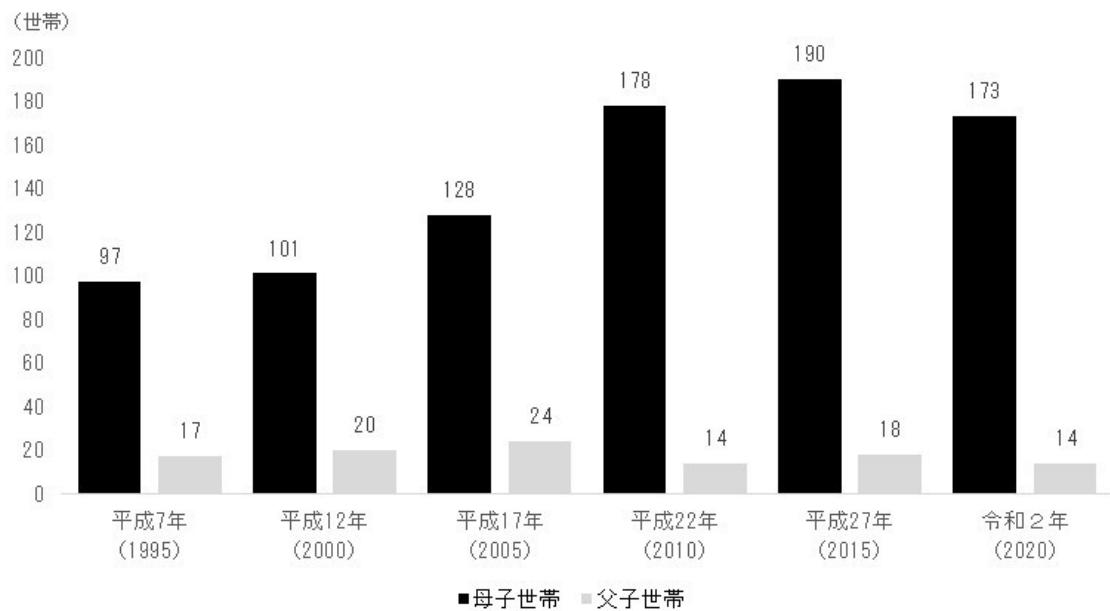
(各年3月31日現在)

資料：障がい福祉課

(7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると年々、母子世帯数は増加していましたが、令和2年には減少に転じています。また、父子世帯数は増減を繰り返しています。

■ひとり親世帯数の推移

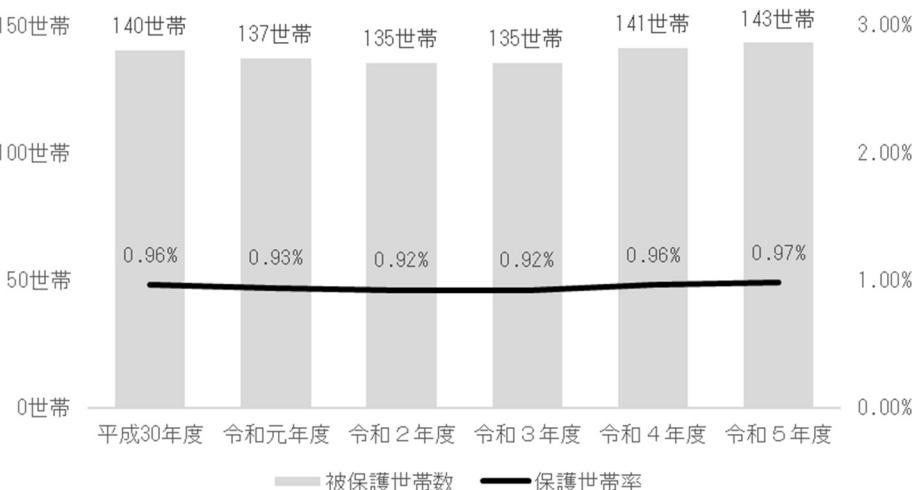


資料：国勢調査

(8) 生活保護受給世帯の状況

被保護世帯数及び保護世帯率の推移をみると、世帯数、保護世帯率ともに減少傾向にあります。が、令和4年度から増加傾向に転じています。

■ 被保護世帯数及び保護世帯率の推移

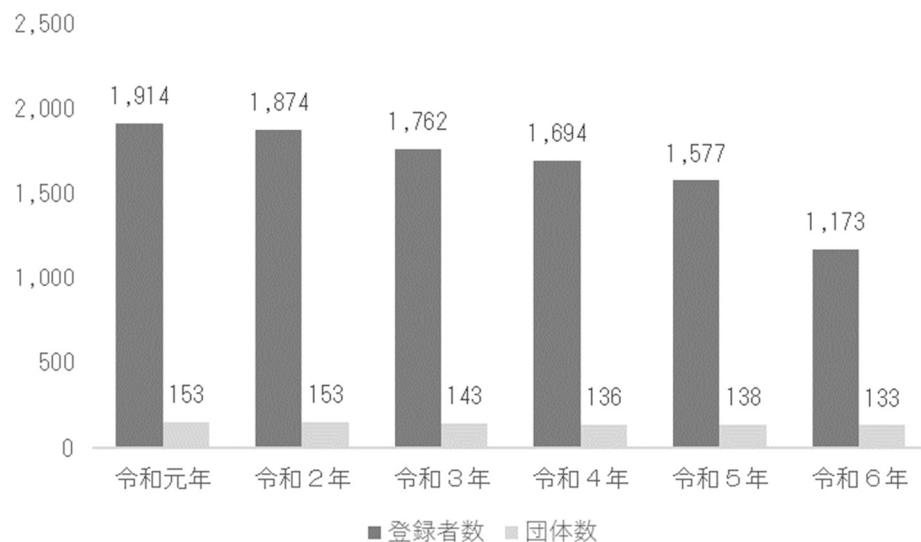


資料：社会福祉統計年報

(9) 地域活動の状況

ボランティア登録者数及び登録団体数の推移をみると、令和元年から登録者数・団体数ともに減少しています。

■ボランティア登録者数及び登録団体数の推移(各年4月1日現在)

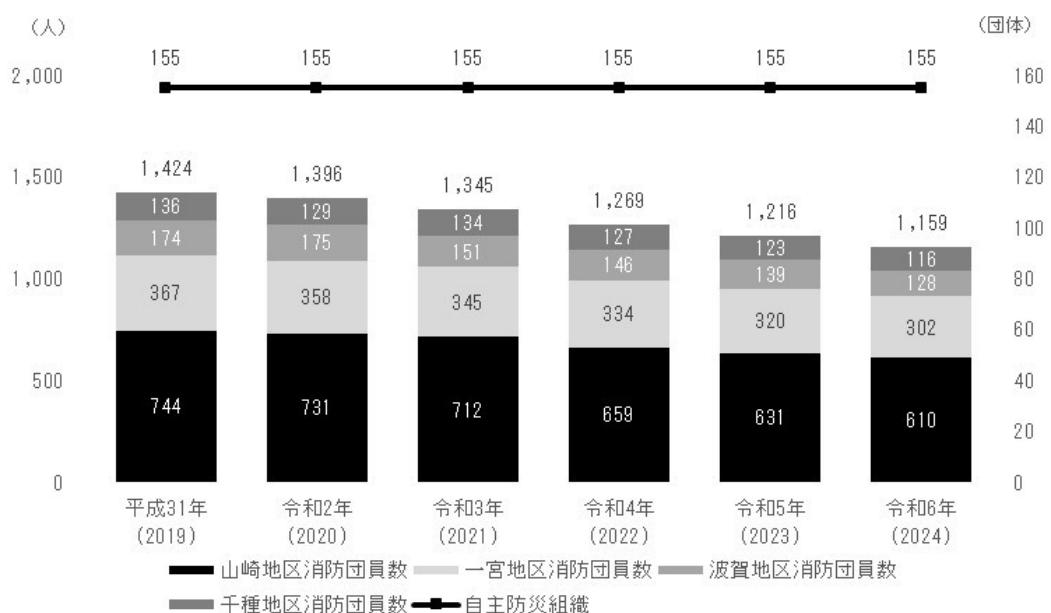


資料:宍粟市社会福祉協議会

(10) 自主防災組織・消防団員の状況

自主防災組織（p.115 参照）数の推移をみると、平成 31 年から令和 6 年にかけて 155 組織となっており、増減はありませんが、消防団員数は減少が続いているです。

■自主防災組織数・消防団員数の推移



資料:宍粟市危機管理課

2. アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケートの回答について

○回答の世代割合について

市民アンケート調査に回答があった人の世代は、65歳以上が55.1%と高く、18～39歳は10.4%と低くなっています。

年齢区分

	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
回答割合	10.4%	34.6%	55.1%

○世代別回答率について

世代別のアンケート調査回答率は、65歳以上が53.5%と最も高く、18～39歳は20.4%と低くなっています。

世代別回答率

	全体 (n=2000)	18～39歳 (n=422)	40～64歳 (n=724)	65歳～ (n=854)
回答割合	42.3%	20.4%	39.6%	53.5%

(2) 「福祉」について

○福祉への関心（問7）

福祉への関心は「とても関心がある」、「まあまあ関心がある」の割合が年齢に比例して高くなっています。

18～39歳の者の約4割が「あまり関心がない」、「まったく関心がない」となっています。

	全体 (n=825)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=452)
とても関心がある	26.9%	18.6%	20.2%	32.7%
まあまあ関心がある	54.1%	43.0%	58.5%	53.3%
あまり関心がない	16.5%	31.4%	19.2%	11.9%
まったく関心がない	2.5%	7.0%	2.1%	2.0%

(3) 自治会やPTAなどの地域活動について

○自治会やPTAなどの地域活動の経験（問8）

地域活動の経験（現在活動していると過去に活動していたが、現在はしていないの合計）は、18～39歳では54.1%ですが、40歳以上では約9割と高くなっています。

現在の活動状況では40～64歳が最も高く、65歳以上では、18～39歳よりも低い割合となっています。

	全体 (n=812)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=282)	65歳～ (n=445)
現在活動している	38.1%	34.1%	55.3%	27.9%
過去に活動していたが、現在はしていない	47.9%	20.0%	35.1%	61.3%
活動したことはない	14.0%	45.9%	9.6%	10.8%

(4) 「隣近所」との関わりについて

○普段の近所付き合いの程度（問9）

近所の人との付き合いは、年齢と比例して親密度が高くなっています。

18～39歳の13.1%が「ほとんど（もしくはまったく）付き合いはない」と回答しています。

	全体 (n=820)	18～39歳 (n=84)	40～64歳 (n=286)	65歳～ (n=450)
家族ぐるみでとても親しく付き合っている	14.4%	9.5%	10.1%	18.0%
ある程度親しく付き合っている	44.0%	25.0%	39.9%	50.2%
会えればあいさつする程度の付き合いである	36.7%	52.4%	45.5%	28.2%
ほとんど（もしくはまったく）付き合いはない	4.9%	13.1%	4.5%	3.6%

○近所付き合いする理由（問10）

年齢に比例して、近所の人と付き合いするのは当然という意識が高くなっています。

	合計 (n=830)	18～39歳 (n=73)	40～64歳 (n=273)	65歳～ (n=434)
近所の人と親しく相談したり、助け合ったりするのは当然だから	65.2%	58.9%	64.5%	74.2%
災害時、緊急時などでお互いに助け合うためには、日常の付き合いは大切だから	57.6%	46.6%	58.6%	65.4%
地域のコミュニティづくりに必要だから	46.4%	47.9%	50.5%	48.8%
地域の情報を知ることができるから	38.4%	28.8%	32.2%	48.4%
ひきこもりや孤立化、虐待防止などに役立つから	10.5%	4.1%	10.3%	12.9%
地域の防犯対策のため	20.5%	4.1%	23.1%	24.0%
その他	2.4%	5.5%	4.8%	0.7%

○近所付き合いしない理由（問 11）

近所付き合いしない理由では、全ての世代で「普段顔を合わせる機会がないから」が最も高くなっています。若い世代ほど、近所付き合いにわずらわしさを感じていると認められます。

	全体 (n=40)	18～39歳 (n=11)	40～64歳 (n=13)	65歳～ (n=16)
普段顔を合わせる機会がないから	47.5%	72.7%	38.5%	37.5%
面倒だから	20.0%	45.5%	15.4%	6.3%
人と付き合うのが苦手だから	20.0%	27.3%	15.4%	18.8%
ご近所トラブルなどに巻き込まれたくないから	15.0%	18.2%	15.4%	12.5%
他人に干渉されたくないから	25.0%	36.4%	38.5%	6.3%
その他	27.5%	18.2%	23.1%	37.5%

○近所の人からの頼まれごと（問 12）

近所の人からの頼まれごとでは、全ての世代で「安否確認の声かけや見守り」が最も高い割合となっており、全体で 70.1% となっています。

「短時間の子ども預かり」が全体で 13.6% と最も低い割合となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
安否確認の声かけや見守り	70.1%	69.8%	73.9%	67.8%
訪問などによる話し相手	35.1%	27.9%	34.1%	37.0%
買い物	33.0%	31.4%	41.1%	28.2%
短時間の子どもの預かり	13.6%	19.8%	20.2%	8.3%
外出（通院や買い物など）の送迎	24.0%	18.6%	32.8%	19.5%
庭の手入れや掃除の手伝い	21.0%	18.6%	22.6%	20.4%
郵便物・宅配物などの一時預かり	41.6%	45.3%	48.8%	36.3%
冠婚葬祭の手伝い	35.5%	16.3%	43.2%	34.4%
災害など緊急時の手助け	56.5%	60.5%	70.4%	47.0%
その他	2.3%	2.3%	2.8%	2.0%

(5) 「新型コロナウイルス感染症」の影響について

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（生活全体）

生活全体では、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では 57.8% となっています。

（やや）悪くなったの割合が 40～64 歳で 18.2% となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活全体への影響が伺えます。

		全体 (n=806)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=285)	65歳～ (n=436)
生活 全 体	良くなつた	6.7%	10.6%	5.3%	6.9%
	まあ良くなつた	16.3%	24.7%	15.1%	15.4%
	変わらない	57.8%	47.1%	57.9%	59.9%
	やや悪くなつた	14.9%	15.3%	18.2%	12.6%
	悪くなつた	4.3%	2.4%	3.5%	5.3%

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（家族との関係）

家族との関係では、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では 80.3% となっています。

（やや）悪くなったの割合は 3% 前後と低く、新型コロナウイルス感染症の拡大による家族との関係への影響が低いことが伺えます。

		全体 (n=796)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=282)	65歳～ (n=429)
家 族 関 係 と の	良くなつた	6.8%	10.6%	6.0%	6.5%
	まあ良くなつた	9.7%	8.2%	7.8%	11.2%
	変わらない	80.3%	78.8%	82.6%	79.0%
	やや悪くなつた	2.6%	2.4%	2.1%	3.0%
	悪くなつた	0.6%	0.0%	1.4%	0.2%

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（家族以外の親しい人との関係）

家族以外の親しい人との関係では、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では 68.0% となっています。

		全体 (n=802)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=430)
親 家 の し 族 関 い 以 係 人 外 と の	良くなつた	5.2%	8.2%	3.5%	5.8%
	まあ良くなつた	10.5%	9.4%	10.5%	10.7%
	変わらない	68.0%	63.5%	67.9%	68.8%
	やや悪くなつた	14.6%	14.1%	16.0%	13.7%
	悪くなつた	1.7%	4.7%	2.1%	0.9%

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（地域・社会とのつながり）

地域・社会とのつながりでは、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では60.4%となっています。

40～64歳では（やや）悪くなったが約3割と高くなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大による地域・社会とのつながりへの影響が高いことが伺えます。

		全体 (n=792)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=286)	65歳～ (n=421)
地域・社会とのつながり	良くなった	3.7%	4.7%	2.4%	4.3%
	まあ良くなった	10.7%	12.9%	10.1%	10.7%
	変わらない	60.4%	62.4%	57.7%	61.8%
	やや悪くなった	22.3%	17.6%	25.9%	20.9%
	悪くなった	2.9%	2.4%	3.8%	2.4%

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（学習環境・職場環境（学び方・働き方を含む））

学習環境・職場環境（学び方・働き方を含む）では、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では65.1%となっています。

18～39歳では（やや）悪くなったが24.7%と高くなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大による学習環境・職場環境への影響が高いことが伺えます。

		全体 (n=744)	18～39歳 (n=85)	40～64歳 (n=284)	65歳～ (n=375)
学習環境・職場環境	良くなった	3.8%	8.2%	3.5%	2.9%
	まあ良くなった	10.6%	20.0%	11.3%	8.0%
	変わらない	65.1%	47.1%	64.8%	69.3%
	やや悪くなった	17.9%	20.0%	18.3%	17.1%
	悪くなった	2.7%	4.7%	2.1%	2.7%

○新型コロナウイルス感染症の影響（問13）

（心身の健康状態）

心身の健康状態では、全ての世代で「変わらない」が最も高く、全体では67.7%となっています。

40歳以上では（やや）悪くなったが約18%と高くなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大による心身の健康状態への影響が高いことが伺えます。

		全体 (n=795)	18～39歳 (n=84)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=424)
心身の健康状態	良くなった	4.9%	10.7%	4.5%	4.0%
	まあ良くなった	9.9%	11.9%	9.4%	9.9%
	変わらない	67.7%	63.1%	67.6%	68.6%
	やや悪くなった	14.6%	9.5%	15.3%	15.1%
	悪くなった	2.9%	4.8%	3.1%	2.4%

(6) 「孤独・孤立」について

○孤独・孤立感（問14）

孤独・孤立（p.114 参照）感に顕著な世代別特徴は認められないが、40～64歳で「しばしば感じている・常に感じている」の割合が4.2%と少し高くなっています。

全ての世代で「時々感じている」、「しばしば感じている・常に感じている」の割合が15%前後となっています。

	合計 (n=819)	～39歳 (n=86)	～64歳 (n=286)	65歳～ (n=447)
感じていない	49.6%	52.3%	49.0%	49.4%
ほとんど感じない	33.7%	33.7%	33.2%	34.0%
時々感じている	14.2%	12.8%	13.6%	14.8%
しばしば感じている・常に感じている	2.6%	1.2%	4.2%	1.8%

○孤独・孤立を感じる原因（問15）

孤独・孤立を感じる原因として、年齢に比例して「友人や親しい人と会う機会が減少したため」の割合が高くなっています。

18～39歳では、「不安や悩みを相談できる人がいないため」と「わからない」の割合が16.7%と高くなっています。

	合計 (n=137)	18～39歳 (n=12)	40～64歳 (n=51)	65歳～ (n=74)
友人や親しい人と会う機会が減少したため	37.2%	8.3%	25.5%	50.0%
家族との関係が良好でないため	7.3%	0.0%	9.8%	6.8%
学校や職場に行く機会が減少したため	2.9%	0.0%	2.0%	4.1%
不安や悩みを相談できる人がいないため	11.7%	16.7%	11.8%	10.8%
ひとり暮らしのため	13.9%	0.0%	7.8%	20.3%
居場所がないため	1.5%	0.0%	3.9%	0.0%
わからない	8.0%	16.7%	3.9%	9.5%
その他	4.4%	8.3%	3.9%	4.1%

(7) 「ボランティア活動」について

○ボランティア活動の経験（問 21）

ボランティアに参加したことがある人と機会があれば参加したいという人の割合が7割～8割以上と高くなっています。

18～39歳では「参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が30.2%と高くなっています。

	合計 (n=807)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=282)	65歳～ (n=439)
現在活動している	23.0%	10.5%	27.3%	22.8%
過去に活動していたが、現在はしていない	34.2%	25.6%	29.8%	38.7%
参加したことはないが、機会があれば今後参加したい	25.8%	33.7%	26.6%	23.7%
参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない	17.0%	30.2%	16.3%	14.8%

○所属している団体（問 17）

世代別の団体への所属状況として、18～39歳では「所属していない」が45.3%と最も高く、40～64歳では「自治会」が74.9%と突出して高くなっています。65歳以上では、約半数が老人クラブ（p.121 参照）に所属していると回答しています。

年齢×問17 あなたは、どのような団体に所属していますか。（いくつでも）				
	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
自治会	61.9%	31.4%	74.9%	59.5%
老人クラブ	27.6%	0.0%	0.3%	49.9%
子ども会	4.6%	15.1%	7.0%	1.1%
PTA	6.9%	17.4%	13.9%	0.4%
民生委員・児童委員	2.8%	0.0%	2.4%	3.5%
趣味や娯楽のグループ	11.6%	2.3%	8.0%	15.5%
スポーツクラブ・サークル	7.8%	3.5%	9.1%	7.9%
ボランティアグループ	9.0%	3.5%	7.0%	11.4%
芸術・学習サークル	3.0%	3.5%	1.7%	3.7%
その他	4.1%	4.7%	3.8%	4.2%
所属していない	14.6%	45.3%	15.0%	8.5%

○活動に参加する理由（問18）

団体へ所属（活動）する理由として、18～64歳では「断ることができない」が最も高くなっています。65歳以上では「健康や体力づくりになる」が40.2%と高くなっています。

「期待や楽しみ」を理由としている人がいる一方で、「断ることができない」、「慣習」といった理由も高いと認められます。

	合計 (n=704)	18～39歳 (n=47)	40～64歳 (n=244)	65歳～ (n=413)
新たな友人や仲間ができる	28.6%	27.7%	18.9%	34.4%
生きがいを得ることができる	19.2%	8.5%	11.5%	24.9%
健康や体力づくりになる	29.7%	4.3%	16.8%	40.2%
活動が楽しい	17.8%	21.3%	14.3%	19.4%
自己啓発につながる	15.8%	6.4%	13.5%	18.2%
社会のために役立つ	23.0%	19.1%	32.0%	18.2%
社会的に評価される	2.6%	4.3%	4.1%	1.5%
感謝される	6.7%	2.1%	5.7%	7.7%
慣習	21.9%	17.0%	28.3%	18.6%
断ることができない	25.6%	36.2%	35.7%	18.4%
その他	1.0%	0.0%	2.5%	0.2%
特にない	6.8%	8.5%	7.8%	6.1%

○必要と思う地域活動（問19-1）

住民が中心となって行う地域活動で必要と思う活動として、全ての世代で「災害時の助け合い」が高くなっています。

一方、18～64歳では20%前後が「特にない」となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
地域での趣味やスポーツ活動	34.1%	47.7%	32.1%	32.8%
地域の清掃活動や草刈り	51.2%	64.0%	53.0%	47.7%
世代間交流の場づくり	34.6%	44.2%	41.5%	28.4%
子どもの見守りや保育	41.3%	61.6%	55.1%	28.9%
高齢者の見守り、生活の手伝い	46.7%	60.5%	57.8%	37.2%
障がいのある人の見守り、生活の手伝い	38.6%	52.3%	50.5%	28.4%
外出時の移動の支援	30.6%	44.2%	39.0%	22.8%
災害時の助け合い	65.7%	77.9%	77.0%	56.2%
特にない	12.9%	23.3%	18.8%	7.2%

○参加している地域活動（問 19-2）

住民が中心となって行う地域活動で参加している活動では、全ての世代で「地域での清掃活動や草刈り」が突出して高く、「地域での趣味やスポーツ活動」を除いて、参加している割合は 10%未満となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
地域での趣味やスポーツ活動	14.6%	9.3%	14.6%	15.5%
地域の清掃活動や草刈り	44.7%	19.8%	56.4%	42.0%
世代間交流の場づくり	8.9%	4.7%	9.8%	9.2%
子どもの見守りや保育	6.9%	5.8%	7.3%	6.8%
高齢者の見守り、生活の手伝い	5.7%	2.3%	4.5%	7.0%
障がいのある人の見守り、生活の手伝い	3.4%	4.7%	3.5%	3.1%
外出時の移動の支援	1.8%	0.0%	3.1%	1.3%
災害時の助け合い	3.9%	2.3%	5.6%	3.1%
特にない	9.2%	17.4%	10.1%	7.0%

○参加していない理由（問 20）

地域活動に参加していない理由として、18～39 歳では「忙しくて時間がない」、「きっかけがない」が 40.0%と最も高くなっています。

40～64 歳では、「忙しくて時間がない」が 34.5%と最も高く、次いで「きっかけがない」 24.1% となっています。

65 歳以上では、「健康や体力に自信がない」が 46.9%と最も高く、次いで「忙しくて時間がない」、「きっかけがない」が 21.9% となっています。

	合計 (n=76)	18～39歳 (n=15)	40～64歳 (n=29)	65歳～ (n=32)
忙しくて時間がない	30.3%	40.0%	34.5%	21.9%
活動に興味がない	9.2%	6.7%	13.8%	6.3%
人間関係がわづらわしい	11.8%	13.3%	13.8%	9.4%
一緒に参加する人がいない	9.2%	13.3%	0.0%	15.6%
きっかけがない	26.3%	40.0%	24.1%	21.9%
どこで活動しているかわからない	9.2%	6.7%	10.3%	9.4%
健康や体力に自信がない	23.7%	6.7%	6.9%	46.9%
その他	7.9%	6.7%	3.4%	12.5%

(8) 「不安や悩み」について

○不安や悩み（問 22）

不安に思っていることや悩んでいることを点数化（1番あてはまるものを3点、2番目を2点、3番目を1点としたときの平均点数）すると、18～39歳は「生活費など経済的問題」が最も高く、次いで「自己や家族の健康」となっています。

40歳以上では、「自己や家族の健康」が最も高く、次いで「老後の生活や家族の介護」となっています。

	合計 (n=717)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=269)	65歳～ (n=367)
自己や家族の健康	1.70	0.84	1.58	1.98
老後の生活や家族の介護	1.26	0.47	1.52	1.24
生活費など経済的問題	0.72	0.95	0.68	0.70
仕事	0.19	0.42	0.24	0.10
育児・子育て	0.09	0.49	0.09	0.01
家族との関係	0.09	0.09	0.12	0.08
職場の人との関係	0.03	0.11	0.04	0.01
隣近所の人との関係	0.09	0.07	0.08	0.10
子どもの不登校	0.01	0.05	0.00	0.00
住まい	0.10	0.10	0.11	0.10
通院・買い物などの移動手段	0.23	0.12	0.15	0.32
本人もしくは家族のひきこもり	0.03	0.00	0.05	0.03
地域医療・かかりつけ医	0.26	0.32	0.21	0.29
地震や豪雨などの災害	0.60	0.81	0.64	0.53
その他	0.02	0.04	0.01	0.02
特はない	0.28	0.83	0.28	0.15

○不安や悩みの相談先（問 23）

不安や悩みの相談先は、全ての世代で「家族、親戚、きょうだい」が突出して高く、次いで「友人」となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
家族、親戚、きょうだい	74.2%	76.7%	74.6%	73.5%
友人	39.0%	50.0%	45.3%	33.0%
隣近所の人	9.6%	3.5%	8.4%	11.6%
自治会役員	1.8%	0.0%	1.0%	2.6%
民生委員・児童委員	1.7%	1.2%	0.0%	2.8%
かかりつけの医師	12.8%	4.7%	9.1%	16.6%
職場の人	10.5%	22.1%	19.5%	2.6%
学校の先生・保育士・幼稚園教諭	1.1%	7.0%	1.0%	0.0%
市役所などの官公庁	2.2%	0.0%	1.4%	3.1%
地域包括支援センター	1.8%	0.0%	1.0%	2.6%
基幹相談支援センター	0.6%	0.0%	1.0%	0.4%
ケアマネジャー、相談支援専門員など	8.0%	4.7%	4.2%	10.9%
社会福祉協議会	2.2%	2.3%	0.7%	3.1%
SNSなどインターネットを通じた相談窓口	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%
相談していない	13.7%	16.3%	13.6%	13.3%
その他	1.2%	3.5%	0.7%	1.1%

(9) 「地域の課題や問題」について

○地域の課題や問題（問 24）

住んでいる地域の課題や問題について、18～39 歳では「子育てに関するここと」が 43.0% と最も高く、次いで「共働き家庭の子どもの生活に関するここと」が 34.9% となっています。

40～64 歳では、「高齢者世帯への生活支援に関するここと」が 48.1% と最も高く、次いで「防犯など地域の安全に関するここと」が 33.8% となっています。

65 歳以上では、「高齢者世帯への生活支援に関するここと」が 43.5% と最も高く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関するここと」が 34.6% となっています。

	合計 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
子育てに関するここと	15.2%	43.0%	20.9%	6.3%
共働き家庭の子どもの生活に関するここと	14.0%	34.9%	17.4%	7.9%
ひとり親の子育てに関するここと	8.6%	19.8%	10.8%	5.0%
高齢者の社会参加や生きがいづくりに関するここと	31.6%	15.1%	31.7%	34.6%
高齢者世帯への生活支援に関するここと	43.5%	27.9%	48.1%	43.5%
障がいのある人の社会参加や生きがいづくりに関するここと	11.1%	15.1%	16.0%	7.2%
障がいのある人への生活支援に関するここと	12.5%	16.3%	15.0%	10.3%
身寄りのない人の生活に関するここと	15.3%	15.1%	18.5%	13.3%
子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待対策に関するここと	5.7%	5.8%	7.3%	4.6%
不登校に関するここと	4.8%	10.5%	7.3%	2.2%
青少年の健全育成に関するここと	3.6%	4.7%	4.9%	2.6%
健康づくりについての意識や知識に関するここと	14.9%	8.1%	13.9%	16.8%
ひきこもりに関するここと	6.3%	4.7%	8.7%	5.0%
自殺対策に関するここと	3.4%	5.8%	5.2%	1.8%
防犯など地域の安全に関するここと	27.3%	17.4%	33.8%	25.2%
その他	4.2%	8.1%	5.9%	2.4%
特にない	14.9%	23.3%	10.5%	16.2%

○地域にある組織や団体に期待する活動（問25）

住んでいる地域の中で安心して暮らしていくために、地域にある組織や団体に期待する活動では、全ての世代で「緊急事態が起きたときの対応」が突出して高く、全体でも 66.1%となっています。次いで、「交通安全や防災・防犯などの活動」となっています。

18～39歳では、「特にない」が 16.3%となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
緊急事態が起きたときの対応	66.1%	64.0%	71.4%	63.2%
地域内における決まりごと（ルール）の徹底	14.2%	10.5%	11.8%	16.4%
交通安全や防災・防犯などの活動	28.1%	32.6%	30.3%	25.8%
地域の道路や公園などの清掃活動	12.2%	16.3%	12.2%	11.4%
リサイクルや自然保護の活動	5.8%	4.7%	5.2%	6.3%
市民間のトラブルの仲介・解決	5.1%	4.7%	7.0%	3.9%
子どもや高齢者、障がいのある人に対する手助け	21.3%	19.8%	27.2%	17.9%
祭りや運動会などの市民同士の交流イベントの実施	10.5%	14.0%	8.0%	11.4%
文化・芸術・スポーツなどのサークル的な活動	5.2%	8.1%	5.6%	4.4%
市役所や社会福祉協議会などとの連絡調整	10.5%	4.7%	8.7%	12.7%
その他	1.2%	1.2%	1.4%	1.1%
特にない	9.4%	16.3%	8.0%	9.0%

○地域の暮らしやすさ（問 26）

■ 近隣の生活マナー

近隣の生活マナーでは、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 49.7% となっています。次いで、18~39 歳では、「満足」が 23.5%、40 歳以上では、「まあ満足」が高くなっています。近隣の生活マナーの満足度はやや高いと認められます。

		全体 (n=796)	18~39歳 (n=85)	40~64歳 (n=286)	65歳~ (n=425)
近隣の生活マナー	満足	13.8%	23.5%	15.7%	10.6%
	まあ満足	23.2%	16.5%	24.1%	24.0%
	普通	49.7%	45.9%	48.6%	51.3%
	やや不満	8.3%	5.9%	8.7%	8.5%
	不満	3.3%	4.7%	2.8%	3.3%
	わからない	1.6%	3.5%	0.0%	2.4%

■ 地域の防災体制

地域の防災体制では、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 59.9% となっています。次いで、18~39 歳では、「満足」が 14.1%、40 歳以上では、「まあ満足」が高くなっています。地域の防災体制の満足度はやや高いと認められます。

		全体 (n=781)	18~39歳 (n=85)	40~64歳 (n=283)	65歳~ (n=413)
地域の防災体制	満足	5.6%	14.1%	4.2%	4.8%
	まあ満足	16.0%	7.1%	16.3%	17.7%
	普通	59.9%	56.5%	62.2%	59.1%
	やや不満	9.3%	7.1%	9.9%	9.4%
	不満	2.2%	2.4%	2.5%	1.9%
	わからない	6.9%	12.9%	4.9%	7.0%

■ 福祉・保健・介護サービスや相談体制

福祉・保健・介護サービスや相談体制では、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 57.9% となっています。次いで、18~39 歳では、「満足」が 11.8%、40 歳以上では、「まあ満足」が高くなっています。福祉・保健・介護サービスや相談体制の満足度はやや高いと認められます。

		全体 (n=777)	18~39歳 (n=85)	40~64歳 (n=285)	65歳~ (n=407)
福祉・保健・介護サービスや相談体制	満足	5.7%	11.8%	3.9%	5.7%
	まあ満足	14.7%	4.7%	14.4%	17.0%
	普通	57.9%	44.7%	59.6%	59.5%
	やや不満	7.5%	8.2%	7.0%	7.6%
	不満	2.7%	2.4%	5.3%	1.0%
	わからない	11.6%	28.2%	9.8%	9.3%

■ 病院など医療関係施設

病院など医療関係施設では、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 39.4% となっています。次いで、「やや不満」の割合が高く、全体でも 23.5% となっており、「不満」を合わせると、約 40% となっており、病院など医療関係施設の満足度が低いことが認められます。

		全体 (n=784)	18~39歳 (n=85)	40~64歳 (n=286)	65歳~ (n=413)
病院など医療関係施設	満足	4.7%	9.4%	3.1%	4.8%
	まあ満足	13.5%	8.2%	13.6%	14.5%
	普通	39.4%	31.8%	41.3%	39.7%
	やや不満	23.5%	25.9%	21.3%	24.5%
	不満	15.4%	15.3%	17.8%	13.8%
	わからない	3.4%	9.4%	2.8%	2.7%

■ 買い物などの便利さ

買い物などの便利さでは、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 33.6%となっています。次いで、「やや不満」の割合が高く、全体でも 23.2%となっており、「不満」を合わせると、約 40%となっており、買い物などの便利さの満足度が低いことが認められます。

		全体 (n=789)	18~39歳 (n=86)	40~64歳 (n=286)	65歳~ (n=417)
買い物などの便利さ	満足	8. 2%	11. 6%	7. 7%	7. 9%
	まあ満足	16. 3%	14. 0%	18. 2%	15. 6%
	普通	33. 6%	31. 4%	33. 6%	34. 1%
	やや不満	23. 2%	19. 8%	22. 7%	24. 2%
	不満	16. 9%	18. 6%	16. 8%	16. 5%
	わからない	1. 8%	4. 7%	1. 0%	1. 7%

■ 公的な手続きの便利さ

公的な手続きの便利さでは、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 50.9%となっています。次いで、「やや不満」の割合が高く、全体でも 19.0%となっており、「不満」を合わせると、約 30%となっており、公的な手続きの便利さの満足度がやや低いことが認められます。

		全体 (n=770)	18~39歳 (n=83)	~64歳 (n=285)	65歳~ (n=402)
公的な手続きの便利さ	満足	4. 5%	8. 4%	4. 6%	3. 7%
	まあ満足	11. 6%	7. 2%	9. 8%	13. 7%
	普通	50. 9%	43. 4%	49. 8%	53. 2%
	やや不満	19. 0%	15. 7%	20. 0%	18. 9%
	不満	9. 2%	10. 8%	11. 9%	7. 0%
	わからない	4. 8%	14. 5%	3. 9%	3. 5%

■ 道路や交通機関などの使いやすさ

道路や交通機関などの使いやすさでは、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 39.0%となっています。次いで、「やや不満」、「不満」の割合が高く、40%以上となっており、道路や交通機関などの使いやすさの満足度が低いことが認められます。

		全体 (n=776)	18~39歳 (n=84)	40~64歳 (n=284)	65歳~ (n=408)
道路や交通機関などの使いやすさ	満足	4. 4%	13. 1%	3. 5%	3. 2%
	まあ満足	9. 7%	8. 3%	8. 1%	11. 0%
	普通	39. 0%	32. 1%	35. 2%	43. 1%
	やや不満	24. 2%	19. 0%	26. 8%	23. 5%
	不満	20. 4%	21. 4%	25. 4%	16. 7%
	わからない	2. 3%	6. 0%	1. 1%	2. 5%

■ 公園や緑地などの自然環境

公園や緑地などの自然環境では、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 55.1%となっています。次いで、「まあ満足」の割合が高く、全体でも 15.5%となっており、公園や緑地などの自然環境の満足度はやや高いことが認められます。

		全体 (n=772)	18~39歳 (n=85)	40~64歳 (n=285)	65歳~ (n=402)
公園や緑地などの自然環境	満足	6. 5%	16. 5%	4. 9%	5. 5%
	まあ満足	15. 5%	16. 5%	15. 4%	15. 4%
	普通	55. 1%	41. 2%	56. 1%	57. 2%
	やや不満	11. 9%	12. 9%	13. 3%	10. 7%
	不満	5. 3%	4. 7%	7. 0%	4. 2%
	わからない	5. 7%	8. 2%	3. 2%	7. 0%

■ 地域の雰囲気やイメージ

地域の雰囲気やイメージでは、全ての世代で「普通」が最も高く、全体でも 61.0%となっています。次いで、「まあ満足」の割合が高く、全体でも 16.8%となっており、地域の雰囲気やイメージの満足度はやや高いことが認められます。

		全体 (n=776)	18~39歳 (n=84)	40~64歳 (n=285)	65歳~ (n=407)
地域の雰囲気やイメージ	満足	7. 0%	17. 9%	5. 3%	5. 9%
	まあ満足	16. 8%	19. 0%	15. 1%	17. 4%
	普通	61. 0%	51. 2%	62. 5%	61. 9%
	やや不満	7. 6%	3. 6%	8. 1%	8. 1%
	不満	3. 9%	1. 2%	7. 4%	2. 0%
	わからない	3. 9%	7. 1%	1. 8%	4. 7%

(10) 「災害に関するここと」について

○大災害に備えて日頃から地域で必要なこと（問27-1）

大災害（地震や豪雨、土砂災害など）に備えて日頃から地域で必要だと思っていることとして、18～39歳では、「必要物資を備蓄して災害に備える」が最も高くなっています。次いで、「地域や自治会で自力での避難が難しい人の支援方法を検討する」がとなっています。

40歳以上では、「地域や自治会で自力での避難が難しい人の支援方法を検討する」が最も高くなっています。次いで、「必要物資を備蓄して災害に備える」となっています。

一方で、「顔の見える関係づくりのために、日頃から地域でふれあえる機会を多くつくる」や「大災害時を想定した避難訓練などを定期的に行う」は若い世代ほど必要ないという割合がやや高い傾向が認められます。

		全体 (n=737)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=278)	65歳～ (n=378)
顔の見える関係づくりのために、日頃から地域でふれあえる機会を多くつくる	必要	87.2%	79.0%	85.3%	90.5%
	必要ない	12.8%	21.0%	14.7%	9.5%
大災害時を想定した避難訓練などを定期的に行う		(n=739)	(n=81)	(n=279)	(n=379)
必要	必要	87.0%	76.5%	85.3%	90.5%
	必要ない	13.0%	23.5%	14.7%	9.5%
地域や自治会で自力での避難が難しい人の支援方法を検討する		(n=730)	(n=82)	(n=280)	(n=368)
必要	必要	95.3%	90.2%	95.0%	96.7%
	必要ない	4.7%	9.8%	5.0%	3.3%
防災学習や地域のハザードマップづくりなど自主防災組織の活動を活発化する		(n=727)	(n=82)	(n=278)	(n=367)
必要	必要	90.1%	85.4%	91.0%	90.5%
	必要ない	9.9%	14.6%	9.0%	9.5%
災害時に備えて地域や自治会で個人情報のあり方を考える		(n=721)	(n=81)	(n=277)	(n=363)
必要	必要	84.5%	81.5%	81.2%	87.6%
	必要ない	15.5%	18.5%	18.8%	12.4%
必要物資を備蓄して災害に備える		(n=742)	(n=83)	(n=278)	(n=381)
必要	必要	93.1%	97.6%	94.2%	91.3%
	必要ない	6.9%	2.4%	5.8%	8.7%
その他		(n=176)	(n=34)	(n=94)	(n=48)
必要	必要	26.7%	20.6%	20.2%	43.8%
	必要ない	73.3%	79.4%	79.8%	56.3%

○大災害に備えて日頃から地域でできていること（問 27-2）

大災害（地震や豪雨、土砂災害など）に備えて日頃から地域で対応できていることとして、全ての世代で「顔の見える関係づくりのために、日頃から地域でふれあえる機会を多くつくる」が最も高くなっています。

18歳～39歳では、全ての項目で「できていない」が60%以上となる反面、「必要物資を備蓄して災害に備える」は30.3%と他の世代よりも高くなっています。

		全体 (n=700)	18～39歳 (n=78)	40～64歳 (n=269)	65歳～ (n=353)
顔の見える関係づくりのために、日頃から地域でふれあえる機会を多くつくる	できている	52.9%	39.7%	52.4%	56.1%
	できていない	47.1%	60.3%	47.6%	43.9%
		(n=709)	(n=78)	(n=269)	(n=362)
大災害時を想定した避難訓練などを定期的に行う	できている	29.1%	16.7%	29.7%	31.2%
	できていない	70.9%	83.3%	70.3%	68.8%
		(n=683)	(n=76)	(n=267)	(n=340)
地域や自治会で自力での避難が難しい人の支援方法を検討する	できている	19.5%	13.2%	19.5%	20.9%
	できていない	80.5%	86.8%	80.5%	79.1%
		(n=670)	(n=76)	(n=264)	(n=330)
防災学習や地域のハザードマップづくりなど自主防災組織の活動を活発化する	できている	33.6%	19.7%	30.7%	39.1%
	できていない	66.4%	80.3%	69.3%	60.9%
		(n=661)	(n=76)	(n=259)	(n=326)
災害時に備えて地域や自治会で個人情報のあり方を考える	できている	25.9%	14.5%	27.0%	27.6%
	できていない	74.1%	85.5%	73.0%	72.4%
		(n=681)	(n=76)	(n=266)	(n=339)
必要物資を備蓄して災害に備える	できている	23.5%	30.3%	25.9%	20.1%
	できていない	76.5%	69.7%	74.1%	79.9%
		(n=175)	(n=36)	(n=95)	(n=44)
その他	できている	13.7%	5.6%	12.6%	22.7%
	できていない	86.3%	94.4%	87.4%	77.3%

○大災害で不安なこと（問 28）

地域で大災害が起きた場合、不安だと感じていることとして、18～39歳では、「食料や水を確保できないこと」が59.3%と最も高く、次いで、「電話などの通信手段が使えなくなること」が58.1%、「避難場所の生活が長引くこと」が57.0%となっています。

40歳以上では、「避難場所の生活が長引くこと」が最も高く、次いで、40～64歳では、「食料や水を確保できないこと」が52.3%、65歳以上では、「電話などの通信手段が使えなくなること」が49.5%となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
避難場所がわからないこと	10.0%	9.3%	8.0%	11.4%
避難場所まで遠いこと	20.7%	18.6%	16.7%	23.6%
素早く避難できないこと	25.1%	24.4%	16.7%	30.4%
近所に避難できないと思う人がいること	13.4%	12.8%	17.4%	10.9%
住んでいる場所が孤立すること	24.3%	23.3%	27.2%	22.8%
食料や水を確保できないこと	48.8%	59.3%	52.3%	44.6%
避難場所の生活が長引くこと	57.6%	57.0%	61.7%	55.1%
電話などの通信手段が使えなくなること	50.8%	58.1%	50.9%	49.5%
災害の情報を正確に収集できないこと	33.9%	25.6%	36.2%	33.9%
その他	3.9%	7.0%	4.9%	2.6%
特になし	4.9%	7.0%	4.2%	5.0%

(11) 「福祉サービス」について

○ 「福祉サービス」の利用（問 29）

福祉サービスの利用経験があるのは 18～39 歳が 29.8% で最も高くなっています。

	合計 (n=790)	18～39歳 (n=84)	40～64歳 (n=282)	65歳～ (n=424)
利用している（したことがある）	23.8%	29.8%	23.0%	23.1%
利用していない（したことがない）	76.2%	70.2%	77.0%	76.9%

○ 「福祉サービス」の利用（問 30）

利用経験のある福祉サービスとして、18～39 歳では、「子育て支援サービス」が 60.0% と最も高く、次いで、「介護サービス」、「障がい者福祉サービス」が 24.0% となっています。

40～64 歳では、「介護サービス」が 47.7% と最も高く、次いで、「子育て支援サービス」が 40.0% となっています。

65 歳以上では、「介護サービス」が 73.5% と最も高く、次いで、「高齢者福祉サービス」が 39.8% となっています。

	全体 (n=188)	18～39歳 (n=25)	40～64歳 (n=65)	65歳～ (n=98)
子育て支援サービス	23.4%	60.0%	40.0%	3.1%
高齢者福祉サービス	28.7%	4.0%	21.5%	39.8%
介護サービス	58.0%	24.0%	47.7%	73.5%
障がい者福祉サービス	15.4%	24.0%	12.3%	15.3%
その他	2.7%	0.0%	4.6%	2.0%

○ 「福祉サービス」の利用で困ったこと（問 31）

福祉サービスの利用に関して困ったこととして、全ての世代で、「困ったことはない」が最も高くなっています。次いで、18～39 歳と 60 歳以上では、「福祉サービスに関する情報が入手しにくかった」が 16.0%、40～64 歳では、「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」が 15.4% となっています。

	全体 (n=188)	18～39歳 (n=25)	40～64歳 (n=65)	65歳～ (n=98)
どこに利用を申し込みよいかわからなかつた	11.2%	8.0%	12.3%	11.2%
窓口の対応が悪かった、窓口でたらいまわしにされた	1.6%	0.0%	1.5%	2.0%
福祉サービスに関する情報が入手しにくかった	12.8%	16.0%	9.2%	14.3%
どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった	13.3%	12.0%	15.4%	12.2%
利用したいサービスが利用できなかつた	5.3%	8.0%	6.2%	4.1%
サービス内容に満足しなかつた	2.1%	0.0%	1.5%	3.1%
困ったことはない	53.7%	60.0%	55.4%	51.0%
その他	1.6%	4.0%	3.1%	0.0%

○「福祉サービス」を利用しない理由（問32）

福祉サービスを利用しない理由として、全ての世代で、「サービスを利用する必要がない」が突出して高く、全体で75.9%となっています。次いで、「家族で対応できる」が25.9%となっています。

一方で、全ての世代で、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」が10%以上あるなど、必要なサービスが利用できていない状況も認められます。

	全体 (n=602)	18～39歳 (n=59)	40～64歳 (n=217)	65歳～ (n=326)
サービスを利用する必要がない	75.9%	72.9%	81.1%	73.0%
家族で対応できる	25.9%	22.0%	18.0%	31.9%
サービスの内容や利用の仕方がわからない	11.6%	16.9%	10.6%	11.3%
家族や親戚への気兼ねがある	0.3%	0.0%	0.5%	0.3%
近所の目が気になる	1.7%	3.4%	2.8%	0.6%
他人の世話にはなりたくない	1.5%	0.0%	0.5%	2.5%
経済的な負担が心配である	8.0%	6.8%	7.8%	8.3%
交通手段がない	0.7%	1.7%	0.5%	0.6%
その他	2.3%	3.4%	2.3%	2.1%

○「福祉サービス」に必要な情報（問33）

「福祉サービス」に関して必要な情報として、全ての世代で、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が最も高くなっています。世代ごとに利用する可能性が高いサービスが高い割合になっていますが、18～39歳の「子ども・子育て支援に関する情報」が48.8%と突出しており、ニーズに対して、情報が不足していると推測されます。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報	55.9%	48.8%	64.8%	51.6%
福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報	45.8%	32.6%	55.7%	42.0%
市や地域の保健・健康関連のイベント情報	13.6%	17.4%	15.7%	11.6%
健康づくりや生きがいづくり（講座、教室、サークル活動等）に関する情報	18.9%	19.8%	20.9%	17.5%
高齢者や障がいのある人が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報	21.3%	14.0%	20.9%	23.0%
子ども・子育て支援に関する情報	14.2%	48.8%	19.9%	4.2%
健診等の保健医療に関する情報	19.2%	18.6%	22.3%	17.3%
年金の情報	22.5%	17.4%	34.1%	16.2%
介護保険の情報	29.2%	12.8%	33.8%	29.3%
生活保護、生活困窮者自立相談支援の情報	10.2%	8.1%	12.5%	9.2%
資金貸付制度に関する情報	6.1%	10.5%	9.8%	3.1%
地域の町内会・自治会等やボランティア等の組織の活動内容	10.5%	3.5%	12.9%	10.3%
その他	0.5%	1.2%	0.7%	0.2%
特はない	10.7%	22.1%	7.7%	10.5%

○「福祉サービス」の情報入手先（問34）

「福祉サービス」に関する情報の入手方法として、18～39歳では、「家族や友人・知人」が最も高く、次いで、「市の広報紙」となっています。

40歳以上では、「市の広報紙」が最も高く、次いで、「家族や友人・知人」となっています。

65歳以上では、「インターネット・市のホームページ」の割合が、65歳以下の世代と比べて、非常に低くなっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
家族や友人・知人	39.4%	46.5%	40.4%	37.4%
市の広報紙	56.0%	41.9%	60.3%	56.0%
市役所の窓口・掲示板	8.7%	10.5%	10.1%	7.4%
インターネット・市のホームページ	16.0%	29.1%	27.2%	6.6%
民生委員・児童委員を通して	3.9%	0.0%	1.4%	6.1%
社会福祉協議会の窓口や広報紙	12.5%	4.7%	12.2%	14.2%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	12.4%	3.5%	10.1%	15.5%
ケアマネジヤーや相談支援専門員	15.3%	8.1%	12.5%	18.4%
地域包括支援センター	5.1%	1.2%	4.5%	6.1%
基幹相談支援センター	0.5%	2.3%	0.3%	0.2%
医療機関	9.2%	4.7%	7.7%	10.9%
その他	0.7%	3.5%	1.0%	0.0%
特になし	9.9%	22.1%	8.7%	8.3%

○「福祉サービス」に必要な情報の入手（問35）

「福祉サービス」に関する情報の入手状況として、全ての世代で、「一部だけ入手できている」が最も高く、全体では33.4%となっています。

18～39歳では、「必要な情報が何かわからない」が25.6%と同率で高くなっています。

18～64歳では、「ほとんど入手できていない」と「必要な情報が何かわからない」の割合の合計が約40%となっており、情報発信に課題があることが認められます。

	全体 (n=707)	18～39歳 (n=82)	40～64歳 (n=273)	65歳～ (n=352)
十分入手できている	16.1%	19.5%	11.4%	19.0%
一部だけ入手できている	33.4%	25.6%	35.2%	33.8%
ほとんど入手できていない	15.1%	13.4%	14.7%	15.9%
必要な情報が何かわからない	20.7%	25.6%	24.5%	16.5%
情報を入手する必要がない	14.7%	15.9%	14.3%	14.8%

(12) 「相談」について

○ 「民生委員・児童委員」への相談（問36）

民生委員・児童委員（p.120 参照）への相談として、全ての世代で、「相談したことがある」の割合が5%前後となっています。

18～39歳では、「担当の民生委員・児童委員がわからない」が30.2%と他の世代より突出して高くなっています。

	全体 (n=782)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=282)	65歳～ (n=414)
相談したことがある	5.4%	5.8%	3.9%	6.3%
相談したことがない	85.5%	64.0%	85.8%	89.9%
担当の民生委員・児童委員がわからない	9.1%	30.2%	10.3%	3.9%

○ 「民生委員・児童委員」に相談しない理由（問37）

民生委員・児童委員に相談したことがない理由として、全ての世代で、「相談することができない」が突出して高く、全体で84.6%となっています。

	全体 (n=669)	18～39歳 (n=55)	40～64歳 (n=242)	65歳～ (n=372)
相談することができない	84.6%	89.1%	85.5%	83.3%
よく知らない人に相談することは不安	7.9%	3.6%	9.5%	7.5%
他人との関わりを持ちたくない	1.3%	1.8%	1.2%	1.3%
他人に迷惑をかけたくない	4.0%	1.8%	2.9%	5.1%
自分の力で何とかしたい	7.6%	3.6%	3.7%	10.8%
自分のことを知られたくない	2.8%	5.5%	2.1%	3.0%
相談しても、解決すると思えない	8.7%	5.5%	8.7%	9.1%
その他	1.3%	0.0%	2.1%	1.1%

○「社会福祉協議会」の利用（問38）

社会福祉協議会の相談窓口、サービスの利用経験として、全ての世代で、「相談（サービスの利用）したことがない」が突出して高く、全体で72.7%となっています。

「相談（サービスの利用）したことがある」の割合は、年齢に比例して高くなっています。

	全体 (n=609)	18～39歳 (n=61)	40～64歳 (n=188)	65歳～ (n=360)
相談（サービスの利用）したことがある	21.7%	9.8%	20.7%	24.2%
相談（サービスの利用）したことがない	72.7%	68.9%	74.5%	72.5%
わからない	5.6%	21.3%	4.8%	3.3%

○「社会福祉協議会」に充実を希望する活動・支援（問39）

充実を希望する社会福祉協議会が行う活動・支援として、18～39歳では、「特ない」が27.9%と最も高く、次いで、「学校における福祉学習の推進」23.3%となっています。

40歳以上では、「介護保険サービスの充実」が最も高く、次いで、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」となっています。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
ボランティア活動への参加促進と支援	13.1%	9.3%	17.4%	11.2%
住民による見守りや支え合い活動への支援	24.3%	19.8%	25.4%	24.5%
ふれあい喫茶やサロンなどの居場所づくり	15.4%	15.1%	12.2%	17.5%
結婚促進に向けた取組の充実	8.0%	10.5%	10.8%	5.7%
生活困窮世帯への支援	16.3%	15.1%	17.4%	15.8%
在宅生活を支える福祉サービスの充実	28.6%	17.4%	32.1%	28.4%
地域における福祉学習の推進	8.7%	16.3%	9.4%	6.8%
学校における福祉学習の推進	10.5%	23.3%	13.2%	6.3%
広報紙等を活用した情報発信の充実	19.8%	12.8%	19.5%	21.2%
介護保険サービスの充実	33.5%	18.6%	35.5%	35.0%
障がい福祉サービスの充実	13.9%	16.3%	18.8%	10.3%
その他	0.6%	0.0%	0.3%	0.9%
特ない	13.4%	27.9%	11.5%	11.8%

(13) 「権利擁護」について

○金銭管理や手続きを代わりにしてくれる人の有無（問 40）

お金の管理や様々な手続きを行うことが難しくなったとき、代わりにしてくれる人の有無として、全ての世代で、「ふたり以上いる」が最も高くなっています。

「いない」と「わからない」の割合の合計は、若い世代ほど高くなっています。

65 歳以上でも約 8% が「いない」、「わからない」となっています。

	全体 (n=802)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=284)	65歳～ (n=432)
ひとりだけいる	30.5%	19.8%	26.8%	35.2%
ふたり以上いる	54.7%	47.7%	54.6%	56.3%
いない	7.1%	9.3%	10.2%	4.6%
わからない	7.6%	23.3%	8.5%	3.9%

○金銭管理や手続きを代わりにしてくれる人（問 41）

お金の管理や様々な手続きを行ってくれる人の続柄として、18～39 歳では、「きょうだい」が 46.6% と最も高く、次いで、「配偶者」 44.8% となっています。

40～64 歳では、「配偶者」が 77.5% と最も高く、次いで、「子」が 61.0% となっています。

65 歳以上では、「子」が 74.9% で最も高く、次いで、「配偶者」が 55.2% となっています。

	全体 (n=684)	18～39歳 (n=58)	40～64歳 (n=231)	65歳～ (n=395)
配偶者	61.8%	44.8%	77.5%	55.2%
子	65.5%	19.0%	61.0%	74.9%
子の配偶者	13.5%	3.4%	4.3%	20.3%
孫	3.5%	1.7%	0.9%	5.3%
きょうだい	13.2%	46.6%	14.7%	7.3%
その他	5.4%	34.5%	3.9%	2.0%

○金銭管理や手続きの代行制度の利用（問 42）

お金の管理や様々な手続きができなくなったとき、代わりにしてくれる制度の利用について、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。

65 歳以上の 19.4% が「利用したいと思わない」となっています。

	全体 (n=115)	18～39歳 (n=28)	40～64歳 (n=51)	65歳～ (n=36)
利用したい	29.6%	17.9%	35.3%	30.6%
利用したいと思わない	16.5%	17.9%	13.7%	19.4%
わからない	53.9%	64.3%	51.0%	50.0%

○金銭管理や手続きの代行制度を利用したくない理由（問43）

お金の管理や様々な手続きができなくなつたとき、代わりにしてくれる制度を利用したくない理由として、全ての世代で、「不正が心配だから」が最も高くなっています。次いで、「誰が代わりにするのかわからない」となっています。

	全体 (n=19)	18~39歳 (n=5)	40~64歳 (n=7)	65歳~ (n=7)
手続きの方法がわからない	26.3%	20.0%	42.9%	14.3%
どのような効果があるのかわからない	21.1%	40.0%	28.6%	0.0%
お金がかかる	21.1%	40.0%	14.3%	14.3%
誰が代わりにするのかわからない	57.9%	80.0%	71.4%	28.6%
制度を知らないから	36.8%	40.0%	42.9%	28.6%
不正が心配だから	78.9%	80.0%	85.7%	71.4%
その他	5.3%	0.0%	14.3%	0.0%

○成年後見制度の認知度（問44）

成年後見制度（p.117 参照）の認知度として、18~39歳では、「わからない」が44.6%で最も高く、次いで、「名称は聞いたことある」36.1%となっています。

40歳以上では、「名称は聞いたことある」が最も高く、次いで、「わからない」となっています。全体の29.5%が「わからない」となっており、制度の認知度に課題があることが伺えます。

	全体 (n=779)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=282)	65歳~ (n=414)
制度内容や手続方法を知っている	15.9%	19.3%	16.3%	15.0%
名称は聞いたことある	54.6%	36.1%	56.7%	56.8%
わからない	29.5%	44.6%	27.0%	28.3%

○成年後見制度の相談窓口の認知度（問45）

成年後見制度の相談窓口の認知度として、全ての世代で、「わからない」が最も高く、全体の41.7%となっており、相談窓口の周知に課題があることが伺えます。

	全体 (n=549)	18~39歳 (n=46)	40~64歳 (n=206)	65歳~ (n=297)
家庭裁判所	19.7%	21.7%	17.0%	21.2%
法テラス	8.7%	15.2%	10.2%	6.7%
法律、財産管理の専門家（弁護士など）	15.5%	15.2%	14.1%	16.5%
市役所（地域包括支援センターなど）	35.9%	28.3%	32.5%	39.4%
ぱあとなあ兵庫（社会福祉士）	1.5%	2.2%	1.9%	1.0%
社会福祉協議会	16.4%	13.0%	12.6%	19.5%
その他	0.5%	0.0%	1.0%	0.3%
わからない	41.7%	56.5%	47.6%	35.4%

(14) 「非行や犯罪をした人の立ち直り」について

○非行や犯罪をした人の立ち直りに必要なこと（問46）

非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要と思うこととして、全ての世代で、「就労支援」が最も高く、全体の 59.6% となっています。次いで、「地域住民の理解」、「人とのつながり」となっています。

世代間で大きな違いは認められません。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
住まいの確保	29.9%	30.2%	30.3%	29.5%
就労支援	59.6%	58.1%	66.6%	55.6%
就学支援	29.3%	41.9%	35.2%	23.2%
経済的な支援	20.5%	29.1%	19.9%	19.3%
地域住民の理解	39.3%	41.9%	38.0%	39.6%
人とのつながり	37.6%	41.9%	39.7%	35.4%
その他	1.2%	3.5%	1.7%	0.4%
わからない	16.0%	17.4%	15.0%	16.4%

○非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力（問47）

非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力について、18～39歳では、「わからない」が 31.0% で最も高く、次いで、「思わない」、「どちらかといえば思わない」がともに 22.6% となっています。

40～64歳では、「わからない」が 32.0% と最も高く、次いで、「どちらかといえば思う」が 28.1% となっています。

65歳以上では、「どちらかといえば思う」が 34.7% と最も高く、次いで、「わからない」が 26.4% となっています。

18～39歳では、「(どちらかといえば)思わない」が「(どちらかといえば)思う」を上回っていますが、40歳以上では、「(どちらかといえば)思う」の割合が高くなっています。

	全体 (n=763)	18～39歳 (n=84)	40～64歳 (n=281)	65歳～ (n=398)
思う	8.8%	4.8%	6.8%	11.1%
どちらかといえば思う	30.5%	19.0%	28.1%	34.7%
どちらかといえば思わない	20.6%	22.6%	21.7%	19.3%
思わない	11.1%	22.6%	11.4%	8.5%
わからない	29.0%	31.0%	32.0%	26.4%

○非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したくない理由（問48）

非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由について、18～39歳では、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が50.0%で最も高く、次いで、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が39.1%となっています。

40～64歳では、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が53.0%と最も高く、次いで、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が39.9%となっています。

65歳以上では、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が56.7%と最も高く、次いで、「具体的なイメージがわからないから」が30.2%となっています。

「非行や犯罪をした人に支援すべきでないから」という理由は、全体の5.2%となっています。

	全体 (n=462)	18～39歳 (n=64)	40～64歳 (n=183)	65歳～ (n=215)
自分や家族の身に何か起きないか不安だから	34.0%	50.0%	39.9%	24.2%
非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから	20.3%	32.8%	19.1%	17.7%
非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから	52.8%	39.1%	53.0%	56.7%
非行や犯罪をした人の支援などは国や市役所などの行政が行うべきだから	11.0%	15.6%	6.6%	13.5%
時間的余裕がないから	15.6%	21.9%	19.1%	10.7%
興味がないから	8.4%	14.1%	6.0%	8.8%
具体的なイメージがわからないから	33.3%	28.1%	38.8%	30.2%
非行や犯罪をした人に支援すべきでないから	5.2%	6.3%	6.6%	3.7%
その他	4.3%	0.0%	3.3%	6.5%

(15) 「制度の認知」について

○制度の認知（問 49）

制度の名称や内容の理解状況について、18～39 歳では、「生活困窮者自立支援制度」(p.117 参照) の理解度が最も高く、「名称も内容も知っていた」が 25.3% となっています。次いで、「個別避難計画」が 10.8% となっています。

40 歳以上では、「生活困窮者自立支援制度」の理解度が最も高く、次いで、「避難行動要支援者 (p.119 参照) 支援」となっています。

全ての世代で、「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」(p.115 参照) が最も低く、18～39 歳では 76.2%、40～64 歳では 74.2%、65 歳以上では 69.4% が「名称も内容も知らなかった」となっています。

		全体 (n=763)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=280)	65歳～ (n=400)
生活困窮者自立支援制度	名称も内容も知っていた	17.0%	25.3%	17.5%	15.0%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	44.0%	32.5%	44.3%	46.3%
	名称も内容も知らなかった	38.9%	42.2%	38.2%	38.8%
避難行動要支援者支援	名称も内容も知っていた	10.2%	8.4%	11.8%	9.4%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	26.2%	19.3%	26.4%	27.4%
	名称も内容も知らなかった	63.7%	72.3%	61.8%	63.2%
個別避難計画	名称も内容も知っていた	8.0%	10.8%	9.0%	6.6%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	23.9%	21.7%	23.7%	24.5%
	名称も内容も知らなかった	68.2%	67.5%	67.4%	68.9%
宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例	名称も内容も知っていた	5.8%	9.5%	4.7%	5.9%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	22.3%	14.3%	21.1%	24.7%
	名称も内容も知らなかった	71.9%	76.2%	74.2%	69.4%

○社会問題の認知（問 50）

社会問題を示す言葉や内容状況について、全ての世代で、「ヤングケアラー」の理解度が最も高く、18～39歳では67.5%、40～64歳では71.6%、65歳以上では53.7%が「名称も内容も知っています」となっています。次いで、18～39歳では、「ワンオペ育児」(p.121 参照)が65.5%、40～64歳では、「ワンオペ育児」が46.3%、65歳以上では、「8050問題」が20.3%となっています。

18～39歳では、「8050問題」の理解度が最も低く、「名称も内容も知らなかった」が55.4%となっています。40～64歳では、51.8%が「ダブルケア」を、65歳以上では、67.8%が「ワンオペ育児」を「名称も内容も知らなかった」と理解度が低くなっています。

		全体 (n=751)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=278)	65歳～ (n=390)
ダブルケア	名称も内容も知っていた	24.8%	27.7%	30.6%	20.0%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	18.1%	19.3%	17.6%	18.2%
	名称も内容も知らなかった	57.1%	53.0%	51.8%	61.8%

		(n=767)	(n=83)	(n=282)	(n=402)
ヤングケアラー	名称も内容も知っていた	61.8%	67.5%	71.6%	53.7%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	13.6%	12.0%	13.1%	14.2%
	名称も内容も知らなかった	24.6%	20.5%	15.2%	32.1%

		(n=759)	(n=84)	(n=281)	(n=394)
ワンオペ育児	名称も内容も知っていた	34.0%	65.5%	46.3%	18.5%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	16.1%	13.1%	20.3%	13.7%
	名称も内容も知らなかった	49.9%	21.4%	33.5%	67.8%

		(n=757)	(n=82)	(n=281)	(n=394)
ワーキングプア	名称も内容も知っていた	27.3%	34.1%	37.0%	19.0%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	16.9%	15.9%	19.9%	15.0%
	名称も内容も知らなかった	55.7%	50.0%	43.1%	66.0%

		(n=759)	(n=83)	(n=281)	(n=395)
8050問題	名称も内容も知っていた	27.0%	32.5%	34.9%	20.3%
	名称は知っていたが内容は知らなかった	14.4%	12.0%	16.7%	13.2%
	名称も内容も知らなかった	58.6%	55.4%	48.4%	66.6%

○ダブルケアの相談先（問 51）

「ダブルケア」の問題が身近におきた（もしくはおきていることを知った）場合の相談先として、全ての世代で、「家族・親戚・きょうだい」が最も高く、全体では49.3%となっています。次いで、18～64歳では、「市役所などの官公庁」、65歳以上では、「社会福祉協議会」、次いで、「民生委員・児童委員」となっています。

		全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
ダブルケア	家族・親戚・きょうだい	49.3%	60.5%	61.0%	39.8%
	友人	9.6%	18.6%	13.6%	5.5%
	隣近所の人	4.6%	3.5%	4.9%	4.6%
	自治会役員	4.5%	1.2%	4.2%	5.3%
	民生委員・児童委員	11.6%	1.2%	7.3%	16.2%
	職場の人	3.5%	9.3%	7.0%	0.2%
	学校の先生・保育士等	1.0%	1.2%	1.0%	0.9%
	市役所などの官公庁	15.7%	24.4%	20.9%	10.7%
	地域包括支援センター	12.8%	10.5%	11.8%	13.8%
	ケアマネジャー等	11.4%	14.0%	15.3%	8.5%
	社会福祉協議会	14.8%	11.6%	12.5%	16.8%
	その他	1.4%	2.3%	1.4%	1.3%

○ヤングケアラーの相談先（問 51）

「ヤングケアラー」の問題が身近におきた（もしくはおきていることを知った）場合の相談先として、全ての世代で、「家族・親戚・きょうだい」が最も高く、全体では37.2%となっています。次いで、18～64歳では、「市役所などの官公庁」、65歳以上では、「民生委員・児童委員」となっています。

		全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
ヤングケアラー	家族・親戚・きょうだい	37.2%	45.3%	47.0%	29.5%
	友人	8.1%	20.9%	10.5%	4.2%
	隣近所の人	4.9%	3.5%	5.2%	5.0%
	自治会役員	6.4%	4.7%	6.6%	6.6%
	民生委員・児童委員	20.7%	8.1%	19.2%	24.1%
	職場の人	2.8%	4.7%	5.6%	0.7%
	学校の先生・保育士等	7.8%	9.3%	12.5%	4.6%
	市役所などの官公庁	21.0%	23.3%	29.6%	15.1%
	地域包括支援センター	10.7%	12.8%	8.7%	11.6%
	ケアマネジャー等	4.1%	5.8%	5.2%	3.1%
	社会福祉協議会	12.8%	9.3%	11.8%	14.0%
	その他	1.3%	2.3%	1.4%	1.1%

○ワンオペ育児の相談先（問 51）

「ワンオペ育児」の問題が身边におきた（もしくはおきていることを知った）場合の相談先として、全ての世代で、「家族・親戚・きょうだい」が最も高く、全体では 42.4% となっています。次いで、18～39 歳では、「友人」が 25.6%、40～64 歳では、「市役所などの官公庁」が 23.7%、65 歳以上では、「民生委員・児童委員」が 18.4% となっています。

		全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
ワンオペ育児	家族・親戚・きょうだい	42.4%	57.0%	55.7%	31.3%
	友人	12.0%	25.6%	17.8%	5.9%
	隣近所の人	5.4%	3.5%	7.0%	4.8%
	自治会役員	3.6%	2.3%	4.2%	3.5%
	民生委員・児童委員	14.8%	3.5%	12.5%	18.4%
	職場の人	3.3%	10.5%	5.2%	0.7%
	学校の先生・保育士等	4.8%	5.8%	7.0%	3.3%
	市役所などの官公庁	18.8%	23.3%	23.7%	14.9%
	地域包括支援センター	7.6%	9.3%	4.2%	9.4%
	ケアマネジャー等	1.7%	1.2%	2.1%	1.5%
	社会福祉協議会	10.8%	5.8%	10.5%	12.0%
	その他	1.6%	3.5%	1.4%	1.3%

○ワーキングプアの相談先（問 51）

「ワーキングプア」(p.121 参照) の問題が身边におきた（もしくはおきていることを知った）場合の相談先として、全ての世代で、「家族・親戚・きょうだい」が最も高く、全体では 36.5% となっています。次いで、「市役所などの官公庁」が 30.0% となっています。

		全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
ワーキングプア	家族・親戚・きょうだい	36.5%	51.2%	48.4%	26.3%
	友人	8.8%	20.9%	12.5%	4.2%
	隣近所の人	2.5%	0.0%	3.5%	2.4%
	自治会役員	3.9%	3.5%	4.5%	3.5%
	民生委員・児童委員	12.4%	2.3%	9.8%	16.0%
	職場の人	5.1%	10.5%	7.0%	2.8%
	学校の先生・保育士等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市役所などの官公庁	30.0%	36.0%	39.4%	23.0%
	地域包括支援センター	8.6%	9.3%	5.6%	10.3%
	ケアマネジャー等	1.3%	1.2%	1.7%	1.1%
	社会福祉協議会	12.3%	9.3%	9.8%	14.4%
	その他	1.8%	4.7%	1.7%	1.3%

○8050 問題の相談先（問 51）

8050 問題の問題が身近におきた（もしくはおきていることを知った）場合の相談先として、全ての世代で、「家族・親戚・きょうだい」が最も高く、全体では 37.5% となっています。次いで、18～64 歳では、「市役所などの官公庁」、65 歳以上では、「社会福祉協議会」となっています。

		全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
8050 問題	家族・親戚・きょうだい	37.5%	45.3%	48.1%	29.3%
	友人	8.4%	17.4%	13.6%	3.5%
	隣近所の人	3.9%	3.5%	5.2%	3.1%
	自治会役員	4.5%	1.2%	4.9%	4.8%
	民生委員・児童委員	14.0%	3.5%	12.2%	17.1%
	職場の人	1.9%	4.7%	3.5%	0.4%
	学校の先生・保育士等	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%
	市役所などの官公庁	24.0%	37.2%	31.0%	17.1%
	地域包括支援センター	11.7%	14.0%	10.5%	12.0%
	ケアマネジャー等	4.3%	3.5%	3.5%	5.0%
	社会福祉協議会	16.4%	12.8%	15.3%	17.7%
	その他	1.4%	2.3%	1.7%	1.1%

(16) 「宍粟市の地域福祉の取り組みと課題」について

○宍粟市の地域福祉の取り組みの満足度（問52）

■ 市民活動・ボランティアへの参画促進の取り組みの現状（満足度）

市民活動・ボランティアへの参画促進の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高く、全体の59.1%となっており、市民活動・ボランティアへの参画促進の取り組みが理解されていないことが伺えます。

		全体 (n=699)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=267)	65歳~ (n=349)
市民活動・ボランティアへの参画促進	満足	4.3%	7.2%	2.2%	5.2%
	やや満足	21.9%	12.0%	22.1%	24.1%
	やや不満	11.9%	12.0%	10.1%	13.2%
	不満	2.9%	0.0%	2.2%	4.0%
	わからない	59.1%	68.7%	63.3%	53.6%

■ 地域や学校での福祉学習の推進の取り組みの現状（満足度）

地域や学校での福祉学習の推進の取り組みの現状（満足度）として、18~39歳では、「わからない」が32.5%、40~64歳では、「やや満足」が38.0%、65歳以上では、「わからない」が40.0%となっています。世代が高いほど、満足度、認知度が低い傾向が認められます。

		全体 (n=709)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=271)	65歳~ (n=355)
地域や学校での福祉学習の推進	満足	15.9%	28.9%	13.3%	14.9%
	やや満足	33.9%	27.7%	38.0%	32.1%
	やや不満	10.9%	7.2%	10.7%	11.8%
	不満	1.4%	3.6%	1.1%	1.1%
	わからない	37.9%	32.5%	36.9%	40.0%

■ 小地域福祉活動の活性化の取り組みの現状（満足度）

小地域福祉活動（p.116参照）の活性化の取り組みの現状（満足度）として、18~64歳では、「わからない」が最も高く、65歳以上では、「やや満足」が37.5%と最も高くなっています。

		全体 (n=709)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=271)	65歳~ (n=355)
小地域福祉活動の活性化	満足	11.7%	12.0%	6.6%	15.5%
	やや満足	35.3%	31.3%	33.6%	37.5%
	やや不満	13.0%	8.4%	12.9%	14.1%
	不満	3.4%	3.6%	3.3%	3.4%
	わからない	36.7%	44.6%	43.5%	29.6%

■ 地域福祉資源の活用・開発の取り組みの現状（満足度）

地域福祉資源の活用・開発の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高く、世代が若いほど、認知度が低い傾向が認められます。

		全体 (n=712)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=271)	65歳~ (n=358)
地域福祉資源の活用・開発	満足	9.1%	10.8%	6.6%	10.6%
	やや満足	28.8%	21.7%	25.8%	32.7%
	やや不満	13.3%	10.8%	14.0%	13.4%
	不満	2.7%	2.4%	1.8%	3.4%
	わからない	46.1%	54.2%	51.7%	39.9%

■ 専門職の育成の取り組みの現状（満足度）

専門職の育成の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。また、全ての世代で、「(やや)満足」と「(やや)不満」が均衡しており、満足度、理解度ともに低いと認められます。

		全体 (n=703)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=272)	65歳~ (n=348)
専門職の育成	満足	4.8%	8.4%	2.6%	5.7%
	やや満足	18.8%	18.1%	17.6%	19.8%
	やや不満	17.8%	15.7%	19.1%	17.2%
	不満	6.1%	3.6%	5.9%	6.9%
	わからない	52.5%	54.2%	54.8%	50.3%

■ 情報発信の強化の取り組みの現状（満足度）

情報発信の強化の取り組みの現状（満足度）として、18~39歳では、「わからない」が最も高く、40歳以上では、「やや満足」が最も高くなっています。「(やや)満足」が「(やや)不満」を上回っていますが、「(やや)不満」が20%程度あり、満足度が分かれています。

		全体 (n=700)	18~39歳 (n=82)	40~64歳 (n=272)	65歳~ (n=346)
情報発信の強化	満足	11.1%	14.6%	8.1%	12.7%
	やや満足	39.4%	30.5%	36.8%	43.6%
	やや不満	17.1%	15.9%	20.6%	14.7%
	不満	4.3%	4.9%	3.7%	4.6%
	わからない	28.0%	34.1%	30.9%	24.3%

■ 相談窓口の取り組みの現状（満足度）

相談窓口の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。世代が高いほど、「(やや)満足」の割合が高くなっていますが、「(やや)不満」の割合も高くなっていますが、「(やや)不満」が20%程度あり、満足度が分かれています。

		全体 (n=702)	18~39歳 (n=83)	40~64歳 (n=272)	65歳~ (n=347)
相談窓口の充実	満足	6.7%	12.0%	4.4%	7.2%
	やや満足	27.6%	20.5%	25.0%	31.4%
	やや不満	15.5%	12.0%	15.1%	16.7%
	不満	5.0%	2.4%	4.8%	5.8%
	わからない	45.2%	53.0%	50.7%	38.9%

■ 生活困窮者などへの支援の取り組みの現状（満足度）

生活困窮者などへの支援の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。「(やや) 満足」と「(やや) 不満」が近い割合となっています。

		全体 (n=698)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=271)	65歳～ (n=344)
生活困窮者などへの支援	満足	3. 2%	7. 2%	1. 8%	3. 2%
	やや満足	17. 0%	14. 5%	14. 0%	20. 1%
	やや不満	14. 3%	9. 6%	11. 4%	17. 7%
	不満	3. 9%	3. 6%	2. 6%	4. 9%
	わからない	61. 6%	65. 1%	70. 1%	54. 1%

■ 緊急時における避難行動要支援者への支援の取り組みの現状（満足度）

緊急時における避難行動要支援者への支援の取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。「(やや) 満足」と「(やや) 不満」が近い割合となっています。

		全体 (n=695)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=271)	65歳～ (n=341)
緊急時における避難行動要支援者への支援	満足	4. 5%	8. 4%	3. 0%	4. 7%
	やや満足	20. 1%	15. 7%	18. 8%	22. 3%
	やや不満	19. 0%	13. 3%	15. 9%	22. 9%
	不満	4. 2%	4. 8%	2. 2%	5. 6%
	わからない	52. 2%	57. 8%	60. 1%	44. 6%

■ 支え合いのまちづくりの取り組みの現状（満足度）

支え合いのまちづくりの取り組みの現状（満足度）として、18～64歳では、「わからない」が最も高く、65歳以上では、「やや満足」が35.8%と最も高くなっています。全ての世代で、「(やや) 満足」が「(やや) 不満」を上回っています。

		全体 (n=703)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=271)	65歳～ (n=349)
支え合いのまちづくり	満足	7. 8%	14. 5%	4. 8%	8. 6%
	やや満足	32. 0%	18. 1%	31. 4%	35. 8%
	やや不満	14. 7%	13. 3%	12. 2%	16. 9%
	不満	2. 8%	2. 4%	1. 8%	3. 7%
	わからない	42. 7%	51. 8%	49. 8%	35. 0%

■ すべての人にやさしいまちづくりの取り組みの現状（満足度）

すべての人にやさしいまちづくりの取り組みの現状（満足度）として、全ての世代で、「わからない」が最も高くなっています。「(やや) 満足」と「(やや) 不満」が近い割合となっています。

		全体 (n=704)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=272)	65歳～ (n=349)
すべての人にやさしいまちづくり	満足	4. 4%	9. 6%	2. 2%	4. 9%
	やや満足	21. 6%	15. 7%	19. 5%	24. 6%
	やや不満	21. 0%	19. 3%	19. 1%	22. 9%
	不満	4. 0%	4. 8%	3. 3%	4. 3%
	わからない	49. 0%	50. 6%	55. 9%	43. 3%

(16) 「宍粟市の地域福祉の取り組みと課題」について

○宍粟市の地域福祉の取り組みの重要度（問52）

■ 市民活動・ボランティアへの参画促進の取り組みの現状（重要度）

市民活動・ボランティアへの参画促進の取り組みの現状（重要度）として、18～39歳では、「やや重要」と「わからない」が36.6%と最も高く、40～64歳では、「重要」が37.9%、65歳以上では、「やや重要」が35.7%で最も高くなっています。

世代が高くなるほど、重要度が高いと考えている傾向が認められます。

		全体 (n=688)	18～39歳 (n=82)	40～64歳 (n=264)	65歳～ (n=342)
市民活動・ボランティアへの参画促進	重要	30.4%	18.3%	27.3%	35.7%
	やや重要	36.2%	36.6%	37.9%	34.8%
	あまり重要でない	5.1%	7.3%	5.3%	4.4%
	重要でない	0.6%	1.2%	0.8%	0.3%
	わからない	27.8%	36.6%	28.8%	24.9%

■ 地域や学校での福祉学習の推進の取り組みの現状（重要度）

地域や学校での福祉学習の推進の取り組みの現状（重要度）として、18～39歳では、「重要」が48.1%と最も高く、40歳以上では、「やや重要」が最も高くなっています。

18～39歳で重要と考えている割合が高いことが認められます。

		全体 (n=688)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=268)	65歳～ (n=339)
地域や学校での福祉学習の推進	重要	35.3%	48.1%	31.0%	35.7%
	やや重要	37.9%	30.9%	39.9%	38.1%
	あまり重要でない	5.7%	3.7%	7.1%	5.0%
	重要でない	1.5%	1.2%	1.9%	1.2%
	わからない	19.6%	16.0%	20.1%	20.1%

■ 小地域福祉活動の活性化の取り組みの現状（重要度）

小地域福祉活動の活性化の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「やや重要」が最も高くなっています。

その一方で、「(あまり)重要でない」の割合が全ての世代で15%前後あり、小地域福祉活動の活性化は、やや重要度が低いと考えられていることが伺えます。

		全体 (n=688)	18～39歳 (n=82)	40～64歳 (n=267)	65歳～ (n=339)
小地域福祉活動の活性化	重要	26.6%	26.8%	24.7%	28.0%
	やや重要	38.5%	30.5%	36.7%	41.9%
	あまり重要でない	9.7%	8.5%	10.5%	9.4%
	重要でない	5.1%	7.3%	4.9%	4.7%
	わからない	20.1%	26.8%	23.2%	15.9%

■ 地域福祉資源の活用・開発の取り組みの現状（重要度）

地域福祉資源の活用・開発の取り組みの現状（重要度）として、18～39歳では、「重要」が33.3%と最も高く、40歳以上では、「やや重要」が最も高くなっています。

		全体 (n=692)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=267)	65歳～ (n=344)
地域福祉資源の活用・開発	重要	30.6%	33.3%	29.2%	31.1%
	やや重要	37.1%	27.2%	37.1%	39.5%
	あまり重要でない	6.2%	8.6%	4.9%	6.7%
	重要でない	0.9%	0.0%	1.5%	0.6%
	わからない	25.1%	30.9%	27.3%	22.1%

■ 専門職の育成の取り組みの現状（重要度）

専門職の育成の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の41.4%となっています。

専門職の育成の取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=689)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=268)	65歳～ (n=340)
専門職の育成	重要	41.4%	45.7%	42.5%	39.4%
	やや重要	32.4%	24.7%	31.7%	34.7%
	あまり重要でない	2.9%	2.5%	3.7%	2.4%
	重要でない	0.3%	0.0%	0.4%	0.3%
	わからない	23.1%	27.2%	21.6%	23.2%

■ 情報発信の強化の取り組みの現状（重要度）

情報発信の強化の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の43.4%となっています。

情報発信の強化の取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=686)	18～39歳 (n=80)	40～64歳 (n=268)	65歳～ (n=338)
情報発信の強化	重要	43.4%	43.8%	45.9%	41.4%
	やや重要	34.0%	27.5%	29.9%	38.8%
	あまり重要でない	4.2%	2.5%	4.5%	4.4%
	重要でない	0.9%	1.3%	0.7%	0.9%
	わからない	17.5%	25.0%	19.0%	14.5%

■ 相談窓口の充実の取り組みの現状（重要度）

相談窓口の充実の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の50.2%となっています。

相談窓口の充実の取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=685)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=266)	65歳～ (n=338)
相談窓口の充実	重要	50.2%	45.7%	50.4%	51.2%
	やや重要	26.4%	18.5%	27.1%	27.8%
	あまり重要でない	2.8%	3.7%	2.3%	3.0%
	重要でない	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%
	わからない	20.4%	32.1%	20.3%	17.8%

■ 生活困窮者などへの支援の取り組みの現状（重要度）

生活困窮者などへの支援の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の41.4%となっています。

生活困窮者などへの支援の取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=690)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=267)	65歳～ (n=342)
生活困窮者などへの支援	重要	41.4%	44.4%	43.1%	39.5%
	やや重要	30.3%	17.3%	29.2%	34.2%
	あまり重要でない	3.5%	6.2%	1.9%	4.1%
	重要でない	0.6%	1.2%	0.7%	0.3%
	わからない	24.2%	30.9%	25.1%	21.9%

■ 緊急時における避難行動要支援者への支援の取り組みの現状（重要度）

緊急時における避難行動要支援者への支援の取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の57.2%となっています。

緊急時における避難行動要支援者への支援の取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=687)	18～39歳 (n=80)	40～64歳 (n=267)	65歳～ (n=340)
緊急時における避難行動要支援者への支援	重要	57.2%	50.0%	60.3%	56.5%
	やや重要	22.1%	23.8%	19.5%	23.8%
	あまり重要でない	2.2%	1.3%	1.9%	2.6%
	重要でない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	わからない	18.5%	25.0%	18.4%	17.1%

■ 支え合いのまちづくりの取り組みの現状（重要度）

支え合いのまちづくりの取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の46.5%となっています。

支え合いのまちづくりの取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=688)	18～39歳 (n=81)	40～64歳 (n=266)	65歳～ (n=341)
支え合いのまちづくり	重要	46.5%	45.7%	47.4%	46.0%
	やや重要	31.3%	22.2%	30.5%	34.0%
	あまり重要でない	2.6%	3.7%	1.5%	3.2%
	重要でない	0.7%	1.2%	0.8%	0.6%
	わからない	18.9%	27.2%	19.9%	16.1%

■ すべての人にやさしいまちづくりの取り組みの現状（重要度）

すべての人にやさしいまちづくりの取り組みの現状（重要度）として、全ての世代で、「重要」が最も高く、全体の47.3%となっています。

すべての人にやさしいまちづくりの取り組みが重要と考えられていることが伺えます。

		全体 (n=687)	18～39歳 (n=80)	40～64歳 (n=265)	65歳～ (n=342)
すべての人にやさしいまちづくり	重要	47.3%	43.8%	46.8%	48.5%
	やや重要	30.0%	27.5%	30.2%	30.4%
	あまり重要でない	2.5%	3.8%	1.5%	2.9%
	重要でない	0.4%	0.0%	0.0%	0.9%
	わからない	19.8%	25.0%	21.5%	17.3%

○地域福祉を推進するために優先して取り組むべき施策（問53）

地域福祉を進めるために優先して取り組んでいくべき施策について、全ての世代で、「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」が最も高くなっています。

	全体 (n=830)	18~39歳 (n=86)	40~64歳 (n=287)	65歳~ (n=457)
地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり	44.0%	33.7%	41.5%	47.5%
地域の福祉相談窓口の充実	34.0%	29.1%	39.7%	31.3%
地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	33.0%	30.2%	31.7%	34.4%
ボランティアやNPOの育成と活動支援	10.7%	9.3%	13.2%	9.4%
地域の福祉活動拠点の充実・環境づくり	17.0%	17.4%	19.2%	15.5%
地域福祉活動のネットワークづくり	12.8%	23.3%	15.7%	9.0%
福祉に関する情報提供体制の整備	20.1%	18.6%	22.6%	18.8%
福祉に関する講習会や講演会の充実	3.9%	5.8%	3.1%	3.9%
公共施設のバリアフリー化	11.2%	20.9%	11.5%	9.2%
災害時の避難行動要支援者への支援の充実	23.3%	15.1%	22.0%	25.6%
その他	1.6%	2.3%	3.1%	0.4%

世代	1番	
18~39歳	地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり	33.7%
40~64歳	地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり	41.5%
65歳以上	地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり	47.5%

世代	2番	
18~39歳	地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	30.2%
40~64歳	地域の福祉相談窓口の充実	39.7%
65歳以上	地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	34.4%

世代	3番	
18~39歳	地域の福祉相談窓口の充実	29.1%
40~64歳	地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保	31.7%
65歳以上	地域の福祉相談窓口の充実	31.3%

3. 前計画における活動指標に対する評価

前計画で定めた活動指標ごとに評価を行いました。

■目標に対する評価基準

◎…目標達成 ○…概ね目標達成 △…一部改善が必要 ×…大幅な改善が必要
—…評価不可

(1) 基本目標 1. 地域福祉を進める担い手を育てます

活動指標のうち、市の職員による福祉に関する出前講座の実施数は目標を達成していますが、認知症サポーター（p.118 参照）養成講座受講者などは基礎値よりも減少しています。新型コロナウイルス感染症による影響もありますが、地域福祉を進める担い手の育成に課題が残っています。

施策目標：福祉学習を推進し、地域福祉意識を普及啓発します。

項目：市の職員による福祉に関する出前講座の実施数

平成 30 年度（基礎値）	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
8 回	6 回	2 回	1 回	6 回	13 回	増加	—

令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、出前講座の実施数は大きく減少しましたが、令和 5 年度は平成 30 年度と比較して +5 回と増加しました。年度ごとの増減が大きく、評価不可としています。

項目：福祉に関心がある人の割合

平成 30 年度（基礎値）	令和 5 年度	目標	評価
85. 5%	80. 3%	90. 0%	×

福祉に関心がある人の割合 90. 0% を目標にしていましたが、令和 5 年度の調査では 80. 3% と減少しており、目標を達成することはできませんでした。

項目：「しそう元気げんき大作戦事業」の実施団体数

平成 30 年度（基礎値）	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
12 団体	15 団体 (新規 3 団体)	10 团体 (新規 3 団体)	8 团体 (新規 3 团体)	8 团体 (新規 1 团体)	8 团体 (新規 2 团体)	12 团体	○

「しそう元気げんき大作戦事業」（p.115 参照）の実施団体数は目標値には至りませんでしたが、毎年新規実施団体があり、概ね目標を達成することができました。

項目：地域活動に参加したことがない人の割合

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
15. 8%	14. 1%	10. 0%	△

地域活動に参加したことがない人の割合 10. 0% を目標にしていましたが、令和 5 年度の調査では 14. 1% と 1. 7% 改善しましたが、目標達成には至りませんでした。

項目：ボランティア活動に参加したことがない人の割合

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
53. 4%	41. 2%	40. 0%	○

ボランティア活動に参加したことがない人の割合 40. 0% を目標にしていましたが、令和 5 年度の調査では 41. 2% と 12. 2% 改善し、概ね目標を達成することができました。

項目：認知症サポーター養成講座受講者数（ステップアップ講座を除く）※年間の受講者数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
458 人	655 人	50 人	121 人	204 人	285 人	500 人	—

令和元年度には目標を達成しましたが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きく、評価不可としています。

項目：認知症サポーター登録者

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
244 人	309 人	310 人	333 人	338 人	368 人	544 人	△

認知症サポーター登録者は年々増加していますが、目標達成には至りませんでした。

項目：生活支援サポーター養成講座受講者数（延べ人数）

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
(11 人)	5 人 (5 人)	8 人 (13 人)	6 人 (19 人)	0 人 (19 人)	4 人 (23 人)	(17 人)	◎

※ () は延べ人数

生活支援サポーター（p.117 参照）養成講座受講者は延べ 17 人の目標に対して、23 人の受講者があり、目標を達成することができました。

項目：自殺対策ゲートキーパー研修受講者数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
0 人	126 人	14 人	158 人	123 人	187 人	150 人	◎

自殺対策ゲートキーパー（p.114 参照）研修受講者数は 150 人の目標に対して、令和 3 年度と令和 5 年度は目標を達成することができました。

項目：市のホームページにおける社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの紹介

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
未掲載	未掲載	未掲載	×

市のホームページで社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを掲載する目標に対して、未掲載となっており、目標を達成することができませんでした。

項目：社会福祉法人との公益的な取り組み内容に係る協議の実施

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
実施	実施	実施	○

社会福祉法人との公益的な取り組み内容に係る協議を実施するという目標に対して、令和 3 年度から実施しており、目標を達成することができました。

計 画 期 間 中 の 取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民に対し、学習会や講演会、しそうチャンネル等、多様な方法で福祉意識向上のために普及啓発を行いました。 ◇福祉学習の推進、地域福祉意識の普及啓発を目的に出前講座のテーマを検討し、要請により、出前講座を行いました。 ◇ひきこもりや多重問題、権利擁護（p.114 参照）支援など様々なテーマで市民、専門職向け講演会や研修会を開催しました。 ◇幼児と中学校 3 年生がふれ合う「出会いふれ合い子ども教室」事業等を実施しました。 ◇トライヤー・ティークでは、社会福祉協議会等で福祉体験活動及びボランティア活動を行いました。また、市役所では地域福祉に関心のある高校生のインターンシップ（p.113 参照）の受入れに取り組みました。 ◇自殺対策に関する人材の育成のため、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員（p.120 参照）などを対象にしたゲートキーパー研修を行いました。 ◇新たに「こども家庭支援センター」（p.114 参照）を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実や児童虐待（p.115 参照）防止に取り組みました。 ◇介護支援専門員（p.113 参照）実務研修受講試験対策講座を開催し、介護支援専門員の資格取得の支援を行いました。 ◇宍粟市仕事の総合相談窓口（p.115 参照）において、介護サービス事業所と求職者の双方に対して支援を行うプラットフォーム（p.119 参照）を開設し、介護人材の確保・定着・育成に取り組みました。 ◇介護人材確保事業（奨学金返還金補助）を実施し、介護職に就く若い世代の支援に取り組みました。

(2) 基本目標2. みんなで支え合う仕組みをつくります

活動指標のうち、認知症カフェ（p.118 参照）設置数と宍粟市高齢者地域支え合い活動事業（p.114 参照）登録企業数は目標値を達成することができましたが、「小地域福祉活動の活性化（支援）」、「地域福祉資源の活用・開発」の満足度は前回調査と比べて低下しています。団体や企業の協力が増加していることから、それらの力を活かした仕組みづくりが必要です。

項目：「通いの場」登録者数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
1,975人	2,015人	1,858人	1,770人	1,661人	1,779人	2,250人	×

「通いの場」（p.113 参照）登録者数は令和2年度から減少に転じ、令和5年度は1,779人と平成30年度（基礎値）を下回っており、目標を達成できませんでした。

項目：認知症カフェ設置数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
10か所	10か所	10か所	10か所	11か所	12か所	増加	◎

認知症カフェ設置数を増加する目標に対して、令和4年度と5年度にそれぞれ1か所増加し、目標を達成することができました。

項目：空き家バンクの登録件数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
43件	55件	42件	46件	56件	56件	60件	○

空き家バンク（p.113 参照）の登録件数60件の目標を達成することはできませんでしたが、登録件数は増加しており、概ね目標を達成することができました。

項目：市の施策における「小地域福祉活動の活性化（支援）」の満足度

平成30年度(基礎値)	令和5年度	目標	評価
49.6%	40.2%	60.0%	×

市の施策における「小地域福祉活動の活性化（支援）」の満足度は60.0%を目標にしていましたが、40.2%と平成30年度（基礎値）を下回り、目標を達成することができませんでした。

項目：宍粟市高齢者地域支え合い活動事業登録企業数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
32事業者	33事業者	33事業者	33事業者	34事業者	34事業者	増加	◎

宍粟市高齢者地域支え合い活動事業登録企業数を増加する目標に対して、3事業者増加し、目標を達成することができました。

項目：市の施策における「支え合いのまちづくり」の満足度

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
36. 8%	33. 8%	50. 0%	×

市の施策における「支え合いのまちづくり」の満足度は 50. 0% を目標にしていましたが、33. 8% と平成 30 年度（基礎値）を下回り、目標を達成することができませんでした。

項目：単位老人クラブへの活動費補助件数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
118 件	118 件	114 件	109 件	107 件	103 件	現状維持	×

単位老人クラブへの活動費補助件数を維持する目標に対して、15 件減少しており、目標を達成することができませんでした。

項目：シルバー人材センター登録者数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
428 人	432 人	414 人	396 人	407 人	405 人	現状維持	×

シルバー人材センター（p.116 参照）登録者数を維持する目標に対して、23 件減少しており、目標を達成することができませんでした。

項目：市の施策における「地域福祉資源の活用・開発」の満足度

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
34. 9%	32. 7%	45. 0%	×

市の施策における「地域福祉資源の活用・開発」について、（やや）満足と回答する人 45. 0% の目標に対して、32. 7% と平成 30 年度（基礎値）を下回り、目標を達成することができませんでした。

計 画 期 間 中 の 取 り 組 み	◇全ての通いの場で運動・低栄養予防の講話が実施できるよう取り組みを継続しています。
	◇こども食堂（p.114 参照）の運営団体との連絡会議を開催しています。
	◇少年指導委員（p.116 参照）、民生委員児童委員協議会、行政などが青色防犯パトロール（p.113 参照）に取り組んでいます。
	◇しそう元気げんき大作戦事業において N P O 法人（p.113 参照）等の活動を支援することにより、様々な分野における地域課題の解決に向けた取り組みを進めています。

(3) 基本目標3. 適切な支援が受けられる枠組みをつくります

活動指標のうち、ふくし総合相談窓口（p.119 参照）の設置、成年後見制度の相談件数、市民後見人（p.116 参照）候補者数、専門職及び市民向けゲートキーパー研修の開催回数、生活困窮者等への就労支援人数は目標を達成しています。引き続き、支援を必要とする人が適切にサービスを受けられるよう取り組みを推進していくことが必要です。

項目：ひとり親世帯からの相談回数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
839回	710回 (172件)	713回 (172件)	1,098回 (162件)	1,049回 (226件)	694回 (228件)	885回	○

ひとり親世帯からの相談件数 885回の目標に対して、令和3年度と令和4年度は目標件数を上回りました。また相談件数も増加しており、概ね目標を達成することができました。

項目：基幹相談支援センターにおける相談件数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
2,916件	2,378件	2,722件	2,963件	2,854件	2,720件	3,353件	×

基幹相談支援センター（p.114 参照）における相談件数 3,353件の目標を達成した年度はなく、目標を達成することができませんでした。

項目：生活困窮者からの自立相談件数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
87件	97件	132件	127件	106件	61件	120件	△

生活困窮者からの自立相談件数 120件の目標に対して、令和2年度、令和3年度は目標を達成できましたが、令和5年度は目標の約半数と目標を達成することができませんでした。

項目：認知症に係る相談件数

平成30年度(基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
735件	1,163件	1,107件	1,229件	1,558件	948件	1,000件	○

認知症に係る相談件数 1,000件の目標に対して、令和2年度から令和4年度は目標を達成できました。令和5年度はわずかに目標を下回りましたが、概ね目標を達成することができました。

項目：ふくし総合相談窓口の設置

平成30年度(基礎値)	令和5年度	目標	評価
未設置	設置	設置	○

ふくし総合相談窓口の設置を目標にしていましたが、令和2年度に設置し、目標を達成することができました。

項目：市の施策における「情報提供の強化」の満足度

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
44.4%	42.4%	50.0%	×

市の施策における「情報提供の強化」の満足度は 50.0% を目標にしていましたが、42.4% と平成 30 年度（基礎値）を下回り、目標を達成することができませんでした。

項目：地域ケア個別会議開催数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
19 回	26 回	24 回	23 回	21 回	21 回	30 回	△

地域ケア個別会議（p.117 参照）開催数 30 回の目標に対して、目標を達成できた年度はありませんでしたが、開催数は平成 30 年度（基準値）よりも増加しています。

項目：市の施策における「つながりを深めるコーディネート機能の構築」の満足度

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
21.6%	—	35.0%	—

市の施策における「つながりを深めるコーディネート機能の構築」の満足度は 35.0% を目標にしていましたが、令和 5 年度の調査項目から除外したため、評価不能です。

項目：成年後見制度に関する相談件数（延べ件数）

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
11 件	17 件	82 件	28 件	100 件	166 件	22 件	◎

成年後見制度に関する相談件数 22 件の目標に対して、令和 2 年度以降目標を達成できています。

項目：市民後見人候補者数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
4 人	1 人	0 人	1 人	10 人	10 人	8 人	◎

市民後見人候補者数 8 人の目標に対して、令和 4 年度に目標を達成できました。

項目：専門職及び市民向けゲートキーパー研修の開催回数（延べ回数）

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
0 回	0 人	2 回 (2 回)	4 回 (6 回)	2 回 (8 回)	3 回 (11 回)	(5 回)	◎

計画期間中延べ 5 回の目標に対して、令和 3 年度に目標が達成できました。

項目：生活困窮者等への就労支援人数

平成 30 年度 (基礎値)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	目標	評価
43 人	70 人	43 人	44 人	28 人	38 人	8 人	◎

生活困窮者等への就労支援人数 8 人の目標に対して、全ての年度で目標を達成することができました。

項目：市の施策における「生活困窮者などへの支援」の満足度

平成 30 年度 (基礎値)	令和 5 年度	目標	評価
14. 1%	17. 2%	35. 0%	△

市の施策における「生活困窮者などへの支援」の満足度は 35. 0% を目標にしていましたが、17. 2% と平成 30 年度（基礎値）からやや改善しましたが、目標を達成することができませんでした。

項目：市の自殺率の改善（10 万人当たりの換算値）

平成 30 年度 (基礎値)	令和 4 年度	目標	評価
28. 1	24. 3	21. 0	△

市の自殺率の改善（10 万人当たりの換算値）は 21. 0 を目標にしていましたが、24. 3 と平成 30 年度（基礎値）からやや改善しましたが、目標を達成することができませんでした。

計 画 期 間 中 の 取 り 組 み	◇ふくしの総合相談窓口を担う福祉相談課を創設しました。
	◇全ての妊産婦、子育て世帯を対象に一体的に相談支援を行うことでも家庭支援センターを設置しました。
	◇常設型のひきこもり支援拠点を設置し、相談支援、居場所の提供、関係団体との協働事業を行いました。
	◇市が成年後見制度の中核を担う機関となり、成年後見制度の普及・啓発を推進しています。
	◇複合的な課題を抱える相談者に対して、多職種が連携して支援を行っています。
	◇「しそう学校サポートチーム」による保護者面談やケース会議の実施等により、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行っています。
	◇母子手帳交付時に保健師が個別面接を実施し、全ての子育て世帯を対象に、出産や育児などの準備を支援するための「しそうスクスク応援プラン」を作成し、子育てに関する伴走型支援（p.118 参照）を実施しています。
	◇生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問を行っています。
	◇新型コロナウィルス感染症対策等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、介護保険サービス事業所等の関係機関と連携を図り、支援方法等の検討や情報を共有することで、地域の感染拡大防止に努めました。

基本目標4. 安全で安心な地域をつくります

活動指標の全てにおいて、目標の達成には至っていません。全ての市民が安全に、安心して暮らせるまちづくりのために、関係機関等と連携し、取り組みを推進していくことが必要です。

項目:福祉避難所の協定数

平成30年度 (基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
15か所	15か所	16か所	15か所	15か所	15か所	増加	△

福祉避難所 (p.119 参照) の協定数増加目標に対して、現状維持となっており、目標を達成することができませんでした。

項目:地域のくらしやすさにおける「地域の防災体制」の満足度

平成30年度 (基礎値)	令和5年度	目標	評価
24.6%	20.1%	40.0%	×

地域のくらしやすさにおける「地域の防災体制」の満足度は 40.0% を目標にしていましたが、20.1% と平成30年度 (基礎値) からやや低下し、目標を達成することができませんでした。

項目:公共交通の利用者数

平成30年度 (基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
27.6万人	28.6万人	23.6万人	22.5万人	22.6万人	23.0万人	26.2万人	×

※千人未満切捨

公共交通の利用者数 26.2万人の目標に対して、平成30年度 (基礎値) を下回る実績となっており、目標を達成することはできませんでした。

項目:登録手話通訳者数

平成30年度 (基礎値)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標	評価
16人	15人	15人	14人	13人	14人	20人	×

登録手話通訳者数 20人の目標に対して、平成30年度 (基礎値) を下回る実績となっており、目標を達成することはできませんでした。

項目:市の施策における「すべての人にやさしいまちづくり」の満足度

平成30年度 (基礎値)	令和5年度	目標	評価
24.3%	22.2%	35.0%	×

市の施策における「すべての人にやさしいまちづくり」の満足度は 35.0% を目標にしていましたが、22.2% と平成30年度 (基礎値) から低下し、目標を達成することができませんでした。

- ◇自主防災マップづくり講習会を開催し、地域内における防災情報の共有など防災意識の向上を図っています。
- ◇市総合防災訓練では、自主防災組織による災害発生時の初動訓練のほか、関係団体との連携確認、あわせて社会福祉協議会によるボランティアセンター開設訓練を行い、地域防災力の向上を図っています。
- ◇平常時から避難行動要支援者の情報を避難支援者に積極的に提供できるように「宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例」を制定し、避難行動要支援者対策の基盤づくりを進めています。
- ◇高齢者のみ世帯に対し高齢者実態把握調査員が訪問し、健康状態や緊急連絡先等を把握しています。
- ◇認知症になっても、地域で安心して暮らし続けることができるよう、事前に登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみで日常の見守りや緊急時に早期発見できる体制を進めています。

4. 現状からみえる本市における課題

（1）地域福祉への関心の低下

アンケート調査の回答率が前回の調査と比較して9.0%低下する中、福祉への関心について「とても関心がある」が7.9%低下し、「あまり関心がない」が5.9%、「まったく関心がない」が1.6%増加するなど、地域福祉への関心が低下していることが認められます。特に、若い世代ほどその傾向が認められます。

また、アンケート調査結果から、近所と親しく付き合いをしている人（「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」「ある程度親しく付き合っている」の合計）は年齢が低い人ほど少なくなっています。地域のつながりの希薄化が伺えます。その背景として人口減少や働き方等のライフスタイルの変化、個人で収集することのできる情報の充実などが考えられます。加えて、18～39歳の世代が近所付き合いをしない理由では、「面倒だから」が45.5%、「他人に干渉されたくないから」が36.4%と高くなっています。自治会等に参加する理由として、「断ることができない」が最も高くなっていることから、近所付き合いを「わざらわしいもの」として敬遠する人が増加していると推測されます。

一方で、住民が中心となって行う地域活動として必要と思う活動について、18～39歳の世代は、全ての項目で平均よりも高い値となっています。また、地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策について、「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」の割合が最も高くなっていますことから、地域の支え合いを否定しているのではなく、その方法にわざらわしさを感じているものと推測されます。

以上のことから、現在の生活スタイルに応じた地域福祉活動を推進していく必要があります。

（2）地域の担い手の育成・確保

地域福祉を進めるために市が優先して取り組むべき施策については「地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が約3割と3番目に高くなっています。しかしながら、人口減少に加え、山崎地区を除いて高齢化率が4割を超えており、また、自治会単位では高齢化率が5割を超えており、これまでの自治会を基本とする住民同士の支え合いでは支えきれなくなることが推測される状況も見受けられます。

地域福祉の推進には、地域福祉の担い手の育成・確保が重要であり、若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域活動やボランティア活動等の地域の支え合い活動に参加できるような取り組みが必要です。また、地域福祉を難しく考えず、普段からの生活における住民同士の支え合い・助け合いが重要ということを市民に周知していくことも必要です。

地域福祉の担い手の育成・確保に向けて、普段からの支え合い・助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進や地域福祉に関する事項の啓発強化等を行い、市民及び地域の多様な主体が地域の担い手となれるよう取り組みを推進していくことが必要です。

（3）多様化・複雑化する課題への対応

近年、地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく、障がいのある人、子ども、生活困窮者に対する支援や、権利擁護、虐待防止、自殺対策など、制度の狭間の課題への対応等が求められています。また、アンケート調査では、「孤立している。孤独であると感じことがありますか」という問い合わせに対して、「時々感じている」が14.2%、「しばしば感じている・常に感じている」が2.6%となっており、孤独・孤立という新たな課題も明らかとなっており、分野がまたがる複雑な課題への対応が必要となっています。

このような多様化・複雑化する課題に対して、きめ細やかに対応するためには、「縦割り」や「支える側と支えられる側」という一方向の関係性ではなく、介護、障がい、子どもといった分野別福祉制度が持つ、それぞれの専門性をお互いに活用することが必要です。また、1機関、1個人だけでの対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという包括的な支援体制づくりが必要です。

（4）安全安心に暮らせるまちづくり

近年、全国的に大雨や大地震などの自然災害が多発しており、災害をきっかけに、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。また、共働きや定年の延長などにより、地域において災害が発生したときに支援する人がいないことも想定されるため、発災時にどのように対応するかを考えておく必要があります。

アンケート調査では、宍粟市の地位福祉の取り組みに対し、「緊急時における要配慮者（p.120参照）への支援」を「重要・やや重要」と考えている人が約8割と高くなっています。住み慣れたまちで安全に暮らすことのできる支援の充実がより一層求められています。災害・緊急時に支援を必要とする人の避難行動要支援者登録者名簿（p.119参照）への登録を進めるとともに、市民一人ひとりが安全安心に暮らせるよう取り組みを推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

わが国では、急速な少子高齢化や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や情報デジタル技術の進歩に伴い、人や地域とのつながりが希薄化しています。また、価値観やライフスタイルの多様化により、生活課題が複雑化しています。

本市でも少子高齢化が進行しており、高齢者だけの世帯も増加していることから、家族だけの支え合いで安心して暮らせる環境を維持することが困難になってきています。また、自治会単位では高齢化率が50%を超えるところも増加しており、自治会単位では支え合いの仕組みを維持することが困難となることも予測されます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、身近な地域や市全体での支え合い・助け合いの心を育むとともに、市民一人ひとりが我が事として、地域の課題を意識し、解決に取り組むことが重要です。

前計画では、「つながりを みんなでつくる 宮城のふくし」という基本理念の下、市民同士がつながり、支え合い、一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、地域福祉を推進してきました。

本計画では、前計画の考えを引き継ぎ、介護、障がい、子どもといった分野別福祉制度の「縦割り」を超えて、それぞれの専門性をお互いに活用し、世代を問わず市民と福祉分野とそれ以外の分野が福祉の担い手として一緒に考え、「支える側」と「支えられる側」という固定化された関係から支え合う共生のまちをめざすとともに、コロナ禍で喪失したつながりを再構築することで、誰一人取り残されることがないまちをめざします。

基本
理念

誰一人 おいてかへんで
宮城のふくし

2. 基本目標

「縦割り」の関係、「世代や分野」、「支える側と支えられる側」という関係を超えて、宮城市で生活する市民、団体、企業などがともに助け合い支え合う共生のまちをめざし、現状からみえる課題をふまえ、以下の基本目標を定めました。

基本目標1

地域福祉を進める意識と担い手を育てよう

基本目標2

誰一人孤立しない地域をつくろう

基本目標3

包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

3. 施策体系

誰
一
人
お
い
て
か
へ
ん
で
宍
栗
の
ふ
く
し

基本目標 1

地域福祉を進める意識と担い手を育てよう

- (1) 福祉学習の機会を増やし、地域福祉を進める意識を育てます
- (2) 地域活動に関わる機会をつくります
- (3) 地域福祉を担う人材を発掘・育成します
- (4) 社会福祉法人による公益的活動を推進します

基本目標 2

誰一人孤立しない地域をつくろう

- (1) 世代や属性を超えて交流できる場や地域福祉・生活支援拠点づくりを進めます
- (2) 多様な社会参加の機会をつくります
- (3) 支える人を支える仕組みをつくります
- (4) 地域の防災力を高める取り組みを推進します

基本目標 3

包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

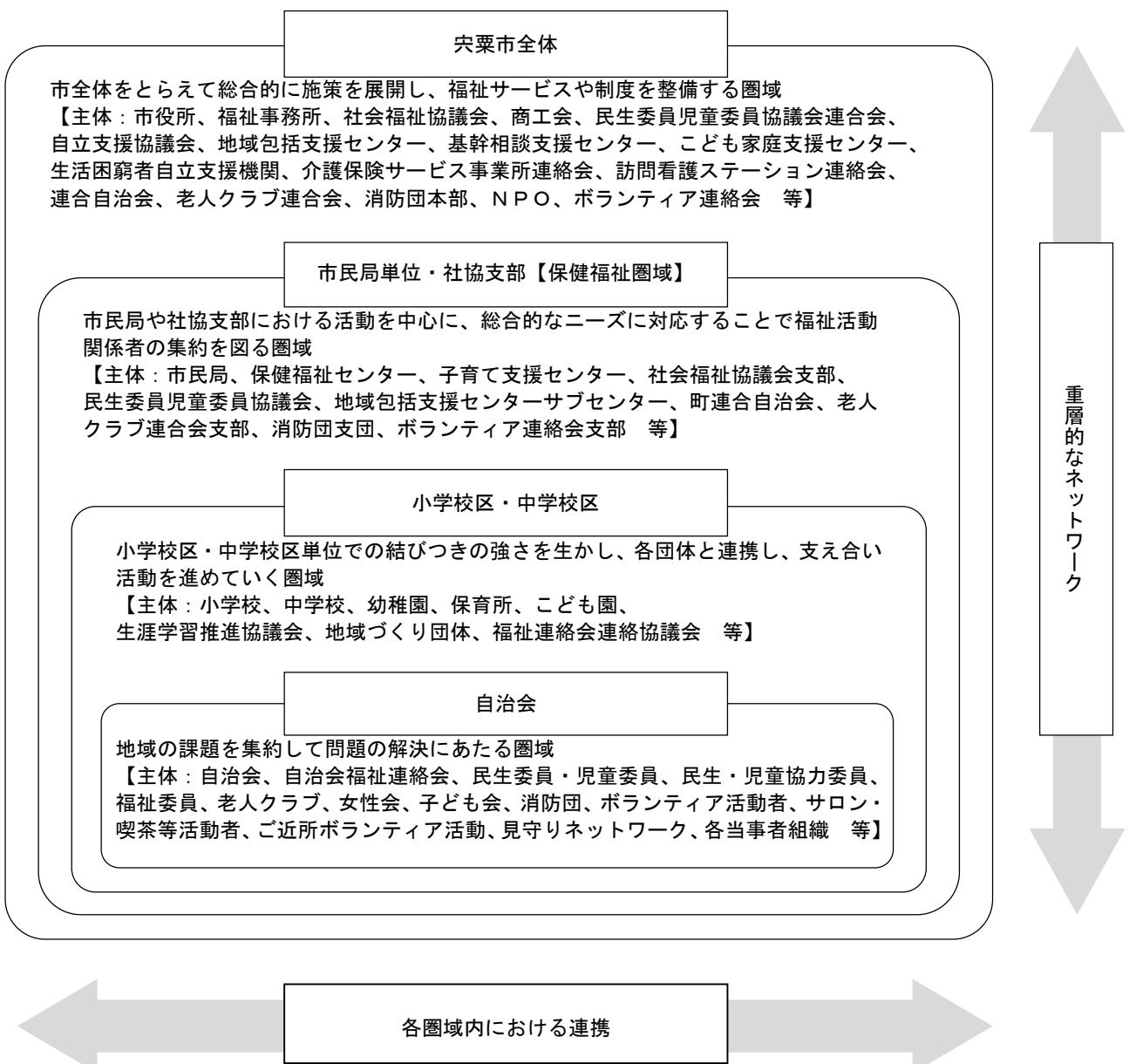
- (1) 多岐にわたる困りごとを包括的支援につなげます
- (2) 福祉制度等の情報発信力の向上に努めます
- (3) 多機関協働による課題を解決する仕組みづくりを進めます

4. 福祉圏域

地域福祉の効果的な推進のためには、市全体を想定した専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供から自治会等による見守り活動のように、市全体エリアの大きな圏域から、自治会等の市民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

地域福祉推進のための基盤として、本市の解決すべき課題に応じて、福祉活動や事業が効果的に展開できる圏域（範囲）を設定し、取り組みを推進するとともに、圏域を超えた重層的なネットワークの構築を推進します。

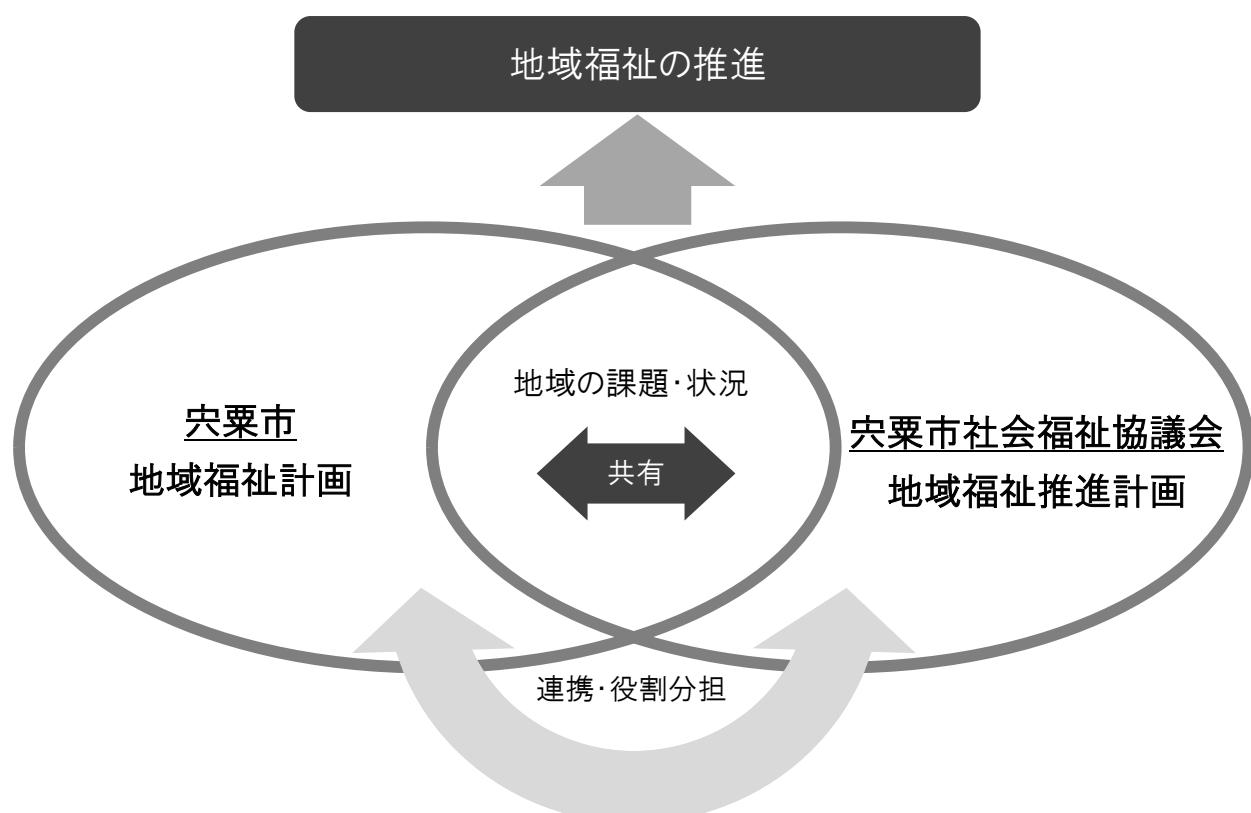
■宍粟市の福祉圏域



5. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている公共性・共益性の高い民間非営利組織です。社会福祉協議会は、誰もが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを目的として活動しており、市民の地域福祉活動への支援やふれあいサロン・喫茶（p.119参照）等の居場所づくり、ボランティア・市民活動センターの運営、介護予防事業の実施等、様々な活動を行っています。

市の策定する「地域福祉計画」は地域福祉推進のための基本理念や推進に向けた基本的な方向を示す計画です。一方、社会福祉協議会の策定する「地域福祉推進計画」は地域福祉の推進主体である市民、地域で社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉事業を経営する人の協働による、具体的な活動・行動計画です。2つの計画はともに「地域福祉の推進」を目的としており、地域の課題・状況を共有するなど相互に連携・役割分担をしながら、推進していく必要があります。



第4章 施策の展開

1. 基本目標1 地域福祉を進める意識と担い手を育てよう

（1）福祉学習の機会を増やし、地域福祉を進める意識を育てます

施策の方向性

地域福祉を進めるためには、市民一人ひとりが地域の役割を正しく理解し、地域の助け合い・支え合いなどを意識し、行動することが重要です。また、地域福祉の担い手の育成には、福祉に関する心を持つ人を増やし、学びにつなげ、活動につなげることが重要です。そのため、関係団体や行政は市民に対し、学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、子どもの頃から、福祉に関する心を育んでいくことをめざします。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 福祉に関する心を持ち、福祉に関する学習会等に積極的に参加します。
- ボランティア講座等へ積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めます。
- 認知症高齢者や障がいのある人に対して正しい知識を身につけ、理解を深めます。
- 子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みます。
- 福祉について、世代や立場に関わらず話し合い、考える場をつくります。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	市民向け学習会等の推進	○ 市民の福祉意識の向上のため、福祉に関する学習会やシンポジウム等の開催を推進します。
2	各種団体への学習機会の提供	○ 行政の福祉施策について、学校や地域、関係団体や企業への職員が出向いて講座を行います。
3	児童・生徒の福祉の意識づくり	○ 学校内での福祉学習・人権学習や、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、「トライやるアクション」等での福祉体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。

（2）地域活動に関わる機会をつくります

施策の方向性

地域福祉を推進するためには、助け合い・支え合いの地域づくりに関心を持ち、活動に参加した人が継続的に活動できるようにすることが重要です。市民活動・ボランティア活動への支援・提案を通じて、「楽しい」「やりがいがある」と参加した人の精神的な充実感につなげることで、ライフスタイルが多様化し、一人暮らしの増加で家族の形が変わっていく中、近隣住民同士の関係を再構築し、多様な問題の解決の力になることをめざします。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- ボランティア活動等について関心を持ち、情報を収集します。
- 積極的に市民活動やボランティア活動に参加します。また、既に活動に参加している人は、活動の魅力や楽しみを他の人に伝えます。
- 地域のちょっとした困りごとの解決等、小さな取り組みをきっかけに各種活動につなげます。
- 講座等に参加し、市民活動やボランティアのスキルアップに努めます。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	市民活動やボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組みます。○ 小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。○ 社会福祉協議会と連携し、高校生に対してボランティア活動の参加機会の増加を図り、将来の担い手づくりを推進します。
2	まちづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 地域資源及び地域の特性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動や、地域の課題解決に向けた市民の創意と工夫による魅力的な活動の推進を図ります。

（3）地域福祉を担う人材を発掘・育成します

施策の方向性

地域においては、ボランティアの高齢化や地域福祉を担うリーダー不足等、地域福祉を推進する人材の育成が課題となっています。また、事業所等においては、福祉分野の専門的な人材の確保・定着が課題となっています。関係機関と連携した地域福祉を担う人材の養成講座の実施や地域福祉活動等への支援の実施を通して、地域福祉を担う人材を発掘・育成します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 福祉人材の養成講座等に積極的に参加します。
- 保育士や介護福祉士といった保有資格や福祉職の経験を活かし、地域福祉活動に役立てます。
- 福祉関係の事業所や保育所・学童保育所等にボランティア等として関わります。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	市民が支援者となる取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉分野を中心に、市民が支援者となる取り組みを推進します。 【市民が支援者となる取り組みの例】 認知症サポートー、生活支援サポートー、成年後見制度の市民後見人、ゲートキーパー、ひきこもりサポートー（p.119 参照）、（ファミリーサポートセンター（p.119 参照））まかせて会員など
2	専門職の学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉分野の専門職や地域福祉活動団体が地域福祉を学び、地域と連携した活動を行うことができるよう、研修事業等の実施を推進します。○ 福祉分野の専門職の職場環境の改善や保育の質を高めるために必要な取り組みの検討を行います。
3	専門職の養成に関する協力	<ul style="list-style-type: none">○ 保健師や社会福祉士などの養成支援のため、市役所において実習生を受け入れます。
4	多様な団体の参加の推進	<ul style="list-style-type: none">○ N P O や企業等が市民や行政とともに地域づくりに参画し、それぞれの得意分野を生かし、力を発揮できる環境づくりに取り組みます。

（4）社会福祉法人による公益的活動を推進します

施策の方向性

社会福祉法人は法人の持つ高い公益性をふまえ、地域の福祉ニーズ等を勘案し、地域における公益的な取り組みを実施することが求められています。社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）（p.116 参照）と連携を図り、地域生活課題の解決につながる社会福祉法人による公益的な活動を促進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）の社会福祉法人による地域貢献活動に取り組みます。
- 社会福祉法人は、地域に対し、活動内容を積極的に発信するとともに、地域生活課題の解決に向けた公益的活動に取り組みます。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	社会福祉法人による交流・つながりづくりの促進	○ 社会福祉法人連絡協議会の運営支援などを通じて、社会福祉法人による地域での交流・つながりづくり等の活動を促進します。
2	社会福祉法人による取り組みの情報発信	○ 社会福祉法人による公益的な取り組みについて市ホームページ等で情報発信します。

2. 基本目標2 誰一人孤立しない地域をつくろう

(1) 世代や属性を超えて交流できる場や地域福祉・生活支援拠点づくりを進めます

施策の方向性

地域の課題解決のためには、まずは市民同士が集い・交流し、地域の課題を知り・共有することが重要です。様々な人や世代を超えた交流が生まれるよう、場の提供等を通じた支援を行うとともに、地域の困りごとを集約し解決する場や団体の活動拠点となるような拠点づくりを進めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 身近な地域で市民が気軽に集える場・拠点づくりを進めます。また、その場・拠点が地域の困りごとを「丸ごと」集約し、解決できる場所になるよう取り組みます。
- ふれあいサロン・喫茶等、地域が交流できるイベントや事業に積極的に参加したり、地域でイベントを企画したりするなどし、参加者同士の交流を深めます。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	地域福祉・生活支援拠点づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○ 子育て世代などが交流し、つながりが持てる場・機会づくりを推進します。○ 誰もが健康に暮らせるよう、いきいき百歳体操等、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。○ 認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできるオレンジカフェ（認知症カフェ）の充実を図ります。○ ひきこもり等の社会的に孤立状態にある人等が、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。○ 市民協働センターや子育て支援センター、学校施設などの公共施設について、居場所や活動拠点としての利用を促進します。
2	世代や属性を超えて交流できる場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもをまんなかにした様々な世代間交流、地域でのつながりづくりを推進します。○ 高齢者や障がいのある人、子ども等が世代や地域を超えた交流できる場の提供に向け、関係機関との連携を図ります。

（2）多様な社会参加の機会をつくります

施策の方向性

人口減少やライフスタイルの多様化等により、地域における市民同士の関係が希薄化する傾向にある中、日頃からお互いに関係をつくり、支え合う体制を構築することはとても重要です。関係機関と連携し、地域住民がつながり、支え合うことのできる関係づくりを推進するとともに、地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができるよう、取り組みの充実を図ります。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 日頃から積極的にあいさつをするなど、近所との関わりを持ち、地域での困りごとへの気づきの機会を増やします。
- 他者の困りごとに関心を持ち、地域における共有・活動を通して困りごとの解決にあたります。
- 地域の見守り活動や自治会活動に参加し、地域コミュニティの輪を広げます。
- 市民だけで解決できない課題は、行政や地域の関係機関に相談するなど、連携して解決にあたります。
- 地域の団体やボランティア等の市民活動への支援、社会福祉協議会の推進するご近所ボランティアへの参加等、地域の支え合いに理解を示し、可能な範囲で協力します。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	若年層の地域活動への参加を推進	<ul style="list-style-type: none">○ 学生や青年・壮年世代などが社会参加や地域で活躍・挑戦できる機会づくりを推進します。
2	高齢者による地域づくり活動の担い手の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 地域づくり活動の担い手として、元気な高齢者（アクティビシニア）による積極的な社会参加を推進します。○ 老人クラブやシルバー人材センターへの登録・活動を推進します。
3	民間事業者による見守り等活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 地域で活動する事業者との見守り等に関する協定締結により民間事業者による見守り等活動を推進します。
4	地域活動に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携し、ボランティア活動・団体について市公式ホームページ等で情報発信を行い、多様なボランティアへの参加機会を提供します。

（3）支える人を支える仕組みをつくります

施策の方向性

複雑化・複合化した課題を持つ人を支援する専門職や地域福祉活動団体の世話役・リーダーがその負担から突然やる気を失ってしまうことや地域福祉活動団体が解散するということがないよう支える人を支える仕組みが重要です。支援や活動に必要な専門的な学びが得られる機会や支援者同士が連携・協力することで、支援する人が一人で負担を抱え込むことがないよう支える人を支える仕組みを構築します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 専門職や地域福祉活動団体の世話役など特定の人に負担が集中することができないよう可能な範囲で協力します。
- 地域福祉活動に参加する一人ひとりがその活動を維持する役割を担います。
- 活動に参加する人だけではなく、地域も活動に協力します。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	地域福祉活動団体の世話役等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">○ 同様の活動を行う地域福祉団体の世話役等が相互に困りごとを共有し、一緒に解決について考えたり、問題解決に必要な助言や情報の提供を行うことができる環境づくりに努めます。○ 補助金などの手続きについて、分かりやすい説明文書、様式を使用するように努めます。○ オンライン申請が可能な手続きについては、従来の手続きに加え、オンラインでも手続きができるよう努めます。○ 地域福祉関係団体やその世話役等の活動に対して表彰や優良事例を市公式ホームページで紹介するなど、その活動を適切に評価します。
2	チーム支援による支援者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none">○ 相談を受けた支援者が一人で抱え込むことができないよう支援会議などで情報を共有します。○ 経験が豊富な支援者に困りごとを相談し、解決に必要な助言や情報の提供を受けることができる環境づくりに努めます。○ 相談者の困りごとについて、関係機関が連携・役割分担し、チーム支援を行います。○ 支援者が行った支援を適切に評価します。

（4）地域の防災力を高める取り組みを推進します

施策の方向性

災害から生命・財産を守るために、普段から一人ひとりが災害に備えるとともに、日頃から地域における見守りや声かけを実施することが重要です。身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 地域の防災訓練等に積極的に参加します。
- 日頃からの隣近所の付き合いを通じて、災害時等に助け合える関係をつくります。
- 災害情報等をしっかりと受け取れるように、日頃から防災に対する意識を高め、必要物資の備蓄や情報収集を行います。
- 避難行動要支援者名簿を地域で適切に共有し、災害時において円滑に支援ができるようにします。
- 災害時にボランティアとして応急活動や復旧・復興支援に参加します。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	防災に関する知識の普及啓発と防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 防災に関する研修や市公式ホームページにより防災に関する情報発信を行い、防災に関する知識の普及啓発を行います。○ 自主防災組織や地域福祉活動団体等による自主防災マップの作成などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
2	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 防災資機材の購入に対する補助を行い、地域防災力の向上を図ります。
3	地域による助け合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時における高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しながら、情報共有や個別支援計画の作成等に努め、平常時から自力での避難が困難な人に対する地域の支援の意識を高め、災害時に備えます。
4	誰もが安心できる避難所の運営・確保	<ul style="list-style-type: none">○ 誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉法人等施設の活用等を推進します。また、指定施設と連携し、福祉避難所開設訓練を実施します。

3. 基本目標3 包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

（1）多岐にわたる困りごとを包括的支援につなげます

施策の方向性

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるようになるためには、困りごとの背景にある様々な課題（仕事や住まい、健康、家族問題、社会的な孤立など）を把握し、世帯を単位として支援することが重要です。関係機関が連携し、困りごとの背景にある様々な課題を発見し、地域や関係機関がチームとなって丸ごと（包括的）支援につなげます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 困ったときは一人で抱え込まず、周囲に相談したり、様々な機関を利用したりします。
- 地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、相談にのったり、必要に応じて専門機関につなぎます。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	困りごとの背景にある課題の把握	○ 困りごとの背景にある課題に気づくため、相談者の話を傾聴します。
2	家族を含めた困りごとの解決	○ 困りごとを相談されたら、その人だけではなく、その家族（世帯）の課題把握に努め、解決を図ります。
3	多機関協働による寄り添い・伴走型支援	○ 複合化・複雑化した困りごとや世帯の困りごとを解決するため、関係機関が連携し、寄り添い・伴走型支援を行います。
4	多機関協働の支援チームの構築	○ 高齢や障がいなどの分野別の支援では対応することができない複雑化・複合化した課題に対応するため、多機関、多職種、地域による支援チームを構築します。

（2）福祉制度等の情報発信力の向上に努めます

施策の方向性

様々な生活上の課題や問題解決のためには、困りごとがある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりや包括的な相談窓口の設置等が重要です。また、様々な福祉サービスを必要としている人が、サービスを適切に選択して利用できるよう、サービス内容の周知や情報発信の方法等の充実に努めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 市広報紙や公式サイト等で必要な情報を得るよう努めます。
- 不確かな情報を信じず、市広報紙や市公式サイト等で確認します。

市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	市による情報発信の充実・強化	<ul style="list-style-type: none">○ 市広報紙や市公式サイトのほか、しーたん通信やしそうチャンネル、市公式SNS等を活用し、身近な相談窓口の周知啓発や福祉サービスを利用したい人が適切にサービスを利用できるよう情報発信の充実・強化に努めます。
2	誰もが分かりやすい情報発信	<ul style="list-style-type: none">○ 情報発信するときは、専門用語やなじみのない言葉を分かりやすい言葉に置き換えるよう努めます。○ 手話通訳や音読サービスの実施等、目や耳に障がいのある人等に配慮した情報提供を推進します。

（3）多機関協働による課題を解決する仕組みづくりを進めます

施策の方向性

様々な困りごとを解決するためには、相談を受けた支援機関が困りごとを整理し、解決のために多機関が連携・協働して支援することが重要です。支援機関は相談をされた人だけではなく、その世帯を含めた困りごとを丸ごと解決するため、様々な支援機関と連携・協働する仕組みづくりを進めます。

取り組みの内容

市民・地域の取り組み

- 心配事や困りごとは周囲の人や相談窓口等に相談します。
- 困っている人がいたら声をかけたり、相談に乗ったり、必要なサービスを紹介したりします。また、必要に応じて、支援機関につなげます。

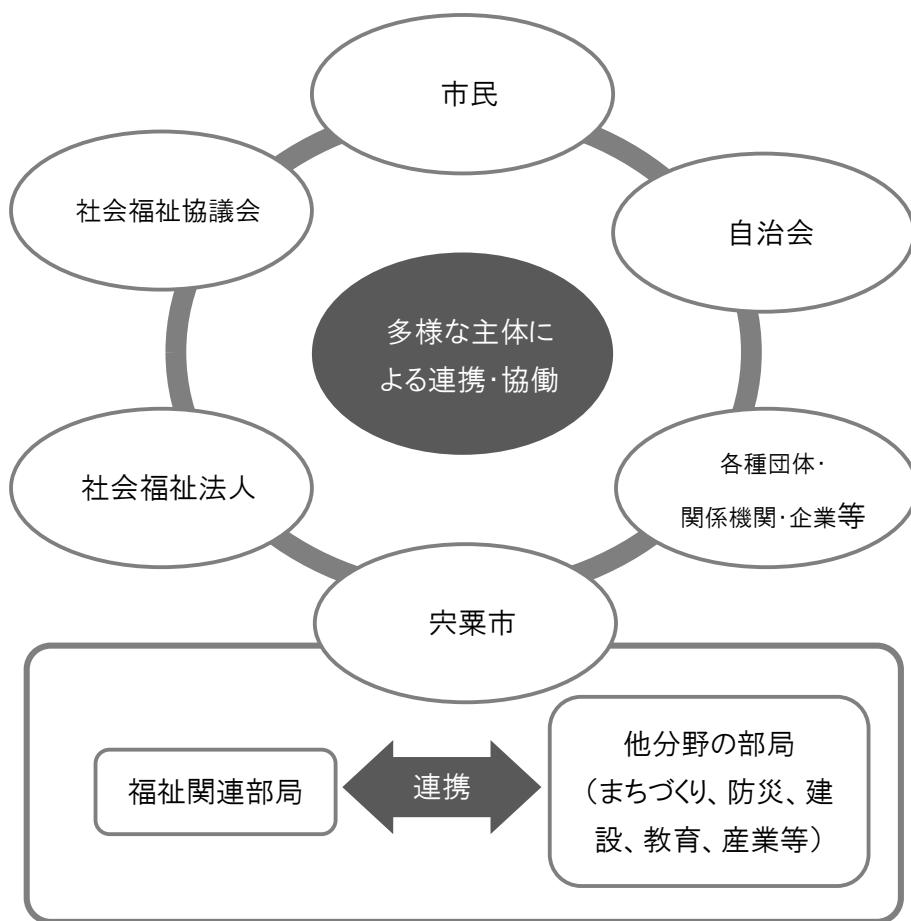
市の取り組み

No.	取り組み	取り組み内容
1	分野別の相談窓口と関係機関との連携の強化	○ 高齢や障がいなどの分野別の相談窓口では対応できない困りごとについて、関係機関（地域などを含む）と課題の共有や意見交換、必要な支援・サービス等につなぐための連携の強化に取り組みます。
2	多機関協働ネットワークづくりの推進	○ 関係機関による多機関協働ネットワークづくりを推進し、共通認識のもと、役割分担して支援します。
3	重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討	○ 複合化・複雑化した課題や、制度の狭間の課題など、支援を必要とする人とその家族の困りごとを丸ごと解決するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行います。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進のためには、市民をはじめとして、市・社会福祉協議会・その他関係機関や団体等がそれぞれの専門性を活かし、連携・協働していきます。また、市内においても、福祉分野だけでなく、まちづくり、防災、建設、教育、産業等の他分野とも適宜連絡・調整を行うなど、一体となった連携体制の下、計画の推進を図ります。

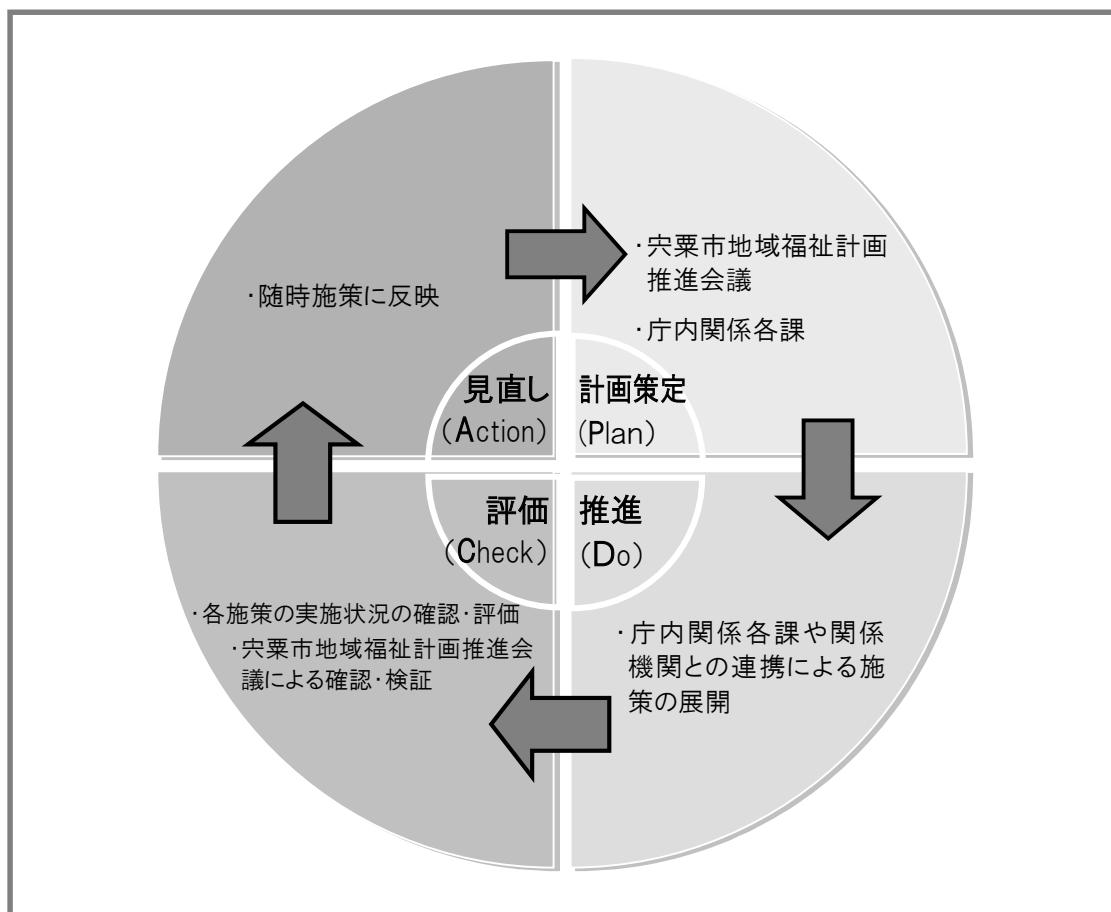


2. 情報提供・周知

市民や地域、関係団体等が地域福祉に対する理解を深め、本計画の取り組みを実践・継続していくことができるよう、本計画の進捗状況や各施策等の情報を、市広報紙や市公式サイト等を通じて、市民への周知啓発に努めます。

3. 計画の評価・検証

本計画の検証・評価については、関係部局による進捗管理や事業の評価を行うとともに、年1回宍粟市地域福祉計画推進会議において、多様な観点からその進捗状況や事業の内容について意見を受け、取り組みの改善を図るものとします。



第6章 地域福祉計画に包含する計画

1. 宮粟市再犯防止推進計画

1 策定の背景と趣旨

全国における刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少を続けていましたが、令和4年から増加に転じています。また、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）も増加傾向にあり、令和3年には48.6%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

そのような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が施行され、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定するよう努力義務が課せられました。

犯罪や非行をした人たちの中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が少なくありません。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

本市においても、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進するため、宮粟市再犯防止推進計画を策定します。



◆ 「第二次再犯防止推進計画」における5つの基本方針

1. 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2. 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようすること。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性をふまえて行うこと。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等をふまえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
5. 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

2 計画の位置づけと期間

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、宍粟市再犯防止推進計画の計画期間は、第4期宍粟市地域福祉計画の計画期間と同様に、令和7年度からの5年間とします。

◆ 再犯の防止等の推進に関する法律

第8条（地方再犯防止推進計画）

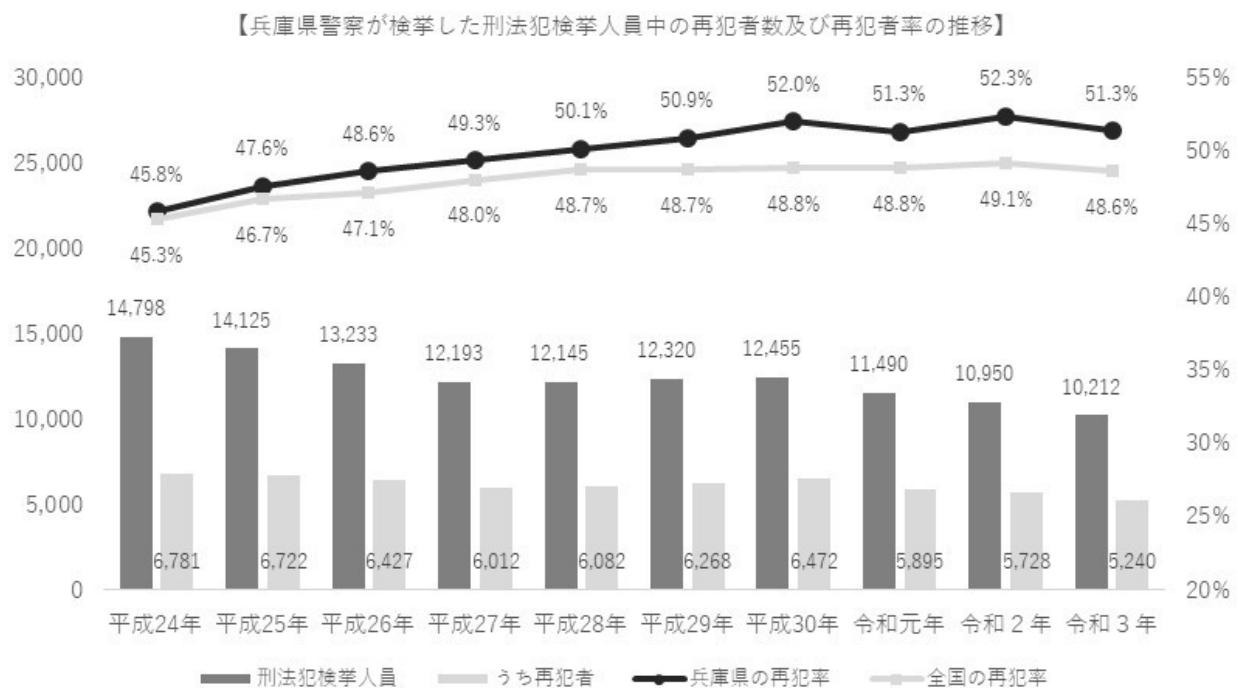
都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 再犯防止を取り巻く現状

(1) 再犯者数及び再犯者率の推移

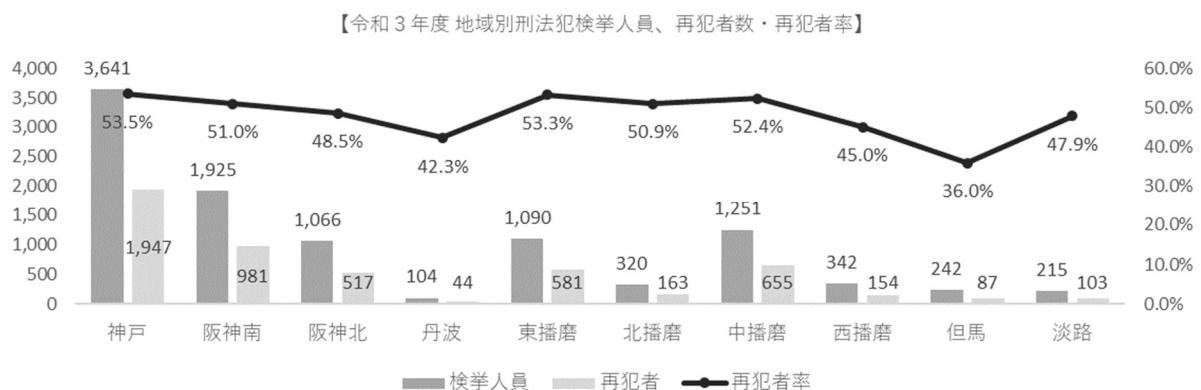
兵庫県内の刑法犯検挙人員数は減少傾向にありますが、再犯者率は年々上昇を続け、平成28年に50%を超えました。また、兵庫県の再犯者率は、全国の再犯者率より高くなっています。



【データ：兵庫県再犯防止推進計画から抜粋】

(2) 兵庫県内の地域別刑法犯検挙人員と再犯者数・再犯者率

令和3年度の兵庫県内の再犯者率を地域別で見ると、当市が含まれる西播磨地域は45.0%と国、県の平均よりも低い割合となっていますが、西播磨地域の刑法犯検挙者も約半数は再犯者という状況にあります。



(3) 出所受刑者の2年以内の再入者数及び再入率

全国の2年以内の再入者数は、満期釈放等出所受刑者、仮釈放等出所受刑者ともに減少を続けており、令和2年の再入率は全体で15.1%となっています。

満期釈放等出所受刑者の2年以内の再入率は、仮釈放等出所受刑者の2倍以上で、満期釈放等出所受刑者への対応の必要性が指摘されています。

年次 (出所年)	全国							
	出所受刑 者数			2年以内再入所 者数		うち満期釈放等出 所受刑者	うち仮釈放等出所 受刑者	
		うち満期釈放等出所受刑者	うち仮釈放等出所受刑者					
H28年	22,909	9,649	13,260	3,971	17.3%	2,470	25.6%	1,501 11.3%
29年	21,998	9,238	12,760	3,712	16.9%	2,348	25.4%	1,364 10.7%
30年	21,032	8,733	12,299	3,396	16.1%	2,114	24.2%	1,282 10.4%
R元年	19,953	8,313	11,640	3,125	15.7%	1,936	23.3%	1,189 10.2%
2年	18,923	7,728	11,195	2,863	15.1%	1,749	22.6%	1,114 10.0%

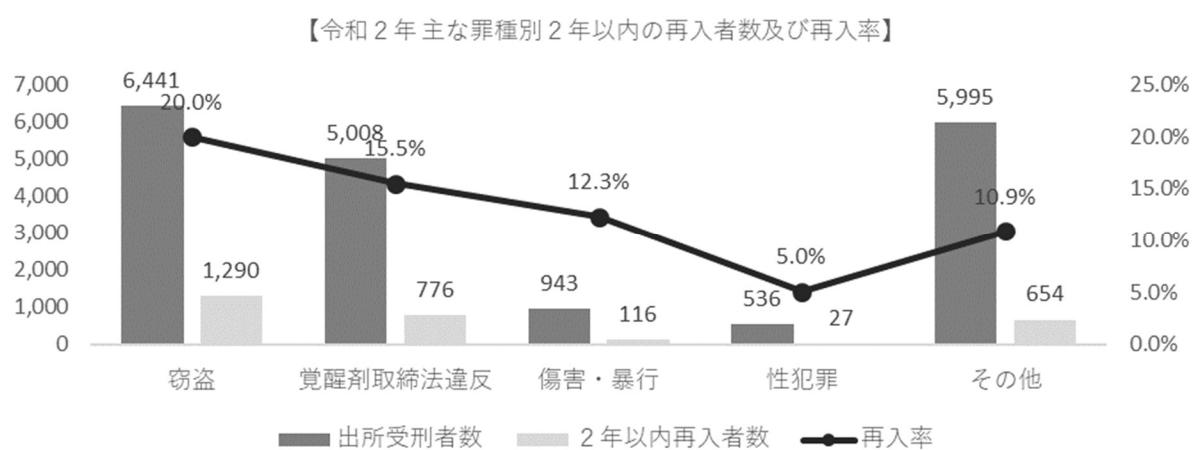
※1 「再入者」とは、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいいます。

※2 「再入率」とは、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等に占める再入者数の割合をいいます。

※3 2年以内の再入者数とは、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者的人数。2年以内の再入率は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合をいいます。

(4) 罪種別の2年以内の再入者数及び再入率

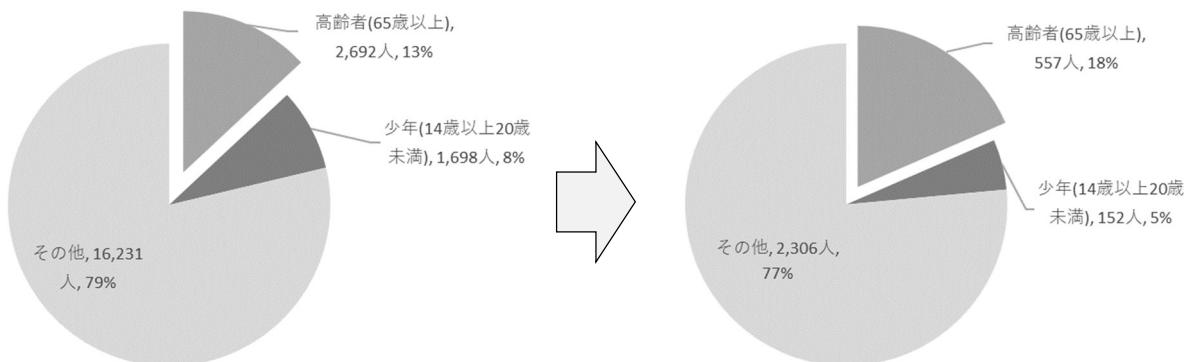
全国の令和2年の2年以内の再入率を罪種別で見てみると、最も高いのは窃盗で、次いで覚醒剤取締法違反となっています。



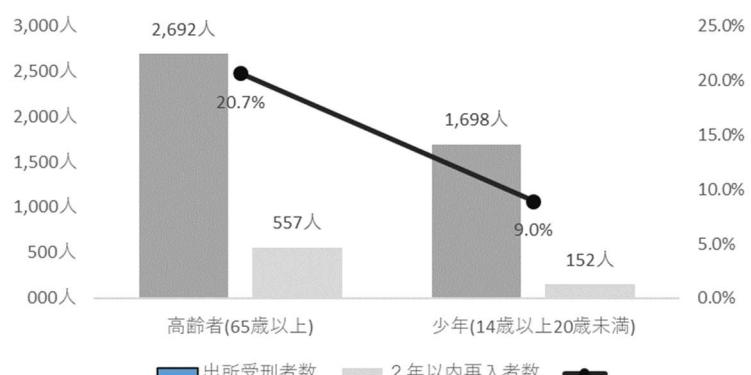
(5) 年齢別の2年以内の再入者数及び再入率

全国の令和2年における出所受刑者のうち高齢者の割合は13.1%ですが、その出所受刑者のうち、2年以内(出所時～令和3年末)に再入所した者の高齢者の割合は18.5%と高くなっています。他の世代の割合は低くなっていることからも、高齢者は再犯までの期間が短い傾向が見られます。

また、再入率も高齢者が20.7%と他の世代と比べて高くなっています。



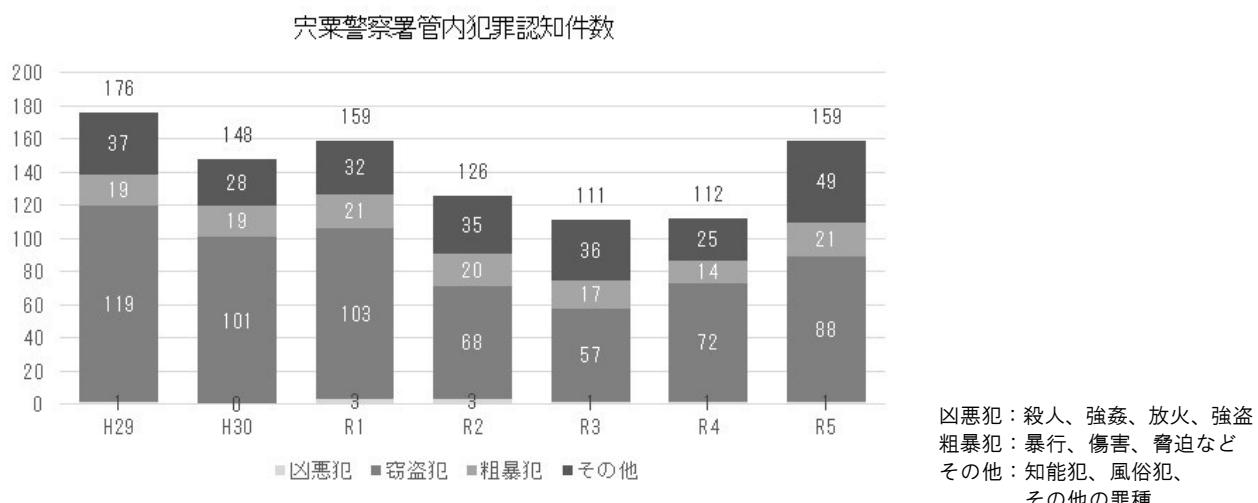
【令和2年度年齢別2年以内の再入者数及び再入率】



(6) 宮栗市(宮栗警察署管内)の犯罪認知件数等

宮栗市(宮栗警察署管内)の犯罪認知件数は、全国と同様に令和4年度から増加に転じています。

犯罪類型は、窃盗犯の割合が高く、凶悪犯は年1件程度発生しています。



4 アンケート調査結果

「非行や犯罪をした人の立ち直り」について

○非行や犯罪をした人の立ち直りに必要なこと（問 46）

非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要と思うこととして、全ての世代で、「就労支援」が最も高く、全体の 59.6% となっています。次いで、「地域住民の理解」、「人とのつながり」となってています。

世代間で大きな違いは認められません。

	全体 (n=830)	18～39歳 (n=86)	40～64歳 (n=287)	65歳～ (n=457)
住まいの確保	29. 9%	30. 2%	30. 3%	29. 5%
就労支援	59. 6%	58. 1%	66. 6%	55. 6%
就学支援	29. 3%	41. 9%	35. 2%	23. 2%
経済的な支援	20. 5%	29. 1%	19. 9%	19. 3%
地域住民の理解	39. 3%	41. 9%	38. 0%	39. 6%
人とのつながり	37. 6%	41. 9%	39. 7%	35. 4%
その他	1. 2%	3. 5%	1. 7%	0. 4%
わからない	16. 0%	17. 4%	15. 0%	16. 4%

○非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力（問 47）

非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力について、18～39 歳では、「わからない」が 31.0% で最も高く、次いで、「思わない」、「どちらかといえば思わない」がともに 22.6% となっています。

40～64 歳では、「わからない」が 32.0% と最も高く、次いで、「どちらかといえば思う」が 28.1% となっています。

65 歳以上では、「どちらかといえば思う」が 34.7% と最も高く、次いで、「わからない」が 26.4% となっています。

18～64 歳では、「(どちらかといえば) 思わない」が「(どちらかといえば) 思う」を上回っていますが、65 歳以上では、「(どちらかといえば) 思う」の割合が高くなっています。

	全体 (n=763)	18～39歳 (n=84)	40～64歳 (n=281)	65歳～ (n=398)
思う	8. 8%	4. 8%	6. 8%	11. 1%
どちらかといえば思う	30. 5%	19. 0%	28. 1%	34. 7%
どちらかといえば思わない	20. 6%	22. 6%	21. 7%	19. 3%
思わない	11. 1%	22. 6%	11. 4%	8. 5%
わからない	29. 0%	31. 0%	32. 0%	26. 4%

○非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したくない理由（問48）

非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由について、18～39歳では、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が50.0%で最も高く、次いで、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が39.1%となっています。

40～64歳では、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が53.0%と最も高く、次いで、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が39.9%となっています。

65歳以上では、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が56.5%と最も高く、次いで、「具体的なイメージがわからないから」が30.1%となっています。

「非行や犯罪をした人に支援すべきでないから」という理由は、全体の5.2%となっています。

	全体 (n=462)	18～39歳 (n=64)	40～64歳 (n=183)	65歳～ (n=215)
自分や家族の身に何か起きないか不安だから	34.0%	50.0%	39.9%	24.2%
非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから	20.3%	32.8%	19.1%	17.7%
非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから	52.8%	39.1%	53.0%	56.7%
非行や犯罪をした人の支援などは国や市役所などの行政が行うべきだから	11.0%	15.6%	6.6%	13.5%
時間的余裕がないから	15.6%	21.9%	19.1%	10.7%
興味がないから	8.4%	14.1%	6.0%	8.8%
具体的なイメージがわからないから	33.3%	28.1%	38.8%	30.2%
非行や犯罪をした人に支援すべきでないから	5.2%	6.3%	6.6%	3.7%
その他	4.3%	0.0%	3.3%	6.5%

5 再犯防止に向けた取り組みの内容

No.	取り組み	取り組みの内容
1	地域での再犯防止に関する理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会をめざし、保護司会（p. 120 参照）や更生保護女性会（p. 114 参照）などの更生保護関係者と連携し、「社会を明るくする運動（p. 116 参照）」に取り組みます。 ● 次代を担う小中学生を対象に作文コンテスト等を実施することで、犯罪・非行のない地域社会づくりの大切さを考える機会をつくります。 ● 保護司会、更生保護女性会、青少年育成センター（p. 117 参照）等と連携し、児童生徒の健全育成及び非行の未然防止に取り組みます。 ● 保護司会や更生保護女性会など更生保護活動を行う団体や活動などについて市民への周知に取り組みます。 ● 犯罪被害者等の心情を理解し、学ぶための講演会等の企画や、再犯防止に関する取り組みを市民にわかりやすく広報することに努めます。
2	犯罪をした人等への継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援制度などの社会参加や自立支援を行う部署は、更生保護関係者と連携し、住居や居場所の確保、就労支援等の一体的支援に努めます。 ● 刑事司法手続後に必要な支援が途切れることがないよう更生保護関係者と連携した支援体制づくりに取り組みます。
3	更生保護の担い手への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 更生保護活動を行う団体から担い手の現状や課題を確認し、担い手の確保に必要な取り組みなどを一緒に検討します。 ● 更生保護関係者が活動しやすい環境づくりに協力します。 ● 更生保護関係者や関係機関、地域団体・組織、既存のネットワーク等との連携を図り、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。

2. 宮粟市成年後見制度利用促進基本計画

1 宮粟市成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるために預貯金等の財産管理、福祉サービス利用や施設入所に関する契約等の日常生活に必要な手続きに関して、その人の判断能力を補う成年後見人等を選任することにより、本人の不利益にならないよう権利を擁護し支援する制度です。

この制度は、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」が平成28年に施行されました。これによりノーマライゼーション（p.118参照）、自己決定権（p.115参照）の尊重、身上保護（p.116参照）の重視といった制度の理念をより重視すべきことが確認されました。平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、この計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を策定すること、利用促進に向けて必要な体制を整備することが明記されました。また、令和4年に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度を権利擁護支援の一つの手段として、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援施策を総合的に充実させることが盛り込まれています。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のはか身寄りがない高齢者も増加することが予想されます。また、知的障がいや精神障がいのある人を取り巻く課題が複雑化、多様化していることからも成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

以上のことから本計画を策定し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の計画的な推進を図ります。

(2) 計画策定の位置づけ

本計画は、促進法第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるものです。宮粟市の地域福祉の基本指針を示した地域福祉計画と一体的に策定し、高齢者福祉計画や障がい福祉計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間の途中でも、各種法制度の改正等により、見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。成年後見制度は大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

（1）成年後見制度の2つの種類

① 法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの区分が用意されています。

＜法定後見制度の3つの区分＞

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認等、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

② 任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人（p.118参照）が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申立ててできるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

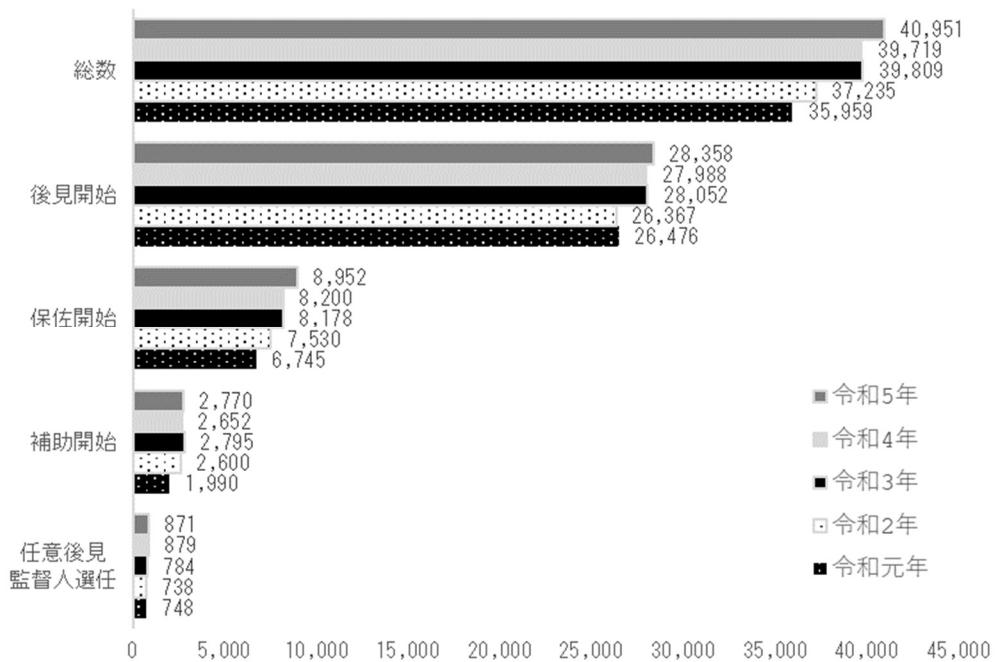
3 成年後見制度を取り巻く現状（全国の状況）

＜出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」＞

（1）申立て件数

成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立て件数は合計で40,951件（前年は39,719件）であり、対前年比約3.1%の増加となっています。

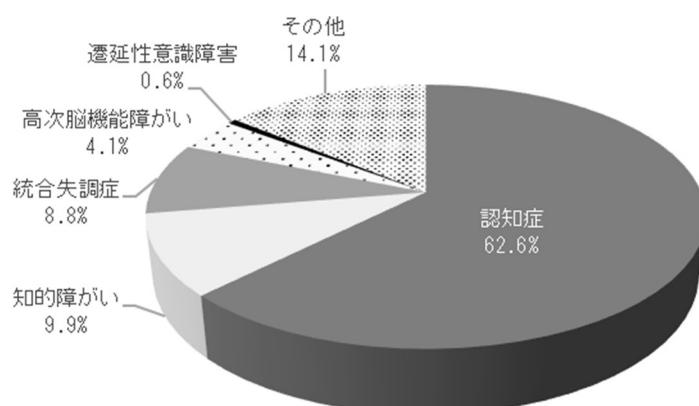
（資料1）過去5年における申立て件数の推移



（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

（2）申立ての理由

申立ての理由は認知症が最も高く、62.6%を占めています。長寿化とともに認知症患者数が増加することが予測されます。



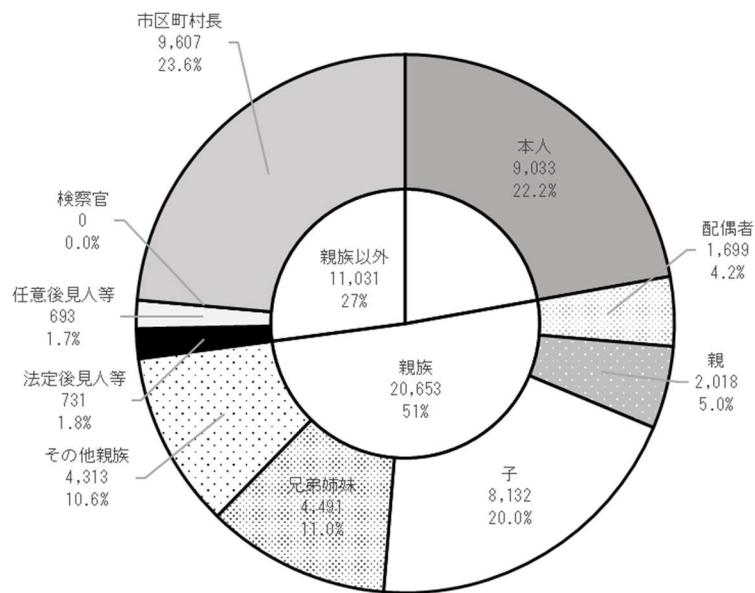
（注1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2）各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

（注3）開始原因「その他」には、発達障がい、うつ病、双極性障がい、アルコール依存症・てんかんによる障がい等が含まれる。

(3) 申立人と本人の関係

申立人については、市区町村長が最も高く全体の 23.6%を占め、次いで本人 (22.2%)、本人の子 (20.0%) の順となっています。



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局を対象とした。

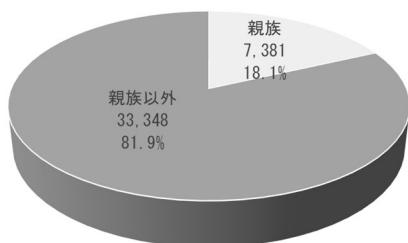
(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの (40,717件) を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、端数は、終局事件総数 (40,665件) とは一致しない。

(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(4) 成年後見人等受任者

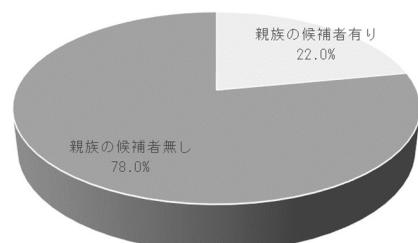
親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が成年後見人等に選任された割合が 81.9%を占めています。親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。

① 親族、親族以外の別



(参考資料) 成年後見人等の候補者について

○ 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、22.0%である。



(注) 一部の能登半島地震被災地の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

4 市のこれまでの取り組み

(1) 地域包括支援センターの設置

平成 18 年度に地域包括支援センター（p.117 参照）を設置しており、権利擁護業務の一つとして成年後見制度の利用支援を実施しています。

(2) 宮粟市成年後見制度利用支援事業実施要綱の制定

平成 18 年度には、宮粟市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定しました。同要綱に基づき成年後見制度の利用が必要な状況にあるが、申立てをする親族がいない等の理由により制度を利用することができない人について市長申立て（p.115 参照）を行っています。また、成年後見人等への報酬費用の支払いが困難な人を対象に、報酬費用の助成を行っています。

(3) 西播磨成年後見支援センターの設立

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をめざし、平成 28 年度より、西播磨 4 市 3 町（相生市、赤穂市、宮粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）でたつの市社会福祉協議会に委託し、西播磨成年後見支援センターを設立しました。これにより市は成年後見制度の相談窓口など住民の身近な相談窓口を担い、西播磨成年後見支援センターは成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成・支援等を担うという役割分担を行い、合わせて成年後見制度に関する中核となる機関（以下、「中核機関」という。）の運営を開始しました。

(4) 宮粟市成年後見制度中核機関設置準備委員会の設置

令和 4 年度には、成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）、関係機関等により構成された宮粟市成年後見制度中核機関設置準備委員会を設置し、成年後見制度の利用促進に必要な取り組みと市単独での中核機関の設置について、検討しました。

(5) 宮粟市成年後見制度中核機関の設置

令和 5 年度からは、地域の実情に応じた成年後見制度の普及と利用促進を図るため、市単独での中核機関として宮粟市成年後見制度中核機関（以下「市中核機関」という。）を福祉相談課に設置しました。

これにより、西播磨成年後見支援センターとは、本市の地域連携ネットワークを構成する関係機関の一つとして、ともに成年後見制度の利用促進を進めています。

(6) 市中核機関の役割

市中核機関では、西播磨成年後見支援センターが担っていた役割を引き継ぎ、継続して取り組んでいます。また、法律・福祉の専門職や相談支援機関等により構成された協議会（成年後見制度運営推進協議会）を必要に応じて開催し、成年後見制度の利用促進や地域課題の検討等も行っています。

5 成年後見制度を取り巻く宍粟市の現状

(1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用者は増加傾向となっています。日常生活自立支援事業の利用者数は、横ばいで推移しています。

■ 市内における成年後見制度の利用者数

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法定後見	23人	23人	32人	32人	35人
内訳	後見	15人	15人	22人	20人
	保佐	6人	6人	9人	11人
	補助	2人	2人	1人	1人
任意後見	0人	0人	0人	0人	0人

(資料：神戸家庭裁判所 各年7月31日時点)

■ 日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	16人	21人	17人	15件	16件
うち新規	1人	7人	2人	2件	2件
うち解約	7人	2人	6人	4件	1件
初回相談件数	15件	15件	37件	5件	24件

(資料：宍粟市社会福祉協議会 各年度末時点)

(2) 成年後見制度に関する相談の状況

成年後見制度に関する相談件数は、増加傾向にあります。

■ 市内における成年後見制度等相談件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度等相談件数	17件	82件	28件	100件	166件

(各年度末時点)

(3) 成年後見制度市長申立ての実施状況

「宍粟市成年後見制度市長申立てに関する要綱」に基づき、申立てをする親族がいない等の理由により申し立てることができない人について市長申立てを行っています。

■ 市長申立て件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	1件	1件	2件	1件	2件
障がいのある人	0件	4件	0件	0件	0件

(資料：宍粟市地域包括支援センター事業実績 各年度末時点)

(4) 成年後見人等に対する報酬助成の実施状況

「宍粟市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、一定の条件の下、成年後見人等への報酬助成を実施しています。なお、令和6年度より対象要件を拡充しています。

■ 報酬助成件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	0件	1件	0件	0件	2件
障がいのある人	0件	0件	0件	0件	0件

(資料：宍粟市地域包括支援センター 各年度末時点)

(5) 福祉に関する市民アンケート調査からみえる現状と課題

① アンケート調査の種類

実施したアンケート調査は、次の3つです。

アンケート調査名	調査の目的等
① 福祉に関する市民アンケート調査	「第4期宍粟市地域福祉計画」の策定にあたり、市民を対象に実施した調査です。
② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	「宍粟市高齢者福祉計画及び第9期宍粟市介護保険事業計画」の策定にあたり、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に実施した調査です。
③ 障がい者の生活実態調査	「第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者手帳を所持している人やサービスを利用している人を対象に実施した調査です。

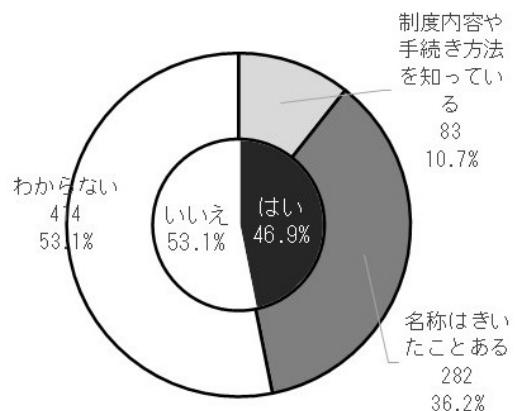
② アンケート調査結果からみえる現状

○ 成年後見制度の認知度

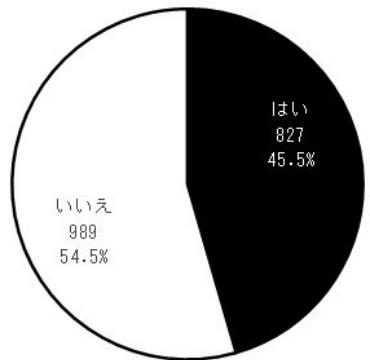
成年後見制度の認知度として、地域福祉計画アンケート調査では、「成年後見制度を知っている」という問い合わせに対して、「はい」が46.9%、「いいえ」が53.1%となっています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、同様の問い合わせに対して、「はい」が45.5%、「いいえ」が54.5%となっており、障がい者の生活実態調査では、「はい」が60.1%、「いいえ」が39.9%となっています。

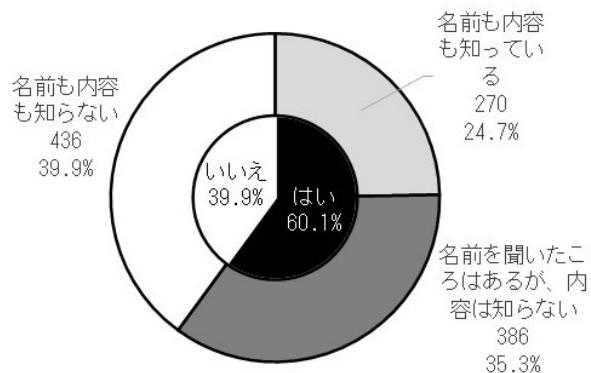
■ 地域福祉計画アンケート調査



■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■ 障がい者の生活実態調査



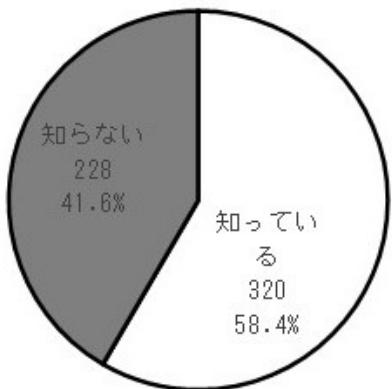
調査結果は、全て無回答を除く割合

○ 成年後見制度の相談窓口の認知度

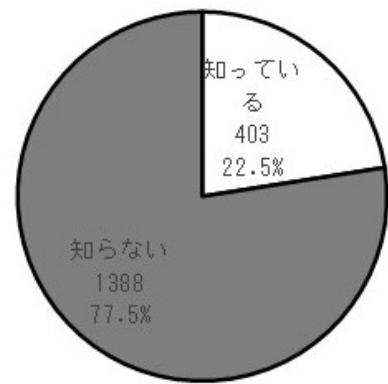
成年後見制度の相談窓口の認知度として、地域福祉計画アンケート調査では、「成年後見制度の相談窓口を知っているか」という問い合わせに対して、「知っている」が58.4%、「知らない」が41.6%となっています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では同様の問い合わせに対して、「知っている」が22.5%、「知らない」が77.5%となっており、障がい者の生活実態調査では「知っている」が20.1%、「知らない」が79.9%となっています。

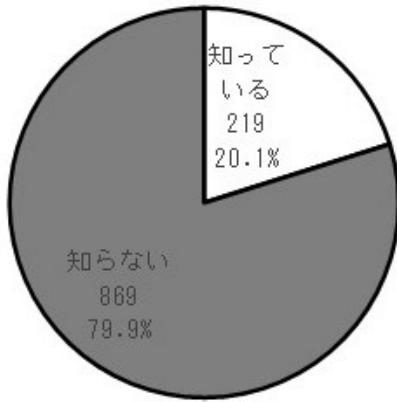
■ 地域福祉計画アンケート調査



■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■ 障がい者の生活実態調査



無回答を除く

地域福祉計画アンケート調査は、制度を「知っている」（名称のみを含む）に占める割合。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び障がい者の生活実態調査は全体に占める割合。

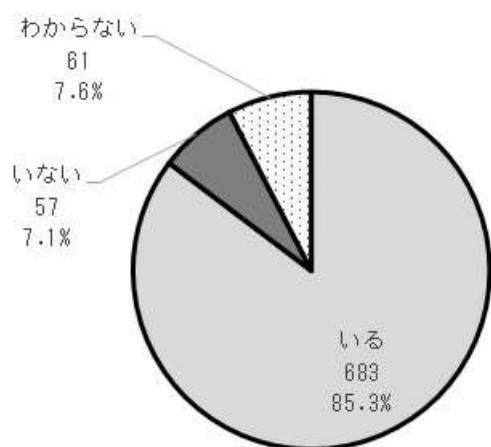
○ 金銭管理や手続きを代わりにしてくれる人の有無

自分でお金の管理や様々な手続きを行うことが難しくなったとき、代わりにしてくれる人の有無について、地域福祉計画アンケート調査では、「いる」が85.3%、「いない」が7.1%となっています。

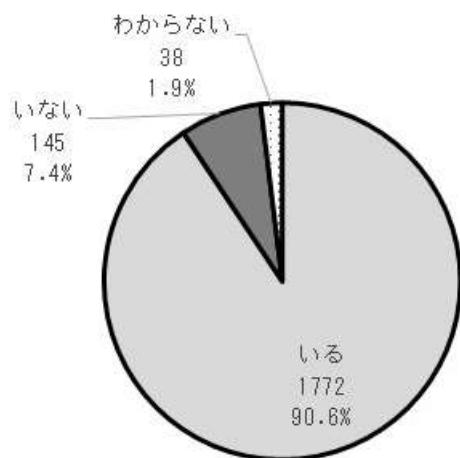
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では「いる」が90.6%、「いない」が7.4%となっています。

障がい者の生活実態調査では「いる」が75.8%、「いない」が9.3%となっています。

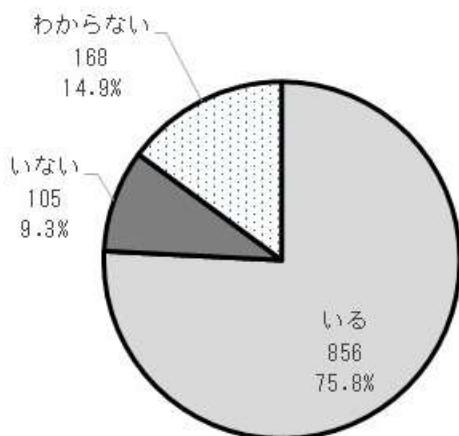
■ 地域福祉計画アンケート調査



■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■ 障がい者の生活実態調査



○ 金銭管理や手続きを代わりにしてくれる人

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、お金の管理や様々な手続きを代わりにしてくれる人について、「子」が 65.7% と最も高く、次いで「配偶者」が 55.5%、「子の配偶者」が 8.9% となっています。

地域福祉計画のアンケート調査では、お金の管理や様々な手続きを代わりにしてくれる人について、「子」が 65.5% と最も高く、次いで「配偶者」が 61.8%、「子の配偶者」が 13.5% となっています。

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

	人数	割合 (n=1,772)
配偶者	984	55.5%
子	1,164	65.7%
子の配偶者	157	8.9%
孫	65	3.7%
兄弟・姉妹	72	4.1%
その他	28	1.6%
無回答	10	0.6%

■ 地域福祉計画アンケート調査

	全体 (n=684)	18～39歳 (n=58)	40～64歳 (n=231)	65歳～ (n=395)
配偶者	61.8%	44.8%	77.5%	55.2%
子	65.5%	19.0%	61.0%	74.9%
子の配偶者	13.5%	3.4%	4.3%	20.3%
孫	3.5%	1.7%	0.9%	5.3%
きょうだい	13.2%	46.6%	14.7%	7.3%
その他	5.4%	34.5%	3.9%	2.0%

○ 金銭管理や手続きの代行制度の利用

地域福祉計画アンケート調査では、成年後見制度等の利用希望については、「わからない」が 53.9% で最も高く、次いで「利用したい」が 29.6%、「利用したいと思わない」が 16.5% となっています。

■ 地域福祉計画アンケート調査

	全体 (n=115)	18～39歳 (n=28)	40～64歳 (n=51)	65歳～ (n=36)
利用したい	29.6%	17.9%	35.3%	30.6%
利用したいと思わない	16.5%	17.9%	13.7%	19.4%
わからない	53.9%	64.3%	51.0%	50.0%

○ 金銭管理や手続きの代行制度を利用たくない理由

地域福祉計画アンケート調査では、利用したいと思わない理由については、「不正が心配だから」が78.9%で最も高く、次いで、「誰が代わりにするのかわからない」が57.9%、「制度を知らないから」が36.8%となっています。

■ 地域福祉計画アンケート調査

	全体 (n=19)	18～39歳 (n=5)	40～64歳 (n=7)	65歳～ (n=7)
手続きの方法がわからない	26.3%	20.0%	42.9%	14.3%
どのような効果があるのかわからない	21.1%	40.0%	28.6%	0.0%
お金がかかる	21.1%	40.0%	14.3%	14.3%
誰が代わりにするのかわからない	57.9%	80.0%	71.4%	28.6%
制度を知らないから	36.8%	40.0%	42.9%	28.6%
不正が心配だから	78.9%	80.0%	85.7%	71.4%
その他	5.3%	0.0%	14.3%	0.0%

6 アンケート調査結果からみえる宍粟市の課題

(1) 福祉に関する市民アンケート調査の結果からみえる本市の課題

成年後見制度について「名称は聞いたことある」と回答した人が36.2%となっています。成年後見制度等の利用意向については、「利用したいと思わない」または「わからない」と回答した人のうち、その理由について「手続きの方法がわからない」または「制度を知らない」と回答した人が63.1%となっていることから、利用するメリットを含めた成年後見制度の周知を行っていく必要があります。また、成年後見制度に関する相談窓口について、「知らない」と回答した人は41.6%となっていることから、成年後見制度に関する相談窓口の周知が必要です。

(2) 高齢者の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からみえる本市の課題

自分でお金の管理や様々な手続きを行うことが難しくなったとき、代わりにしてくれる人が、「いない」と回答した人が7.4%（145人）となっています。また、代わりにしてくれる人が、「いる」と回答した人のうち、代わりにしてくれる人が「配偶者」と回答した人は55.5%となっており、将来、認知症や疾患等により判断能力に低下が見られた際、成年後見制度等を利用する可能性がある人が増加することが予想されます。

成年後見制度に関する相談窓口について、「知らない」と回答した人は77.5%となっていることから、成年後見制度について普及啓発するとともに、制度に関する相談窓口の周知が必要です。

(3) 障がい者の生活実態調査結果からみえる本市の課題

成年後見制度について「知っている」と回答した方は24.7%となっており、本制度への認識は低いと考えられます。また、将来、契約や金銭管理を任せられる人が「いない」が9.3%となっており、将来的に制度利用を検討する人が一定数いることが推測できます。親亡き後の不安の解消や将来に備えるために、相談窓口を周知することが重要です。

7 施策の展開

(1) 成年後見制度の利用促進

① 成年後見制度の普及・啓発

利用者にとってより身近な制度となるよう、また、成年後見制度を必要とする人が制度の利用に結びつくよう普及・啓発を図ります。具体的には、職員の出前講座の実施や市民を対象とした講演会の開催、専門職対象の研修会の開催を通して成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、介護・医療・福祉関係者に対する周知を行います。

② 市長申立て及び報酬助成の実施

成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、自ら申し立てることが困難、身近に申し立てる親族がいない、成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立てや成年後見人等への報酬について助成を実施し、引き続き制度利用の支援を行います。成年後見制度利用支援事業の周知を図るとともに実施内容について適宜見直しを行い、適切な制度利用に結び付けられるよう取り組みます。

(2) 地域連携ネットワークの機能強化

権利擁護支援を必要とする人が必要な制度利用に繋がるよう、各関係機関が連携する地域連携ネットワークを構築していきます。既存の相談支援機関の機能を活かしながら、円滑な連携を図ることができるよう体制の整備を進めていきます。

① 中核機関・協議会の運営

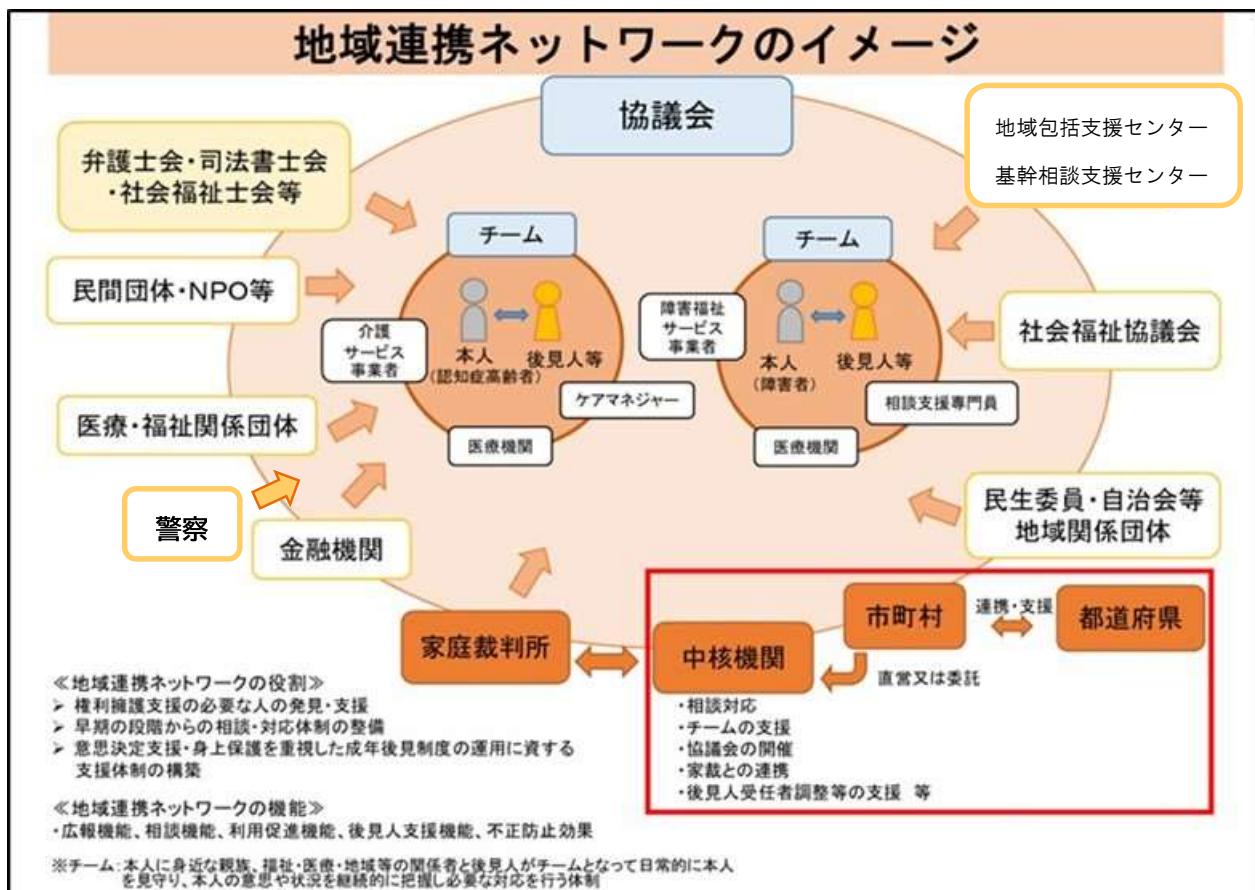
健康福祉部福祉相談課を地域連携ネットワークの中核機関とし、地域において権利擁護に関する支援者や専門職団体等による協議会である成年後見制度運営推進協議会の事務局を担います。地域・福祉・行政・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）や家庭裁判所等の関係者が主体的に連携する仕組みを作ります。

② 相談支援体制の強化

市民や身近な支援者等からの相談に応じて権利擁護支援の必要性や、適切な支援内容の検討を行います。また、必要な支援につなげられるよう相談窓口の充実・強化を図ります。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行等が円滑に進められるよう両制度の連携を図っていきます。

③ 権利擁護支援の検討を行う体制づくり

各機関と連携して本人を中心とした適切な権利擁護支援を検討していきます。成年後見制度の利用に関する専門的な判断が必要となる場合は、法律の専門職に相談し、成年後見制度の開始までの場面や成年後見制度の利用開始後における場面における専門的助言を確保します。また、併せて、適切な成年後見人等候補者の検討及び受任者調整の実施に向けて、その必要性や方法の検討を行っていきます。



【厚生労働省作成資料より】

(3) 担い手の確保

① 市民後見人の養成・育成

権利擁護支援ニーズや市民後見人の活動状況をふまえて計画的に市民後見人を育成するために、国や県と連携しながら、市民後見人の養成を進めます。また、市民後見人が実際に選任され、活躍できるよう適切な受任者調整や後見活動支援に取り組みます。

② 法人後見実施団体の確保

権利擁護支援事業の実施が可能な法人に対して、情報提供や養成研修への参加を促し、社会福祉法人等の新たな法人後見の確保を行います。また、後見受任体制の整備を促進することで、持続可能な権利擁護支援に取り組みます。

③ 後見活動支援の検討

専門的知識を有しない親族後見人や経験のない市民後見人等の日常的な相談に応じる体制を中核機関に整備するとともに、市民後見人・法人後見実施団体に対する専門的な情報の提供を行なながら、個別の後見活動が円滑に行われるよう、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）と連携しながら意思決定支援（p.113 参照）の重要性についての普及啓発に取り組みます。

資料編

1. 宮粟市地域福祉計画推進会議要綱

平成 25 年 11 月 27 日告示第 93 号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく宮粟市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直し並びに推進に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、宮粟市地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事務。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関する事務。
- (3) 前2号のほか、計画の推進に必要な事項に関する事務。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会の代表者
- (3) 市内各種関係団体の代表者
- (4) 市民の代表
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉に関する活動を行う者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 宮粟市地域福祉計画推進会議委員名簿

順不同・敬称略

区分	氏名	所属等
1 学識経験者	ふじわら けいじ ◎藤原 康二	関西福祉大学社会福祉学部
2 学識経験者	かまい ひろこ ○釜井 廣子 (R6年6月30日まで)	福祉行政経験者(民生委員・児童委員)
	さわだ しほ ○澤田 志保 (R6年7月1日から)	
3 地域福祉関係機関・団体等の代表者	はたの よしのり 波多野 好則	宮粟市社会福祉協議会
4 地域福祉関係機関・団体等の代表者	あづま とよとし 東 豊俊 (R6年3月31日まで)	宮粟市連合自治会
	みき はやと 三木 勇人 (R6年4月1日から)	
5 地域福祉関係機関・団体等の代表者	はるな さとこ 春名 郷子	宮粟市民生委員・児童委員協議会連合会
6 地域福祉関係機関・団体等の代表者	かまだ けいじ 鎌田 恵司	宮粟市老人クラブ連合会
7 地域福祉関係機関・団体等の代表者	やまもと たかのり 山本 高則 (R6年6月30日まで)	宮粟市ボランティア連絡会
	たけもり ちづる 竹森 智鶴 (R6年7月1日から)	
8 地域福祉関係機関・団体等の代表者	もりた けい 森田 圭	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会
9 その他地域福祉に関連する活動を行っている者	おおじ たかひろ 大路 貴広 (R6年3月31日まで)	地域自立支援協議会
	つかざき あきのり 塚崎 晓則 (R6年4月1日から)	
10 その他地域福祉に関連する活動を行っている者	たにばやし ゆみ 谷林 由美	子ども・子育て会議(主任児童委員)
11 市民公募	なかばやし くみこ 中林 久美子	市民公募委員
12 市民公募	いぐち あきのり 井口 明則	市民公募委員

◎会長 ○副会長

3. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 12月 25日(月)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第1回) ・第4期宍粟市地域福祉計画の策定について ・市民アンケート調査について
令和6年6月 20日(木)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第2回) ・市民アンケート調査結果について ・計画骨子案(施策体系)について
令和6年8月 20日(火)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第3回) ・計画骨子案(施策体系)について
令和6年 11月7日(木)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第4回) ・計画素案について
令和7年2月 17日(月)	○宍粟市地域福祉計画推進会議(第5回) ・パブリックコメントの実施結果等について

4. 用語解説

ア 行

青色防犯パトロール

自動車に青色回転灯等を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動のこと。通常、青色回転灯等を自動車に装備して運行することは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体は、自動車への青色回転灯等の装備が認められる。

空き家バンク

空き家等を提供したい人（物件所有者）と利用したい人（利用希望者）を結びつけるため、自治体等が行う仕組み。

意思決定支援

自ら意思を決定することが困難な高齢者や障がいのある人に対して、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援すること。

インターンシップ[°]

学生が就業体験や職業体験を通じて、将来のキャリアに役立つスキルや知識を得ることを目的として、在学中に企業で実際に働くことを体験する制度。

N P O

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称N P O法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

力 行

介護支援専門員

介護保険制度で、要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け介護サービスの給付計画を作成し、市町村や介護サービス事業者と連絡調整を行う専門職。「ケアマネジャー」の正式名称。

通いの場

高齢者をはじめとした地域住民が主体となって運営する、介護予防やフレイル予防を目的とした活動の場。

「フレイル」とは、年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した病態。

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族等の総合相談や権利擁護、虐待防止等について地域の中核的な役割を担う機関。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人が、様々な局面で不利益を被ることのないように弁護又は養護する制度の総称。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

高齢者地域支え合い活動事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには公的なサービスだけでなく、地域や民間事業者など社会全体で高齢者を支えていく必要があり、日頃から地域や高齢者の自宅を訪問する機会のある事業者の協力により、高齢者を「見守る」活動。

孤独・孤立

明確な定義はありませんが、本計画において「孤独」は、主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態をさし、「孤立」は、客観的概念であり、つながりや助けのない状態。

こども家庭（支援）センター

児童福祉法に基づき市町村が設置する機関で、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を持つ。児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、状況把握・情報提供、必要な調査や指導、サポートプランの作成、保健指導や健康診査などの業務を行う。宍粟市においては「こども家庭支援センター」の名称で設置。

こども食堂

こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で「栄養のある食事・温かな団らん」を提供するための日本の社会活動。

サ 行

自己決定権

一定の個人的な事柄について、公権力から干渉されることなく、自由に決定する権利。

成年後見制度では、判断能力が不十分な人を保護するだけでなく、他者から干渉されずに自分のことは自分で決定できるようにすることが理念の一つとされている。

自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織。

しそう元気げんき大作戦

市内に本拠がある会員が概ね5人以上の団体で、地域が抱える課題の解決や地域資源を活かした観光の振興、地域への移住者の受け入れなど継続性のある活動について、その活動を補助する制度。

宍粟市仕事の総合相談窓口

職業紹介に關し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも手数料又は報酬等の対価を受けず、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の雇用関係の成立をあっせんする無料職業紹介事業機能に生活困窮者自立支援制度の様々な求職者支援や介護人材の確保の課題解決などを一体的に行う宍粟市独自の事業。

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例

手話が一つの言語であることを市民一人ひとりが認識し、手話の普及と手話が使いやすい環境づくりを推進し、聞こえない人と聞こえる人がお互いの個性や人格（言語や文化、考え方）を尊重し、安心して暮らすことができる市をめざして制定された条例。

市長申立て

成年後見制度の市（区町村）長申立てとは、判断能力が不十分で、本人又は親族による成年後見制度の申立てができない場合に、制度を必要とする人のために市（区町村）長が行う家庭裁判所への成年後見制度の申立てのこと。

児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為と定義されている。

市民後見人

市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。

社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）

地域社会への貢献をめざす社会福祉法人等のネットワークとして、会員相互の情報を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とした協議体。兵庫県では、「ほっとかへん」を合言葉に、市区町域の社会福祉法人が連携することで、地域の生活・福祉課題の解決を図る取り組みを推進している。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。強調月間である7月を中心に1年を通じて、広く周知し、理解を深めてもらう取り組みが実施されている。

重層的支援体制整備事業

一つの支援機関だけでは解決することが難しい複雑化・複合化した課題のある人とその家族を支援するための体制をつくる事業（社会福祉法第106条の4）。

小地域福祉活動

自治会や小学校区など住民にとって身近な地域で、住民が主体となって行う福祉活動。

少年指導委員

少年の嫣然な育成に障がいを及ぼす行為を防止し、少年の健全な育成に資するための活動を推進するため、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」等に定められ、都道府県公安委員会が委嘱する特別職の非常勤地方公務員。

シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員（60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者）に提供することで、高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する公益社団法人。

身上保護

成年後見制度の後見人等が行う住宅に関する事項、医療に関する事項、介護・障がいサービスの利用、日常生活の支援など、生活・療養看護に関する支援のこと。

生活困窮者自立支援制度

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い自立の促進を図る制度。

生活支援センター

家事などの日常生活活動が難しくなってきた高齢者に対して、掃除、調理、買い物などの生活支援を行う人のこと。

青少年育成センター

青少年の健全な育成と保護に関する活動を行う機関。

制度の狭間

公的サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるために預貯金等の財産管理、福祉サービス利用や施設入所に関する契約等の日常生活に必要な手続きに関して、その人の判断能力を補う成年後見人等を選任することにより、本人の不利益にならないように権利を擁護し支援する制度。

タ 行

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

地域ケア個別会議

地域包括支援センター等が主催し、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人について、医療や介護等の多職種が協働して個別ケースの課題の顕在化と具体的な支援策を検討する実務者会議のこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

ナ 行

任意後見監督人

任意後見人が任意後見契約の内容どおり適正に仕事をしているかを任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督する役割の人のこと。

認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域住民が気軽に集まり交流できる場所のこと。オレンジカフェと呼ばれることがある。

認知症センター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症センター養成講座を受講することで認知症センターになることができる。

ノーマライゼーション

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが基本的な権利や普通の生活が保障されている状態をつくるべきだという考え方。

ハ 行

8050（はちまるごーまる）問題

80歳代の親と、ひきこもり状態にある50歳代の子からなる世帯が抱える様々な問題のこと。

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

伴走型支援

深刻する社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目的とする支援のこと。

ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

ひきこもりサポーター

ひきこもりについて理解を深め、地域でひきこもりに悩む本人や家族を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、自治体等が実施するひきこもりサポーター育成研修を受講した人のこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など災害時に自ら避難することが困難と思われる人で、避難等の支援を必要とする人のこと。

避難行動要支援者登録者名簿

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

ファミリー・サポート・センター

市町村が設置運営し、子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。

ふくし総合相談窓口

ひきこもりや8050問題など、複雑化・複合化した生活の課題に対して、介護を必要とする人や障がいのある人、育児中の人、生活に困っている人やその家族などに、包括的・重層的に支援を実施するための窓口。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障がいのある人、妊婦乳幼児等、一般避難所での避難生活が難しい方に配慮した市町村指定の避難所のこと。

プラットフォーム

ITサービスやシステム、ソフトウェアを動かすために必要な基盤のこと。福祉では、サービスを利用する人と提供する人をつなぐ役割や様々な困りごとの相談に応じる交流拠点と相談の場として使われる。

ふれあいサロン・喫茶

“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」等の意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っている。本市では高齢者等が地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集まる場所の名称として「ふれあいサロン」「ふれあい喫茶」がある。

包括的な支援体制

「地域住民等の主体的な課題解決」（社会福祉法第106条の3第1号）、「身近な圏域で相談を包括的に受け止める」（同第2号）、「市町村における多機関協働」（第3号）の3本柱で構成される支援体制。

保護司会

保護司法と更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営むことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う保護司が所属する団体。保護司の活動区域として全国に886の保護区が設けられており、保護区ごとに保護司会が組織されている。

マ 行

民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

民生・児童協力委員

民生委員・児童委員に協力して地域の福祉活動を行うボランティアとして、県知事及び県民生委員児童委員連合会長から委嘱を受けた人のこと。

ヤ 行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者。

要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人のこと。

ラ 行

老人クラブ

概ね 60 歳以上の人で構成される地域の自主的な高齢者活動グループ。

ワ 行

ワーキングプア

働いて収入を得ているにもかかわらず、その収入の水準が低く生活の維持が困難な人や世帯を表す言葉。「働く貧困層」とも呼ばれる。

ワンオペ育児

「ワンオペレーション育児」の略称。両親のどちらか一方、またはひとり親が家事・育児のほとんどを一人で行うこと。

第4期宍粟市地域福祉計画

令和7年3月

発行：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15

電話：(0790) 63-3067

FAX：(0790)-63-3140